

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）		
○ 岡山県普通海域管理条例施行規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 水門看守人設置規程の一部改正 （県例規集登載） ○ 指定介護予防サービスの事業の廃止 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 都市計画事業の事業計画の変更認可 〃 【公告】 ○ 土地改良事業換地処分の届出（農業協同組合等） ○ 公共測量の終了 ○ 公共測量の測量期間の変更 【監査公表】 ○ 財政的援助団体等に係る令和五年度の監査の結果の公表 ○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表	監理課 <		

◎岡山県規則第十七号

岡山県普通海域管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県普通海域管理条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県普通海域管理条例施行規則（平成十年岡山県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の採取禁止区域の項三中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百二十号

水門看守人設置規程（昭和三十三年岡山県告示第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

老人短期入所事業（蕃山荘）

2 所在地

岡山県備前市蕃山一三〇九―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人備前市社会福祉事業団

2 所在地

岡山県備前市伊部九六四―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年三月十九日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇〇九四

五 サービスの種類

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 布賀油木線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市備中町平川字前畑一〇五二一番一 地先から 高梁市備中町平川字黒岩一〇四七二番一 地先まで	新	一一・〇 二六・五	四六四・七
高梁市備中町平川字前畑一〇五二一番一 地先から 高梁市備中町平川字黒岩一〇四七二番一 地先まで	旧	五・二 二六・五	四六四・七

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大戸上中央線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町大戸上字日浦虬坂南八〇二番一 地先から 久米郡美咲町金堀字中尾山六三八番二地 先を経て 久米郡美咲町金堀字堂ノ脇七三七番一 地先まで	新	八・二 六三・九	一四二〇・二
久米郡美咲町大戸上字日浦虬坂南八〇二番一 地先から 久米郡美咲町金堀字堂ノ脇七三七番一 地先まで	旧	三・〇 三〇・二	一六四〇・八

- 一 道路の種類 県道

二 路 線 名 梶並立石線
三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市川上字走り上り道ノ下タ一五八三番一地先から 美作市川上字若宮堂免一五七二番一地先まで		新	六・六〇 一六・二	五六・〇
美作市川上字走り上り道ノ下タ一五八三番一地先から 美作市川上字若宮堂免一五七二番一地先まで		旧	四・〇〇 一二・六	五六・〇

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 百々櫛村線
三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市下山字地藏峠七四一番二地先から 美作市下山字矢萩六九二番地先まで		新	八・七〇 二五・一	一八一・四
美作市下山字地藏峠七四一番二地先から 美作市下山字矢萩六九二番地先まで		旧	八・七〇 二三・三	一八六・二

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 馬形美作線
三 道路の区域

一 道路の種類 県道
二 路線名 馬形美作線
三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市檜原下字屋敷東五〇三番一地先から 美作市檜原下字土居ノ上三四一番地先まで	新	一一・五〃 二七・五	八八・一
美作市檜原下字屋敷東五〇三番一地先から 美作市檜原下字土居ノ上三四一番地先まで	旧	一一・五〃 二六・六	八八・一

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市檜原下字六反僧五七五番一五地先から 美作市檜原下字四ノ谷五四五番一地先まで	新	一一・五〃 一八・六	七三・七
美作市檜原下字六反僧五七五番一五地先から 美作市檜原下字四ノ谷五四五番一地先まで	旧	一一・五〃 一五・二	七三・七

◎岡山県告示第百二十三号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道				一般国道	道路の種類	供用開始年月日
新見勝山線				三七四号	路線名	区間
新見市大佐小阪部字カケ田二六〇四番一地从先から 新見市大佐小阪部字正木二五六四番一地从先まで				美作市巨勢字石井谷一三一七番一地从先まで 美作市巨勢字久前谷一三二七番一地从先から 美作市巨勢字石井谷一三一七番一地从先まで		
高梁市備中町平川字前畑一〇五二一番一地从先から 高梁市備中町平川字黒岩一〇四七二番一地从先まで				美作市川上字走り上り道ノ下タ一五八三番一地从先から 美作市川上字若宮堂免一五七二番一地从先まで		
梶並立石線				美作市下山字地蔵岨七四一番二地从先から 美作市下山字矢萩六九二番一地从先まで		
百々櫛村線				美作市櫛原下字土居ノ上三四一番一地从先から 美作市櫛原下字六反僧五七五番一五地从先から 美作市櫛原下字四ノ谷五四五番一地从先まで		
馬形美作線						

◎岡山県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、令和二年三月二十四日付け岡山県告示第百五十八号で告示した津山広域都市計画道路路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

津山市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
津山広域都市計画道路事業 三・四・津十 総社川崎線		平成二十一年三月二十四日から 令和七年三月三十一日まで	収用の部分 岡山県津山市大字山 北字幸畑ヶ、字才之下、 字溝之内、字佃及び字 尻面地内 使用の部分 なし	

◎岡山県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十七年三月十日付け岡山県告示第百十四号で告示した岡山県南広域都市計画画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 地
岡山市	岡山県南広域都市計画道路事業 三・二・岡二百四 下野平井線及び 三・二・岡二百五 平井神崎線	平成二十一年三月十三 日から 令和十二年三月三十一 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

〔一四九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

令和六年三月二十六日

一 届出者

岡山県知事 伊原木 隆 太

南山方（共同施行） 代表者 紙子 忍

二 地区名

南山方地区

三 換地処分年月日

令和六年三月十五日

〔一五〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市南区宮浦地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、路線測量及び現地測量）	測量の種類類
令和六年二月二十九日	終了年月日

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

〔一五一〕倉敷市長から令和6年2月9日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があつた。

令和6年3月26日

変更前

令和6年1月31日から同年3月15日まで

変更後

令和6年1月31日から同年7月31日まで

岡山県知事

伊原 木

隆

太

◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により実施した財政的援助団体等に係る令和五年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月二十六日

岡山県監査委員	笹井茂智
岡山県監査委員	山本雅彦
岡山県監査委員	浅間義正
岡山県監査委員	飛山美保

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財政的援助団体等の監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和4年度

② 監査対象団体

- ・出資団体 …… 県が資本金等の4分の1以上を出資している団体
- ・補助金交付団体 …… 県が1千万円以上の補助金を交付している団体
- ・負担金・交付金交付団体 …… 県が5千万円以上の負担金又は交付金を交付している団体
- ・貸付金貸付団体 …… 県が1億円以上の貸付金を貸し付けている団体
- ・指定管理者 …… 県が公の施設の指定管理を行わせている団体

③ 監査実施団体

監査対象団体のうち、次の表に掲げる20団体について監査を実施した。

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数
出 資 団 体	26	8
補 助 金 交 付 団 体	56	7
負担金・交付金交付団体	6	2
貸 付 金 貸 付 団 体	1	0
指 定 管 理 者	29	9
合 計	118	26
() は実団体数	(101)	(20)

(3) 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務が、当該援助等の目的に沿って行われ、適正に処理されているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施団体に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該団体の職員から説明を聴取して調書にま

とめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（9団体）

監査委員が、監査実施団体に出向き、当該団体の職員から説明を聴取するとともに、当該団体から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査（11団体）

監査委員が、監査実施団体から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が財政的援助等の目的に沿って行われ、おおむね適正に処理されていることを確認した。

(1) 総括的事項

- ① 監査を実施した20団体のうち、1団体について改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。
- ② 指摘事項には至らないが、3団体について、改善を要すると認められる事案（注意・指導事項）があった。
- ③ その他の16団体については、適正に処理されていると認められた。

監査実施団体 （監査実施団体を所管する 県の部局）	監 査 対 象 区 分	監 査 年月日	指摘 事項	区 分	
				実 地	書 面
学校法人吉備 高原学園 （総務部）	【出資団体】 出資総額 50,000,000 円 県の出資額 27,500,000 円 （出資比率 55.0%）	令和6年 1月17日	—	○	
一般財団法人 岡山県国際交 流協会 （県民生活部）	【出資団体】 出資総額 1,015,410,500 円 県の出資額 600,000,000 円 （出資比率 59.1%） 【指定管理者】 岡山県国際交流センター 44,626,984 円	令和6年 1月22日	—	○	
岡山芸術交流 実行委員会 （環境文化部）	【負担金・交付金交付団体】 岡山芸術交流実行委員会負担金 50,000,000 円	令和6年 2月14日	—		○

公益財団法人 岡山県スポーツ協会 (環境文化部)	【出資団体】 出資総額 1,001,060,000 円 県の出資額 885,515,000 円 (出資比率 88.5%) 【補助金交付団体】 競技力強化費補助金 137,375,150 円 公益財団法人岡山県スポーツ協会補助金 510,000 円	令和6年 1月22日	—	○	
おかやまマラソン実行委員会 (環境文化部)	【負担金・交付金交付団体】 おかやまマラソン実行委員会負担金 86,331,677 円	令和6年 2月14日	—		○
岡山県民生委員児童委員協議会 (子ども・福祉部)	【補助金交付団体】 地区民生委員協議会活動推進事業費等補助金 18,930,600 円	令和6年 1月24日	—		○
社会福祉法人日本原荘ケアハウスかつた (子ども・福祉部)	【補助金交付団体】 岡山県軽費老人ホーム運営費補助金 11,579,000 円	令和5年 12月15日	—		○
岡山県中小企業団体中央会 (産業労働部)	【補助金交付団体】 岡山県中小企業団体中央会補助金 111,369,000 円 中小企業Uターン就職促進奨励金返還支援事業補助金 7,920,000 円	令和6年 1月24日	—	○	
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 (農林水産部)	【出資団体】 出資総額 500,000,000 円 県の出資額 375,000,000 円 (出資比率 75.0%) 【補助金交付団体】 新規就農等促進総合支援事業費補助金 4,773,000 円 農地売買事業等活動推進事業費補助金 6,500,000 円 【指定管理者】 岡山県立青少年農林文化センター三徳園 27,200,000 円	令和6年 1月29日	—	○	
公益財団法人岡山県林業振興基金 (農林水産部)	【出資団体】 出資総額 1,875,000,000 円 県の出資額 1,650,000,000 円 (出資比率 88.0%) 【補助金交付団体】 林業担い手育成総合対策事業補助金 19,303,275 円	令和6年 1月17日	—	○	

岡山県土地開発公社 (土木部)	【出資団体】 出資総額 100,000,000 円 県の出資額 100,000,000 円 (出資比率 100.0%)	令和6年 1月24日	—	○	
一般財団法人 吉井川水源地 域対策基金 (土木部)	【出資団体】 出資総額 105,673,000 円 県の出資額 51,780,000 円 (出資比率 49.0%)	令和6年 1月26日	—		○
一般財団法人 岡山県牛窓海 洋スポーツ振 興会 (土木部)	【指定管理者】 岡山県牛窓ヨットハーバー 利用料金制	令和6年 1月12日	—		○
岡山港埠頭開 発株式会社 (土木部)	【指定管理者】 岡山港福島・高島地区港湾施設 利用料金制	令和5年 12月18日	—		○
公益財団法人 倉敷スポーツ 公園 (土木部)	【出資団体】 出資総額 1,300,000,000 円 県の出資額 650,000,000 円 (出資比率 50.0%) 【指定管理者】 岡山県倉敷スポーツ公園 189,204,400 円	令和6年 1月11日	—	○	
岡山県総合グ ラウンドコン ソーシアム・ チーム岡山 (土木部)	【指定管理者】 岡山県総合グラウンド 372,156,580 円	令和6年 1月15日	—		○
株式会社東急 コミュニティ ー (土木部)	【指定管理者】 県営住宅原尾島団地外 27 団地 528,785,000 円	令和5年 12月19日	—		○
公益財団法人 岡山県育英会 (教育庁)	【補助金交付団体】 岡山県育英事業費補助金 53,477,059 円	令和6年 1月29日	有	○	
国際ライフパ ートナー株式 会社 (教育庁)	【指定管理者】 岡山県渋川青年の家 112,474,000 円	令和6年 2月7日	—		○
公益財団法人 特別史跡旧閑 谷学校顕彰保 存会 (教育庁)	【指定管理者】 岡山県青少年教育センター閑谷学校 83,655,000 円 特別史跡旧閑谷学校 5,668,000 円	令和5年 12月25日	—		○

(2) 個別的事項

- 公益財団法人岡山県育英会

ア 指摘事項

令和4年度末の奨学金未収償還金が、前年度末に比べ総額は減少しているものの、318,191,616円と多額になっており、早期解消が必要である。

イ 所見

奨学金の未収償還金について、令和4年度末の未収償還金残高は、2年連続して減少しているものの、令和4年度の償還金の収入率は、前年度に比べて低下しており、かつ、令和4年度末時点での未収償還金は、依然として多額である。

適正に返還している人との公平性の観点からも、また、制度の運営上の観点からも、大きなリスクとなっているので、今後も、債権管理に万全を期し、新たな未収償還金の発生を防止するとともに、これまでの未収償還金の回収に向け、より効果的・効率的な対策を推進されたい。

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定による監査の結果に関する報告があつたので、次のとおり公表する。

令和六年三月二十六日

岡山県監査委員	笹	井	茂
岡山県監査委員	山	本	雅
岡山県監査委員	浅	間	義
岡山県監査委員	飛	山	美
			保

令和5年度

包括外部監査結果報告書

持続可能な中山間地域等形成プログラム及び儲かる農林
水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事
業の管理について

岡山県包括外部監査人

弁護士 上 尾 洋 平

【目次】

第1章	監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した監査テーマ	1
3	監査テーマとして選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	2
5	外部監査の実施期間	2
6	外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称	2
7	利害関係	2
8	本監査報告書の構成	2
第2章	監査の視点等	4
1	監査の基本的な視点	4
(1)	監査の範囲について	4
(2)	財務事務の合规性	5
(3)	事業の有効性	11
(4)	事業の効率性	11
(5)	監査の具体的視点	12
2	外部監査の対象	12
(1)	対象部署及び対象事業	12
(2)	対象の選定理由	13
3	外部監査の実施方法	13
(1)	関連法体系の理解	13
(2)	中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムの全体像 に関する資料の徴求及びヒアリング	13
(3)	資料の実査	13
(4)	第1次ヒアリング	14
(5)	第2次ヒアリング	14
(6)	第3次ヒアリング	14
4	監査意見の表明方法	14

第3章 個別事業に対する監査結果の一覧	16
第4章 個別事業に対する監査結果	33
【持続可能な中山間地域等形成プログラム】	33
1 地域政策企画調査事業	33
2 生活交通確保対策事業	36
3 離島航路維持対策事業	40
4 地域公共交通維持確保支援事業	42
5 公共交通デジタル化推進事業	46
6 岡山県パーソントリップ調査事業	48
7 鉄道施設等整備促進事業	50
8 生き活き拠点強化支援事業	53
9 おかやま地域づくり支援員配置事業	56
10 持続可能な中山間地域等形成事業	59
11 地域と暮らしの維持応援事業	68
12 中山間地域協働支援センター事業	72
13 おかやま元気！集落活動促進支援事業	77
14 地域の多様な担い手確保・活動支援事業	80
15 小中学生離島の魅力発見・発信事業	84
16 岡山移住・定住促進パワーアップ事業	88
17 「暮らしJUICY！岡山県」晴れの国ぐらし推進事業	91
(1) 空き家等を活用した住まい・事業所などの支援事業	91
(2) 晴れの国ぐらし移住相談会の開催事業	93
(3) 情報発信の推進事業	95
(4) ワークेशन・二地域居住等の推進事業	97
(5) 他県との連携事業	100
18 吉備高原都市住区利用促進事業	102

【儲かる農林水産業加速化プログラム】	105
1 力強い担い手の確保・育成	105
(1) 農業実務研修事業	105
(2) 早期経営確立支援事業	107
(3) 帰農者支援事業	110
(4) 担い手育成・スマート農業社会実装促進事業	112
2 安全安心・高品質な農林水産物の生産振興	115
(1) ハイブリッド産地育成推進事業	115
(2) 黒大豆枝豆産地力強化対策事業	118
(3) 岡山白桃リノベーション事業	121
(4) ぶどうの供給力強化対策事業	123
(5) もっと儲かるおかやま園芸産地育成事業	126
(6) 岡山米販売力強化支援事業	129
(7) 「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業	132
3 県産農産物オムニチャネル戦略推進事業	135
4 県産農林水産物販売促進総合対策事業	139
5 普及活動推進事業	141
6 農業気象情報調査事業	144
7 産地ブランド育成事業	146
8 岡山県野菜価格安定促進事業	149
9 就農促進トータルサポート事業	151
(1) 新規就農研修事業	151
(2) 就農・就業相談事業（育成センター）	154
(3) 社会人就農研修事業	156
(4) 新規就農者がっちりゲット事業	158
10 農業士育成対策事業	161
11 新規就農者育成総合対策事業	163
12 三徳園担い手サポートプログラム強化事業	166
13 農業教育高度化事業	169

14	担い手確保・育成対策事業	171
(1)	担い手総合支援事業	171
(2)	ICT・省力・低コスト技術等実証事業	174
(3)	農業経営法人化支援総合事業	177
(4)	農福連携普及啓発推進事業	180
(5)	儲かる認定農業者育成支援事業	184
(6)	集落営農活性化プロジェクト促進事業	186
15	人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業	189
16	水田農業担い手育成総合支援事業	192
17	経営所得安定対策等推進事業	194
18	農産物安全GAP推進事業	196
19	生産振興総合対策事業	199
(1)	産地生産基盤パワーアップ事業	199
(2)	水田麦・大豆産地生産性向上事業	202
(3)	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	204
20	黒大豆枝豆産地力強化対策事業	207
21	国際水準GAP等推進事業	209
22	農地中間管理機構運営事業	211
(1)	農地中間管理機構運営事業	211
(2)	農地中間管理機構農地集積推進事業費	214
(3)	儲かる農林水産業へ向けた環境整備事業	217
23	持続的経営体支援事業	220
24	森林管理システム市町村等支援事業	223
(1)	市町村森林管理システム推進体制支援事業	223
(2)	森林クラウドを活用した新たな森林管理システム支援事業	228
(3)	意欲と能力のある経営体育成事業	230
25	晴れの国おかやまの林業就業促進事業	232
26	林業担い手育成総合対策事業	237
27	林業・木材産業成長産業化促進対策事業	241

28	県産材需要拡大総合対策事業	244
(1)	木づかい提案・実証事業	244
(2)	県産材利用促進対策事業	247
(3)	おかやまの木で家づくり支援事業	250
29	持続的林業確立対策事業	252
30	農林水産総合センター連携促進事業費	254
(1)	6次産業化支援事業	254
(2)	産学連携推進事業	259
(3)	6次産業化による地域ビジネス創出支援事業	262
(4)	岡山農林水産物知的財産総合支援事業	266
(5)	スマート農業加速化実証プロジェクト	270
(6)	おかやま農林水産DX推進事業	273
第5章	結語	277
	【凡例】	279
	【用語解説】	280

第1章 監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した監査テーマ

持続可能な中山間地域等形成プログラム及び儲かる農林水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事業の管理について

3 監査テーマとして選定した理由

- (1) 岡山県における「中山間地域」とは、山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、①山村振興法に規定する山村、②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域又は③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域のいずれかに該当するものをいう（中山間地域の振興に関する基本条例第2条）。

岡山県には27の市町村が存在するが、中山間地域には、そのうち81.5%の22の市町村が存在し、岡山県の人口の17.7%にあたる33万5020人が居住している。

また、岡山県の中山間地域の面積は5383.52平方キロメートルであって、岡山県全体の75.7%を占める。

なお、岡山県全域の高齢化率は30.7%であるが、中山間地域の高齢化率は、より高い40.1%となっている（以上につき岡山県HP参照）。

- (2) 岡山県は、第3次晴れの国おかやま生き生きプランの「重点戦略Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造」において、「⑥持続可能な中山間地域等形成プログラム」を掲げ、中山間地域の活性化等の施策に取り組むとともに、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」において、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」として、農林水産業の振興の施策を進めている。

上記のとおり、岡山県の中山間地域は、高齢化が進んでおり、人口減少が懸念される状況であることから、中山間地域の活性化を図ることは、岡山県全体の経済の均衡ある維持発展を図るうえで不可欠であり、その事業の遂行状況及び費用対効果については、県民が強い関心を抱くところである。

なお、農林水産業は、中山間地域の主な産業の一つであることから、中山間地域の活性化と岡山県の農林水産業の振興は、密接に関連していると思われる。

- (3) そこで、岡山県が取り組んでいる持続可能な中山間地域等形成プログラム及び

儲かる農林水産業加速化プログラム（以下両プログラムをあわせて「本各プログラム」という。）について、公益性、公共性の観点から、横断的に財務事務の執行及び事業の管理が法令・規則等に照らして適切に実施されているか、さらには、それぞれの事業が一体として効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することは、大いに意義があると判断し、監査の対象とすることとした。

4 外部監査の対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日。なお、必要がある範囲で、令和4年度よりも前の年度についても監査の対象とした。

5 外部監査の実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

6 外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称

外部監査人	弁護士	上尾洋平
同補助者	公認会計士	黒田直樹
同補助者	弁護士	鈴木清英
同補助者	弁護士	井上民子

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

8 本監査報告書の構成

本書の構成であるが、第1章では、監査の種類や監査テーマを選定した理由等包括外部監査の概要を述べている。

第2章では、本監査の具体的な視点を明らかにするとともに、かかる監査の視点を踏まえた監査意見の表明方法を述べている。

これらの監査の視点及び監査の意見表明方法を踏まえて、第4章以下において個別の事業の監査意見を述べていることから、第4章以下の各事業の監査意見をご確認いただくにあたり、監査の視点及び監査意見の表明方法については、ご留意いただきたい。

第3章では、個別の事業の監査を踏まえた結果を総括している。この章においては、監査の結果の概要を明らかにするとともに、監査人の総括的な意見を

述べている。

第4章では、個別の事業について、監査の結果を明らかにしている。個別の事業の監査においては、事業の概要を表に記載しているが、これらの表のうち「事業目的」欄及び「事業内容」欄は、監査の過程において県から提出された資料の内容をもとに監査人が概要を記載したものである（ただし、表現等が不鮮明なもの等については、適宜監査人が表現を修正している。）。

最後に、第5章において、結語を述べている。

なお、本報告書においては、法令、条例、要綱及び基本計画について正式名称ではなく略語を用いる場合があるところ、その詳細については、末尾の「凡例」として記載している。

また、専門性が高い用語等については、用語解説を末尾に設けていることから、こちらも併せてご参照いただきたい。

第1章	・監査テーマ及び監査テーマの選定理由 ・その他監査の概要
第2章	・監査の基本的な視点についての解説 ・監査の視点に基づいた監査の対象 ・監査の実施方法 ・監査意見の表明方法
第3章	・個別事業に対する監査結果の一覧
第4章	・個別事業に対する監査結果
第5章	・結語
巻末	・凡例、用語集

第2章 監査の視点等

1 監査の基本的な視点

(1) 監査の範囲について

ア 地方自治法252条の37の1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と規定しており、かかる規定から、包括外部監査の対象は、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」であって、いわゆる行政監査は含まないことは明らかである。

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法第2編第9章中に規定されている財務に関する事務の執行をいい、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含するが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない（松本英昭著「新版逐条地方自治法」第9次改訂版706頁）。

また、行政監査とは、「一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である。」（同著706頁）とされている。

このように、包括外部監査においては、対象とされた特定の事件にかかる財務に関する事務の執行全てが監査の対象となるが、予算の編成事務、予算の議会における審議等並びに行政の内部組織、職員の配置、事務処理の手続及び行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性は監査の対象から外れることになる。

イ また、同条第2項は、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」としている。

この点、第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、同条第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされている。

これらの規定を前提とすれば、包括外部監査は、特定の事件に係る地方公共団体の財務事務が有効かつ効率的に実施されているかの観点から監査する必要がある（いわゆる3E監査である。）。

ウ なお、財務事務の適法性に関し、「包括外部監査においては、適法性に重点において監査する」等の法律上の規定は存在しないものの、地方自治法第2条第16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定しており、地方公共団体の事務は、法律・条例等の根拠なく処理することはできないことは明らかである。

このように、法令に基づく行政という大原則を前提とすれば、監査の性質上、財務事務の前提となる事業の適法性を確認することは当然の前提であると考えられる。

そのため、財務に関する事務の執行にかかる監査の前提として、当該財務事務の前提となる事業について根拠となる法令が存在するのかの確認については、監査の対象に含まれると考える。

オ これらをまとめると、包括外部監査においては、①事業の根拠となるべき法律や条例等が存在しており、かつ、財務事務がその事務の根拠となる法律や条例等に定める手続きに則り執行されているか（財務事務の合規性）、②財務事務の執行が有効かつ効率的に行われているか（事業の有効性、効率性）を監査の対象とする必要があると考える。

以上を踏まえ、次項以降において、本件の監査テーマである中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事業の管理について具体的な監査の視点を述べることとする。

(2) 財務事務の合規性

中山間地域の振興に関する基本条例は、「中山間地域が担う役割の重要性にかんがみ、中山間地域の振興に関し、県、市町村及び県民の責務又は役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的方向を定めることにより、中山間地域の振興の推進を図り、もって県民の福祉の向上に資することを目的とする」こと（第1条）を明らかにするとともに、食料・農業・農村基本法は、「食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的」とし（第1条）、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」として地方公共団体の責務を明らかにしている。

このような中山間地域及び農業の振興に関する法体系を前提とすれば、地方

公共団体が実施する中山間地域及び農業の振興に係る施策は、上記の中山間地域の振興に関する基本条例及び食料・農業・農村基本法の基本理念に則った施策であること又は国との役割分担を踏まえて、地方公共団体の自然的経済的社会的条諸条件に応じた施策として執行されることが不可欠である。

そのため、仮に、中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する個々の財務事務の手続きが適正に執行されていたとしても、財務事務のもととなる施策（事業）が法律や国の施策等に準じたものとなっていないければ、財務事務の執行について合规性を認めることはできない。

以上を踏まえ、本件の監査においては、個別の財務事務の根拠となる施策が法律や基本理念、国が定める基本政策又は岡山県の条例等や基本計画等に準拠して執行されているかについて監査の対象とする。

また、中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する事業が法令等に依拠する合理的な事業であったとしても、その財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令及び県財務規則等に基づいて適法に執行される必要がある。

本件の財務事務の合规性の監査においては、事業を遂行するための契約関係を主な監査の対象とするところ、地方自治体が契約を締結する場合に準拠すべき法律等は、下記のとおりである。

本監査においては、下記の各規定を規範として、中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する財務事務が、これらの法令等に則り、適法かつ適正に執行されているかを中心に監査する。

記

地方自治法

234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸賃借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設

（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- 4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

県財務規則

- 151条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき、見積書を徴するいとまがないときその他見積書を徴する必要がないときは、この限りでない。

会計要綱

【第151条関係】

（見積書の徴取の基準）

- 1 契約担当者は、契約事務の簡素化を図るため、見積書の徴取について次により取り扱うことができる。ただし、（1）のア及び（2）のキについては、一律に適用することなく、契約の種類、取扱業者の多寡等を考慮して適切に取り扱うこと。
 - （1）2人以上の者から見積書を徴さなくてもよい場合
 - ア 予定価格が10万円未満であるとき。
 - イ 契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。
 - ウ 緊急の必要から他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
 - （2）見積書を徴さなくてもよい場合
 - ア 会場使用料、受験手数料、受講手数料、食糧費及び電気通信役務で、契約担当

者が、見積書を徴する必要がないと認めるとき。

イ 郵便切手、郵便葉書、収入印紙の購入のように契約金額が法令又は法令に基づく処分によって定められている契約をするとき。

ウ 定期刊行物（新聞、雑誌等）、法令集の追録その他のもので相手方によって価格差がないものを購入するとき。

エ 災害その他特別な事由により緊急に必要な物品の購入その他の契約をするとき。

オ 生産品を売り払う場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

カ 国等が示す基準や他の類似事業との均衡を図るため、あらかじめ定まった単価で複数の相手方と同一内容の契約をしようとするとき。

キ 予定価格が5万円未満であるとき。

業務委託に係る随意契約ガイドライン

第4 運用に当たっての留意事項

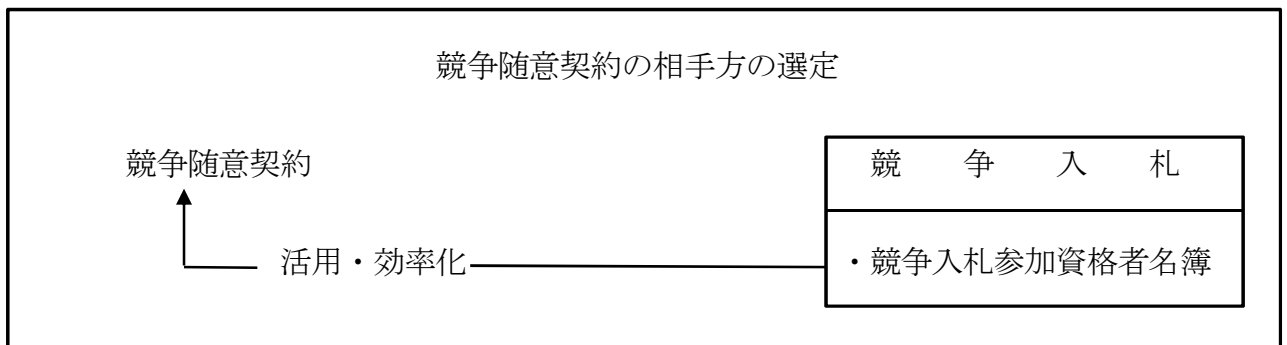
随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であって、無制限に認められるものではなく、令第167条の2第1項各号のいずれかに規定する要件に適合する場合に限り適用できるものであることを十分に認識し、次に掲げる事項を遵守し適正に運用しなければならない。

1 共通的事項

- (1) 令第167条の2第1項各号の規定の運用に当たっては、規定を拡大解釈することなく適用すること。
- (2) このガイドラインで例示する項目は、可能性のある事案を記載したものであり、形式的に該当するものは直ちに適用すべきものとする趣旨でないことや、例示したものに限定される趣旨でないことを考慮のうえ、慎重に判断すること。
- (3) 随意契約を行う場合は、競争入札による場合の作成方法に準じて予定価格を定めること。（財務規則第150条）
- (4) 特命随意契約となる場合は、見積書提出業者が1者となることから、特に慎重に予定価格の算定を行うとともに、相手方から見積書内訳を徴取し、これを詳細に点検するなどして、適正な契約金額となるように努めること。
- (5) 政策上の目的から、公益法人等と特命随意契約している場合は、経済動向に留意しながら、毎年度積算単価を点検して適正な委託料の積算を行うこと。
- (6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念

にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。

- (7) 随意契約を行う場合は、委託契約内容の大部分が委託契約の相手方から更に第三者に再委託されることのないよう留意すること。また、再委託が見受けられる場合は、再委託先との直接契約を検討すること。
- (8) 随意契約を行う場合は、その理由及び令の該当条項並びに相手方選定理由（特命随意契約にあつては特定の者に限られる具体的理由）を明確にすること。また、予定価格が100万円（消費税等を含む。）を超えるものは、入札・契約事務審査会に諮り、随意契約の適否等を審議するものであること。（事業執行伺等記入例）
- (9) 随意契約を行う場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴取し、特別な事由がない限り、予定価格の範囲内において最低の価格で見積った者を契約の相手方とすること。ただし、国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき、見積書を徴するいとまがないとき、その他見積書を徴する必要がないときは、この限りでないこと。（財務規則第151条）
- (10) 随意契約における競争見積の執行回数は、原則として3回を限度として取扱うこと。
- (11) 随意契約の相手方の選定は、原則として競争入札参加資格者名簿登載者の中から行うこととすること。



- (12) 技術提案型契約方式による選考委員会の設置に当たり、その審査を行う選考委員が当該業務に対する提案（応募）者と利害関係を有するときは、その提案（応募）者に係る審査に参加させないこと。

【注】利害関係を有すると考えられる範囲は、個々の事案において契約担当者が適宜判断すべきものとするが、一例として、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が提案（応募）者と直接の利害関係にある場合等が考えられる。（地方自治法第117条「議長及び議員の除斥」参照）

（「業務委託に係る随意契約ガイドライン」6頁以下抜粋）

以上

(3) 事業の有効性

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第2条14項）。

中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する個別の財務事務についても、目的を達成するため、最少の経費で最大の効果を挙げる必要があることはいうまでもない。

なお、中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策の範囲は多岐にわたっている。

また、その方法は、補助金の交付によって支援する場合や啓発を促すものなど、その効果を明確に判定できる場合だけでなく、その効果を定量的に判定しづらい場合がある。

この点、中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策について、定量的な効果が直ちに表れずとも、継続することによって将来に向かって中山間地域又は農林水産業の成長・発展に資する場合もあり、短期的かつ定量的な効果の有無のみをもって有効性を評価することは早計である。

このように中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策は、その効果を定量的に判断しづらい側面があり、かかる特徴を踏まえると、これらの施策を実効的に実施するためには、その事業における目標が明確な目的意識をもって設定されること、目標の設定が合理的であること、その効果を合理的に検証されること及び検証された効果が次年度以降の事業に生かされることが極めて重要であり、かかる目標の設定及び効果の検証が適切になされなければ、事業としての有効性が乏しいにも拘らず、漫然とその改善がなされることがないまま、徒に公金が支出される虞れがある。

本監査においては、中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策の効果に関する目標が明確かつ合理的に設定されているのか、効果が検証されているか、かかる効果の検証手法が合理的か、その検証結果を次年度以降にどのように生かしているか等を事業の有効性の評価指標として監査する。

(4) 事業の効率性

中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策の目標の設定や効果の判定が的確になされていたとしても、事業によって得られた効果とその効果を得るために費やされた公金の額が相当なものでなければ、かかる施策の実施について、県民の納得を得ることはできない。

すなわち、投資された公金の額と得られた効果が均衡していなければ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14項）と規定している趣旨を全うできない。

そのため、各施策に基づく事業の効果と予算の執行額が均衡しているかを監査の対象とする。

(5) 監査の具体的視点

以上の監査の視点を考慮し、下記の3点を具体的な視点として、監査を実施した。

記

ア 財務事務の合规性

- ・中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する事務の執行が法令、条例又は基本理念等に整合しているか。
- ・財務事務の執行が法令及び岡山県財務規則等に準拠して適法になされているか。

イ 事業の有効性

- ・事業の効果について目標が明確に設定されているのか。
- ・事業の目標の設定が合理的か。
- ・事業の効果が検証されているか。
- ・事業の効果の検証手法が合理的か。
- ・効果の検証結果は、次年度以降の事業の実施に反映されているか。
- ・社会情勢や外部環境の変化を踏まえて事業の目標が見直されているか。

ウ 事業の効率性

- ・中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策の効果と執行された予算が見合っているのか。
- ・より少額の費用で同様の効果をもたらす方法の有無について検討されているか。

2 外部監査の対象

(1) 対象部署及び対象事業

中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する財務事務及び事業に関わる部署、具体的には、中山間・地域振興課、県民生活交通課交通政策班、農政企画課、対外戦略推進室、農産課、農村振興課、林政課、治山課、農林水産総合センターを対象部署とし、上記各部署が令和4年度に予算執行した82の事業を監査対象とする。

(2) 対象の選定理由

岡山県の中山間地域等形成プログラムに関する施策について、中山間地域活性化基本方針の立案等の中心を担っているのは、中山間・地域振興課である。

また、中山間地域活性化の施策のうち地域交通の確保維持については、県民生活交通課交通政策班が施策を実施している。

他方で、農林水産業加速化プログラムに関する施策については、農林水産部のうち農政企画課、対外戦略推進室、農産課、農村振興課、林政課、治山課、農林水産総合センターが中心となって施策を進めている。

そのため、監査テーマである中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事業の管理の把握のため、上記部署を監査の対象とすることとした。

なお、農林水産業加速化プログラムに関する施策のうち、予算の金額が100万に満たない事業の一部については、監査対象部署とはしていない。

3 外部監査の実施方法

(1) 関連法体系の理解

中山間地域の振興に関する基本条例及び食料・農業・農村基本法をはじめ、国内及び岡山県における中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する法体系の内容を精査した。

また、中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムの根幹となる生き生きプラン等の計画を精査した。

(2) 中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムの全体像に関する資料の徴求及びヒアリング

岡山県の中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策の全体像を把握するため、令和5年6月5日、岡山県の中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策を担っている担当者と面談を実施のうえ、岡山県の中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策全般の概要資料の提出を受けるとともに、その内容について説明を受けた。

(3) 資料の実査

岡山県の中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策全般の概要資料（委託に係る稟議資料や仕様書、見積書、委託契約書、会議の議事録、事業の報告書などの資料一式）の内容を精査したうえで、

事業に関する資料を追加で徴求し、資料を実査した。

(4) 第1次ヒアリング

資料の実査及び1次的な質問の回答内容を踏まえて、監査対象とする中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する財務事務及び事業について、令和5年9月27日、同年10月2日及び同年10月18日にヒアリングを実施した。

(5) 第2次ヒアリング

監査人において、いったん監査意見を作成し、かかる監査意見について事実誤認がないかについて、令和6年1月25日、同年1月29日及び同年2月9日、担当課の職員からヒアリングを実施した。

(6) 第3次ヒアリング

監査人において、第2次ヒアリングの結果を踏まえて、意見書を修正し、改めて監査意見について事実誤認がないかについて、令和6年3月1日、担当課の職員からヒアリングを実施した。

4 監査意見の表明方法

中山間地域等形成プログラム及び農林水産業加速化プログラムに関する施策は多岐にわたることから、それらに対する監査の結果について可及的に一覧性及び明瞭性をもたせることが包括外部監査においては重要であるとする。

もっとも、監査対象となる各事業について、単に「指摘」や「意見」を述べたり、「問題がない」と述べたりするだけでは、なぜそのような「指摘」、「意見」に至ったのか、又はなぜ「問題がない」と判断されたのか判然とせず、監査の意義が乏しいものとなる。

そこで、指摘や意見を述べる又は問題点なしと判断する前提として、監査の基本的視点において提示した3つの視点から、各事業を監査した結果を個別に下記のAからDまでの基準を用いて統一的に評価するとともに、上記の評価と関連付けて、各事業の監査項目について、監査人が速やかに改善すべき重要事項として判断したもの（評価が「D」となったもの）について「指摘事項」、直ちに改善すべきではないが改善を検討することが望ましいと判断した事項（評価が「C」となったもの）について「意見」をそれぞれ記載する。

記

- A：違法又は不適当な点はなく、将来の事情まで考慮して十分な対応がなされている。
- B：違法又は不適当な点はなく、現状において必要な対応がなされている。
- C：違法又は不適当な点はないが、現在の対応を改善することが望ましい。
- D：違法又は不適当な点が認められ、直ちに改善する必要がある。

第3章 個別事業に対する監査結果の一覧

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 持続可能な中山間地域等形成プログラム				
1	地域政策企画調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2	生活交通確保対策事業	①	B	
		②	C	【意見 1－1】 地方バスの運行事業者の生産性を向上させる施策について、さらなる検討が必要と考える。
		③	B	
3	離島航路維持対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4	地域公共交通維持確保支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
5	公共交通デジタル化推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6	岡山県パーソントリップ調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7	鉄道施設等整備促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
8	生き生き拠点強化支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
9	おかやま地域づくり支援員配置事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
10	持続可能な中山間地域等形成事業	①	D	【指摘事項1-1】随意契約の締結にあたっては、可及的に競争性のある契約方法を検討する必要があると考える。
		②	B	
		③	B	
11	地域と暮らしの維持応援事業	①	B	
		②	C	【意見1-2】本事業のうち補助金の支給がなかった事業について、積極的に補助金が活用される施策を検討する必要があると考える。
		③	B	
12	中山間地域協働支援センター事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
13	おかやま元気！集落活動促進支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
14	地域の多様な担い手確保・活動支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
15	小中学生離島の魅力発見・発信事業	①	B	
		②	C	【意見1－3】本事業の成果指標として離島振興を担う人材の増加数や交流人口の増加数等を用いることを検討すべきである。
		③	B	
16	岡山移住・定住促進パワーアップ事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
17	空き家等を活用した住まい・事業所などの支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
18	晴れの国ぐらし移住相談会の開催事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
19	情報発信の推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
20	ワーケーション・二地域居住等の推進事業	①	B	
		②	C	【意見1－4】本事業による効果測定について検討する必要があると考える。
		③	B	
21	他県との連携事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
22	吉備高原都市住区利用促進事業	①	B	
		②	A	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
2 儲かる農林水産業加速化プログラム				
2 3	農業実務研修事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 4	早期経営確立支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 5	帰農者支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 6	担い手育成・スマート農業 社会実装促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 7	ハイブリッド産地育成推進 事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
28	黒大豆枝豆産地力強化対策事業	①	B	
		②	C	【意見2-1】本事業の趣旨に照らして、生産者の所得向上を図ることを県として推進していくのであれば、現在の事業の内容及び予算配分について見直すことが望ましいと考える。
		③	B	
29	岡山白桃リノベーション事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
30	ぶどうの供給力強化対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
31	もっと儲かるおかやま園芸産地育成事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
32	岡山米販売力強化支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
33	「くだもの王国おかやま」 晴苺プロジェクト事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
34	県産農産物オムニチャネル 戦略推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
35	県産農林水産物販売促進総 合対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
36	普及活動推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
37	農業気象情報調査事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
38	産地ブランド育成事業	①	B	
		②	C	【意見2-2】委託業務の効果について、年度ごとに慎重に検討し、次年度以降の委託の要否、委託金額の妥当性について検討することが望ましいと考える。
		③	B	
39	岡山県野菜価格安定促進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
40	新規就農研修事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
41	就農・就業相談事業（育成センター）	①	B	
		②	B	
		③	B	
42	社会人就農研修事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
4 3	新規就農者がっちりゲット事業	①	B	
		②	C	【意見2－3】本事業の相談件数を増加させるため、広報や開催の在り方について検討すべきと考える。
		③	B	
4 4	農業士育成対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 5	新規就農者育成総合対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 6	三徳園担い手サポートプログラム強化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4 7	農業教育高度化事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
48	担い手総合支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
49	ICT・省力・低コスト技術等実証事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
50	農業経営法人化支援総合事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
51	農福連携普及啓発推進事業	①	C	【意見2-4】本事業のうち農福連携普及啓発推進事業委託業務について委託の方式について企画提案型の方式を検討すべきと考える。
		②	B	
		③	B	
52	儲かる認定農業者育成支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
5 3	集落営農活性化プロジェクト促進事業	①	B	
		②	C	【意見2－5】本事業に基づく補助金を十分に活用すべく、本事業の広報を充実させる等事業の遂行について検討する必要があると考える。
		③	B	
5 4	人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5 5	水田農業担い手育成総合支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5 6	経営所得安定対策等推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5 7	農産物安全GAP推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
58	産地生産基盤パワーアップ事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
59	水田麦・大豆産地生産性向上事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
60	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
61	黒大豆枝豆産地力強化対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
62	国際水準GAP等推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
6 3	農地中間管理機構運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6 4	農地中間管理機構農地集積 推進事業	①	B	
		②	C	【意見2－6】本事業の補助金活用を促す施策について検討すべきと考える。
		③	B	
6 5	儲かる農林水産業へ向けた 環境整備事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6 6	持続的経営体支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6 7	市町村森林管理システム推 進体制支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
68	森林クラウドを活用した新たな森林管理システム支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
69	意欲と能力のある経営体育成事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
70	晴れの国おかやまの林業就業促進事業	①	D	【指摘事項2-1】本事業の成果を挙げるため、委託の方式を含めて施策を検討する必要があると考える。
		②	D	【指摘事項2-2】本事業の成果を挙げるため、委託の方式を含めて施策を検討する必要があると考える。
		③	B	
71	林業担い手育成総合対策事業	①	B	
		②	C	【意見2-7】本事業において、さらなる新規就業者を確保するとともに離職者を減少させること等も考慮した積極的な施策を検討する必要があると考える。
		③	B	
72	林業・木材産業成長産業化促進対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
7 3	木づかい提案・実証事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7 4	県産材利用促進対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7 5	おかやまの木で家づくり支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7 6	持続的林業確立対策事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
7 7	6次産業化支援事業	①	B	
		②	C	【意見2－8】本事業の補助金の更なる活用を促す施策について検討すべきである。
		③	B	

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
78	産学連携推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
79	6次産業化による地域ビジネス創出支援事業	①	B	
		②	C	【意見2-9】おかやま6次化ふえを活用したオープンセミナーを積極的に開催するとともに定量的な成果指標を盛り込むことを検討すべきである。
		③	B	
80	岡山農林水産物知的財産総合支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
81	スマート農業加速化実証プロジェクト	①	B	
		②	B	
		③	B	
82	おかやま農林水産DX推進事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

第4章 個別事業に対する監査結果

【持続可能な中山間地域等形成プログラム】

1 地域政策企画調査事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	過疎化、高齢化が進行している中山間地域の活力を創出するため、「中山間地域活性化基本方針」（令和3年2月改訂）に基づき、市町村や地域住民、NPO、企業等と連携しながら、中山間地域対策を総合的、効果的に推進する。		
事業内容	地域振興を図るための企画立案等		
法令・条例・要綱等	中山間地域活性化基本方針		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	804万2000円	令和4年度決算 (執行率)	804万2000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 中山間地域の振興に関する基本条例第2条は、「中山間地域」について、山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、①山村振興法に規定する山村、②特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域又は③過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域のいずれかに該当するものをいうと規定しており、県の責務等について下記のとおり規定している。

記

第3条 県の施策は、中山間地域が県民の生活に重要な役割を果たしていること、生活環境の整備水準が他の地域に比較して低位に置かれていること等を十分に配慮して実施されなければならない。

第4条 県は、前条に規定する県の施策を実施する上での基本原則にのっとり、農業生産基盤の整備をはじめとする農林水産業の振興、道路、下水処理施設、情報通信施設等生活環境基盤の整備、保健医療サービス及び福祉サービスの確保及び充実、商工業の振興その他中山間地域の振興を図るための施策（次項及び次条において「中山間地域の振興施策」という。）を総合的に実施する責務を有する。

- 2 県は、国が中山間地域を対象として制定した各種の法制の意義をより生かすように配慮して、中山間地域の振興施策を実施しなければならない。

以上

本事業は、中山間地域活性化基本方針にのっとり、地域振興を図るための企画立案等を行うことを目的とする事業であり、その財務事務は、条例及び基本方針に基づくものである。

- 2 また、財務事務の執行について、①地域活性化センター年会費負担金について、一般財団法人地域活性化センターは、地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的に、全国の都道府県、市町村及び民間企業等の出資により設立された法人であり、地域活性化センターの正会員年会費としてセンター定款に基づき支出していること、②中国地方知事会中山間地域振興部会負担金について、中国地方知事会中山間地域振興部会規約に基づき中国地方知事会で決定した額を支出していること及び③移住・交流推進機構負担金は、一般社団法人移住・交流推進機構の目的及び事業内容が、岡山県の交流・定住の促進につながるものと考えられることに鑑み、同機構に都道府県会員として参画し、定款に基づき支出していることを確認した。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

なお、監査の過程において、地域政策推進の一環として片上鉄道沿線地域活性化対策協議会の負担金（5000円）、全国過疎地域連盟負担金（46万8000円）、離島振興対策協議会負担金（7万円）及び全国積雪寒冷地帯振興協議会負担金（1万円）の支出がなされていることを確認したが、かかる点について、特に問題となる点は認められなかった。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和4年度における、本事業の成果を確認したところ、「①地域活性化センターが実施する助成事業は、県内市町村への支援として毎年度有効に活用されています。②中国地方知事会中山間地域振興部会では、中国5県地域おこし協力隊研修や中山間地域対策スキルアップ研修会等を実施しており、参加者アンケートから協力隊のネットワーク形成や、県・市町村職員の地域づくりに関するノウハウ習得に役立っていることを把握しています。③一般社団法人移住・交流推進機構に対する負担金支出の効果については、生き生き指標でもある、移住相談件数で効果測定を行っている。」との回答を得た。

監査の過程において、①②③の各事業の成果把握について確認したところ、いずれの団体についても、事業計画、事業報告が都道府県に報告されているほか、各団体の設置目的に沿って、地域社会の活性化のための人づくり、まちづくり等の活動を支援する事業や地域の共通課題等をテーマにした調査・研究及び情報提供、中山間地域振興のための共同事業、交流・移住を促進するためのWEBサイト「ニッポン移住交流ナビ」の運営やフェア開催、自治体等の課題解決に資する独自調査レポート事業等本県の中山間地域の振興に資する事業が行われていることを確認しているとのことであった。

なお、具体的な成果として、①地域活性化センターについては、自治体・地域・集落の将来的な消滅可能性の危機打開等に向けた事業や移住・定住・交流人口の増加につながる事業など、地域活性化のための助成事業を実施しており、毎年、県内市町村から2～6事業が助成を受けており、その結果、これまでに次代の担い手となる中高生が地域づくりに関わる仕組みづくりや地場産業（デニム）を活用した交流人口の拡大、生き方・働き方に力点を置いた新たな手法による移住者の創出などの成果が生まれていること、②中国地方知事会中山間地域振興部会について、研修会等の開催により地域おこし協力隊のネットワーク形成や県・市町村職員の地域支援ノウハウの習得が図れているほか、政策研究会を開催し、共通する中山間地域の課題について各県の取組成果や工夫等の情報交換を行い、県支援策の検討に役立てていること、③一般社団法人移住・交流推進機構が運営するWEBサイト「ニッポン移住交流ナビ」（アクセス数約48万PV／月（年間平均））を活用し、岡山県及び市町村が実施する交流・移住イベント情報を掲載し、集客を行っているほか、市町村との連携により同機構主催のフェアに出展するなど、移住相談件数の拡大に直接つながる取組を進めるとともに、県内市町村における地域おこし協力隊募集情報を掲載するなど、同機構の情報発信機能を積極的に活用していること等を確認した。

以上のとおり、各団体に対する負担金については、漫然と継続して支出することがないよう、毎年度、支出による効果（有効性）を慎重に検証しながら支出の可否を決定しているとのことであった。

このように、事業の成果について検証がなされていることを考慮して、本事業の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業に基づく負担金等については、金額が定まっており、県の裁量の余地がない。また、本事業の効率性について特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 生活交通確保対策事業

【概要】		担当部署	県民生活交通課
事業目的	国の補助事業である「地域公共交通確保維持事業」とは、生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（バス路線に関しては、令和6年度までは当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画及び離島航路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。 この「地域公共交通確保維持事業」のうち、地域の基幹的なバス路線に対する支援である「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」及び「車両減価償却費等国庫補助金」については、県としても、地域住民の生活のため路線を維持する必要があることから、岡山県地域間幹線系統補助金交付要綱に基づき、国に協調した補助を行っている。 なお、都道府県においては、バス路線の維持・廃止について協議を行うため、道路運送法施行規則第15条の4第2項に基づく地域協議会が設置されており、国の「地域公共交通確保維持事業」の実施計画である地域間幹線系統確保維持計画は、当該協議会において策定されている。 また、本県では、国の基準による「地域間幹線系統」に該当しないバス路線のうち、県として、地域住民の生活のため路線を維持する必要があるとして県の基準を満たすものについて、岡山県地域振興特定バス系統補助金交付要綱に基づき、補助を行っている。		
事業内容	1 地域間幹線系統運行費補助金 2 車両減価償却費等補助金 3 地域協議会開催 4 地域振興特定バス系統補助金		
法令・条例・要綱等	・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 ・地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（国） ・中山間地域活性化基本方針 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（国） ・岡山県地域間幹線系統補助金交付要綱（県） ・岡山県地域振興特定バス系統補助金交付要綱（県） ・道路運送法、道路運送法施行規則 ・岡山県生活交通対策地域協議会設置要綱（県）		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	1億4895万1000円	令和4年度決算 (執行率)	1億1588万1000円 (78%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 中山間地域活性化基本方針は、「2 安心して暮らせる生活基盤づくり」の「重点分野1 生活環境の整備」の具体的な重点施策として下記のとおり定めている。

記

◎地域公共交通の維持・確保

拠点間を結ぶ広域的・幹線的なバス路線等を、国、市町村、事業者と役割分担しながら維持・確保するとともに、地域住民の移動手段の確保のため、デマンド交通等へのAI配車システムの導入やMaaS(Mobility as a Service:様々な交通手段を連携し、その最適化を図り、快適な移動手段やそれに付随するサービスを提供する新しい概念)の導入など、ICTの活用による利用者の利便性向上を含め、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組む市町村を支援する。また、離島への定期航路については、市町村等と連携し、その維持・確保に努める。

以上

本事業は、中山間地域活性化基本方針等にのっとり、国と地方公共団体が適切な役割分担を図りつつ、助成措置を講じ、広域的・幹線的な地域間幹線系統の運行維持等を図ることを目的とするものであり、その財務事務は、基本方針に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務の執行は、要綱に基づき補助金を交付することを主な内容とする事業であり、かかる支出の過程において、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

本事業は、①国の地域公共交通確保維持事業への協調補助として、岡山県地域間幹線系統確保維持計画に基づき地域間幹線系統運行費補助金及び車両減価償却費等補助金を交付する事業(岡山県地域間幹線系統補助金交付要綱に基づく補助金、予算1億2637万4000円)、②地域協議会開催事業(県主体でバス路線の維持・廃止について協議を行うための協議会、予算40万5000円)及び③地域間幹線系統運行費補助金の対象とならない路線に対して地域振興特定バス系統補助金を交付

する事業（岡山県地域振興特定バス系統補助金交付要綱に基づく補助金、予算2217万2000円）である。

監査の過程において、①令和4年度に国が実施した地域公共交通確保維持事業において地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付を受けている路線（県は、国に協調した補助として地域間幹線系統運行費補助金を交付）に係る定量的な目標及び実績の一覧を確認したところ、輸送人数の目標は22系統において133万7552人とされているところ、128万2454人であり、達成率は約95%にとどまっており、22系統のうち7系統の収益改善率がマイナスとなっている。

また、③地域振興特定バス系統補助金を交付した路線について、各路線の輸送人数は把握されているものの、具体的な目標設定は明らかではない。

本事業は、地域公共交通確保の一環として、バス路線の維持を図るべく補助を行うものであって、中山間地域等の交通を確保するうえで重要な事業であり、本事業にかかる期待は大きいと思われる。

令和4年度は、上記のとおり、輸送人数の目標を達成しておらず、補助対象路線に係る効果検証の方法について、今後の改善の余地があると思われることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1－1】地方バスの運行事業者の生産性を向上させる施策について、さらなる検討が必要と考える。

前記のとおり、令和4年度の国の地域公共交通確保維持事業による地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の対象路線に係る定量的な目標の達成率は約95%にとどまっており、22系統のうち7系統の収益改善率がマイナスとなっているうえに、地域振興特定バス系統補助金の対象路線について、具体的な目標設定は明らかではない。

本事業は、地域公共交通を確保するために重要な事業であるから、事業の目標設定及び目標達成のための施策は効果的になされる必要がある。

この点、令和6年度から、国の制度変更により、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の対象路線については、県の地域協議会ではなく、市町村に設置された法定協議会において協議を行うこととなるため、県も法定協議会に積極的に関与し、地域振興特定バス系統補助金の対象路線も含め、地方バス路線の生産性を向上させるための支援を行うべきと考える。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

3 離島航路維持対策事業

【概要】		担当部署	県民生活交通課
事業目的	離島航路の維持及び改善を図り、離島地域の振興並びに離島住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、航路運航により欠損が生じている航路事業者に対して、国及び関係市とともに補助を行う。		
事業内容	以下の条件を満たす航路の航路事業者に補助金を交付する。 ・唯一の交通機関であること。 ・国道、県道に相当する機能を有すること。 ・生活必需品を輸送していること。 ・離島振興計画に適合していること。		
法令・条例・要綱等	・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 ・地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（国） ・中山間地域活性化基本方針 ・離島振興計画 ・離島航路整備法 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（国） ・岡山県離島航路対策補助金交付要綱		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	5303万7000円	令和4年度決算 (執行率)	3882万5874円 (73%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 中山間地域活性化基本方針は、「2 安心して暮らせる生活基盤づくり」の「重点分野1 生活環境の整備」の具体的な重点施策として「地域公共交通の維持・確保」を掲げ、「離島への定期航路については、市町村等と連携し、その維持・確保に努める。」と定めている。

また、離島振興計画では「本県の離島地域について、生活の安定、産業の振興、福祉の向上を図ることに加え、各島の特性や資源を十分に生かしながら、住民自身が主体となり、互いに支え合い取り組む自立的発展、さらには他地域や離島地域相互間の交流を促進し、「安心して暮らし続けることができる島づくり」に必要な諸施策の基本的な指針を示す」とし、重点施策を下記のとおり定めている。

記

■交通体系の整備

交通体系の整備は、離島の地理的条件によって受ける制約を改善する最も重

要な施策である。

特に、離島航路の維持・確保は、単に住民の生活交通としての移動手手段の確保に留まらず、産業、観光、医療など様々な振興に寄与するものであり、離島振興の根幹となるものであることから、その維持・確保に取り組むとともに、人の往来等に要する費用の負担の軽減に取り組む。

以上

本事業は、中山間地域活性化基本方針及び離島振興計画等にとり、離島航路の維持及び改善を図り、離島地域の振興並びに離島住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、航路事業者に対して、国及び関係市とともに補助を行うことを目的とするものであり、その財務事務は、基本方針に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務の執行は、要綱に基づき補助金を交付することを主な内容とする事業であり、かかる支出の過程において、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、本事業の成果について確認したところ、「運航計画を定め、事業年度終了後に国、県及び市で監査をし、欠損額を認定したうえで補助金を支出しています。航路が維持され、離島地域の振興並びに離島住民の生活の安定等に寄与しています。」との回答を得た。

本事業は、唯一の交通機関であることや生活費需品を輸送していること等の離島の住民の生活を支えるうえで重要な航路であることを要件として、運航事業者の損失を補償する事業であって、前記の目的を達成するうえで、極めて重要な事業である。

かかる事業の有効性について問題となる点は認められなかったため、本事業の有効性をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 地域公共交通維持確保支援事業

【概要】		担当部署	県民生活交通課
事業目的	市町村（複数又は単数）が行う地域に適した交通手段の導入や地域公共交通の利便性の向上をはじめとする地域公共交通の維持・確保に向けた取組を支援する。		
事業内容	1 地域公共交通維持確保支援事業（中山間地域以外の地域を含む） 市町村が実施する以下の取組に要する経費に対して補助を行う。 (1) 地域内交通の維持・確保に係るもの ア 検討・調査等 イ 維持確保 ウ 実証運行（運航） (2) 鉄道の利用促進を目的とするもの 2 地域公共交通維持確保支援事業（中山間地域を含む地域） 市町村が実施する以下の取組に要する経費に対して補助を行う。 (1) 支援対象 ア 検討・調査等 イ 維持確保 ウ 実証運行（運航） 3 地域公共交通ネットワーク改善事業（委託事業）		
法令・条例・要綱等	・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 ・地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（国） ・中山間地域活性化基本方針 ・地域公共交通維持確保支援事業補助金交付要綱		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	4900 万円	令和4年度決算 (執行率)	3634 万 8000 円 (74%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 中山間地域活性化基本方針は、「2 安心して暮らせる生活基盤づくり」の「重点分野1 生活環境の整備」の具体的な重点施策として下記のとおり定めている。

記

◎地域公共交通の維持・確保

拠点間を結ぶ広域的・幹線的なバス路線等を、国、市町村、事業者と役割分担しながら維持・確保するとともに、地域住民の移動手段の確保のため、デマンド交通等へのAI配車システムの導入やMaaS（Mobility as a Service：様々な交通手段を連携し、その最適化を図り、快適な移動手段やそれに付随するサービスを提供する新しい概念）の導入など、ICTの活用による利用者の利便性向上を含め、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組む市町村を支援する。また、離島への定期航路については、市町村等と連携し、その維持・確保に努める。

以上

本事業は、中山間地域活性化基本方針にのっとり、市町村又は複数市町村で構成する団体が行う地域内交通の維持・確保及び鉄道の利用促進に係る取組に対し補助を行うこと及び当該団体にパーソントリップ調査の結果をフィードバックすることで、地域公共交通の維持・確保を図ることを目的とするものであり、その財務事務は、基本方針に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、地域公共交通維持確保支援事業は、要綱に基づき補助金を交付することを主な内容とする事業であり、かかる支出の過程において、問題となる点は認められなかった。

また、地域公共交通ネットワーク改善事業は、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりパーソントリップ調査の実施時期が遅れたため、研修会等は実施せず、結果の分析作業と並行して、調査の速報値を、県担当者から市町村等へ直接フィードバックされたため、委託はなされなかったとのことであった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、地域公共交通の維持確保を支援するための事業であり、中山間地域の地域交通に対する事業には、中山間地域等振興特別事業費が充てられているが、中山間地域を含まない地域の公共交通に対しては、生活交通確保安全対策事業費が充てられており、予算上は棲み分けがなされているものの、事業内容は同一である。

本事業の内容の詳細は以下のとおりである。

1 地域公共交通維持確保支援事業（中山間地域以外の地域を含む。）

2の補助事業の対象地域以外の市町村が実施する以下の取組に要する経費に対して補助金を交付する。

(1) 地域内交通の維持・確保に係るもの

ア 検討・調査等

- ・地域公共交通計画策定、見直しのための調査
- ・専門家の招聘、先進地視察 等

イ 維持確保

- ・車両（船舶）の購入、停留所の設置、予約システムの整備等
- ・公共交通空白地有償運送に係る運転者の資格取得
- ・利便性向上に係るもの、利用促進に係るもの
- ・旅客自動車運送事業者の運転手確保に係るもの

ウ 実証運行（運航）

- ・実証運行（運航）

(2) 鉄道の利用促進を目的とするもの

鉄道の利用促進を目的とした地域内交通の改善に要する経費

2 地域公共交通維持確保支援事業（中山間地域を含む地域）

中山間地域を含む地域の市町村が実施する以下の取組に要する経費に対して補助金を交付する

(1) 支援対象

ア 検討・調査等

- ・データの収集・分析
- ・住民・利用者へのアンケート
- ・専門家の招聘
- ・先進地視察 等

イ 維持確保

- ・車両（船舶）の購入・改造・更新
- ・利便性向上

- ・利用促進
- ・運転手確保 等

ウ 実証運行（運航）

- ・実証運行（運航）＊最長12カ月。年度超の期間も対象。

3 地域公共交通ネットワーク改善事業（委託事業）

パーソントリップ調査により得られた結果を市町村や民間交通事業者へフィードバックするため、研修会及び個別相談を実施する。

以上

監査の過程において、令和4年度の補助実績を確認したところ、地域内交通の維持・確保に係るものについて8市6町3団体の26事業に対し3116万4000円、鉄道の利用促進を目的とするものについて3市1町の7事業に対し518万4000円の補助がなされたことを確認した。

また、補助金の効果について、「直接的に事業効果を測定することは想定していませんが、各市町村が行う地域公共交通の維持・確保に向けた取組については、県も参画する地域公共交通会議において事業評価が行われていることから、間接的に効果を測定できるものと考えています。」との回答を得た。

この点、補助の対象となった事業等は、アンケート調査の費用、バスの購入費用、鉄道施設の整備に関する費用等であり、直接的に乗車人数に影響のある事業ではないこと、事業の有効性を担保するため、事業評価を実施していることから、定量的な指標はないものの、事業の有効性は担保されているものと思われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

前記のとおり、本事業は、中山間地域を含む地域に対する事業の予算と中山間地域を含まない地域に対する事業の予算が異なることから、予算科目上は分けられているものの、事業は一括して進められており、事業が重複している等の事実は認められなかった。

このように、本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

5 公共交通デジタル化推進事業

【概要】		担当部署	県民生活交通課
事業目的	交通事業者によるG T F S－J Pデータの整備や新技術（電子決済、M a a S等）の導入により、パソコンやスマートフォンを利用した乗換案内サービス、待合所等のデジタルサイネージの整備及びM a a Sによる検索・予約・配車・決済システムの統合等の公共交通のデジタル化によるサービスの充実を図り、地域住民の利便性向上と観光・ビジネス・帰省等の地域外からの新たな利用者の獲得を図ること。		
事業内容	公共交通のデジタル化を図るため、バス事業者や市町村等に対して、G T F S－J Pデータ作成勉強会と新技術マッチング会を実施する。		
法令・条例・要綱等	・交通政策基本法 ・交通政策基本計画（国） ・中山間地域活性化基本方針		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	100万円	令和4年度決算 （執行率）	179万2000円 （179%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中山間地域活性化基本方針は、「2 安心して暮らせる生活基盤づくり」の「重点分野1 生活環境の整備」の具体的な重点施策として下記のとおり定めている。

記

◎地域公共交通の維持・確保

拠点間を結ぶ広域的・幹線的なバス路線等を、国、市町村、事業者と役割分担しながら維持・確保するとともに、地域住民の移動手段の確保のため、デマンド交通等へのA I配車システムの導入やM a a S（M o b i l i t y a s a S e r v i c e：様々な交通手段を連携し、その最適化を図り、快適な移動手段やそれに付随するサービスを提供する新しい概念）の導入など、I C Tの活用による利用者の利便性向上を含め、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組む市町村を支援する。

以上

本事業は、中山間地域活性化基本方針等にとり、交通事業者が保有する運行情報などのG T F S－J Pデータ化を進めるとともに、交通事業者や市町村等による電子決済やM a a Sアプリなどの新技術の導入を促進することにより、M a s Sによる検索・予約・配車・決済システムの統合等の公共交通のデジタル化によるサービスの充実を図り、地域住民の利便性向上と観光・ビジネス・帰省等の地域外からの新たな利用者の獲得を図ることを目的とするものであり、その財務事務は、基本方針に基づくものである。

- 2 また、本事業は、株式会社バイタルリードに対し、随意契約を締結して委託されているところ（委託料100万円）、企画提案を求める公告手続きを経て委託先が選定されおり、委託先選定の過程において、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、G T F S－J Pデータの作成状況を確認したところ、県は、市町村に対する調査や聞き取りなどを通じてG T F S－J Pデータの作成状況を随時把握するよう努めており、その作成状況の推移は、令和元年10月時点2市、令和3年10月10市町、令和5年3月時点16市町と増加しているとのことであった。

このように、本事業によって、市町村や交通事業者の保有する運行情報のG T F S－J Pデータ化が進み、民間事業者が一般ユーザーへ提供するM a a Sアプリや経路検索サービス等への活用が拡大していることが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

6 岡山県パーソントリップ調査事業

【概要】		担当部署	県民生活交通課
事業目的	本県の公共交通ネットワークが「行きたい時間に、行きたい場所へ」という移動ニーズを満たせていないため、県民の公共交通機関離れ（マイカー利用）が進み、ますますネットワークが弱体化するという悪循環に陥っている。 このため、パーソントリップ調査を実施して、県民の移動状況や公共交通に関する意向を正確に把握することにより、県民の移動ニーズと現在の交通体系のミスマッチを洗い出し、県内の公共交通に関する課題を整理する。		
事業内容	1 アンケート調査 2 集計・分析		
法令・条例・要綱等	・交通政策基本法 ・交通政策基本計画（国） ・中山間地域活性化基本方針		
主な財源	地方創生臨時交付金		
令和4年度予算	2655万9000円	令和4年度決算 （執行率）	3643万2000円 （137%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 中山間地域活性化基本方針は、「2 安心して暮らせる生活基盤づくり」の「重点分野1 生活環境の整備」の具体的な重点施策として下記のとおり定めている。

記

◎地域公共交通の維持・確保

拠点間を結ぶ広域的・幹線的なバス路線等を、国、市町村、事業者と役割分担しながら維持・確保するとともに、地域住民の移動手段の確保のため、デマンド交通等へのAI配車システムの導入やMaaS（Mobility as a Service：様々な交通手段を連携し、その最適化を図り、快適な移動手段やそれに付随するサービスを提供する新しい概念）の導入など、ICTの活用による利用者の利便性向上を含め、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組む市町村を支援する。

以上

本事業は、県民の移動状況や公共交通に関する意向を正確に把握することにより、県内の公共交通に関する課題を整理することを目的とするものであり、その財務事務は基本方針に基づくものである。

- 2 また、本事業は、株式会社福山コンサルタント岡山営業所に対し、随意契約を締結して委託されているところ（委託料3643万2000円）、企画提案を求める公告手続きを経て委託先が選定されおり、委託先選定の過程において、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、パーソントリップ調査の結果がどのように活用されているかを確認したところ、「県において引き続き詳細なデータ分析を進めているほか、調査により得られたデーター式を市町村に提供し、地域公共交通計画の作成・見直し作業や、交通体系の改善等のバックデータとして活用いただいています。また、一定の条件の下で、研究者等へのデータ提供も行っています。」との回答を得た。

また、令和5年度には、JR在来線利用促進検討協議会の「赤穂線ワーキングチーム」において赤穂線の利用促進の検討を進める中で、パーソントリップ調査の結果からアイデアが生まれる等パーソントリップ調査の結果が活用されていることを確認した。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

7 鉄道施設等整備促進事業

【概要】		担当部署	県民生活交通課
事業目的	県内のＪＲ在来線及び第三セクター鉄道は、日常生活における重要な交通手段であるとともに、通勤・通学や観光等による都市部と中山間地域の交流促進にも寄与しており、地域の活力維持に重要な役割を果たしていることから、沿線自治体と連携し、路線の維持に向けた支援を行っている。 特に、岡山県を筆頭株主として、関係９自治体や地域主要企業が出資する第三セクターである井原鉄道については、ローカル鉄道に対する支援方式の一つである「上下分離に準じた方式」を採用し、線路・電路・車両等に係る経費について公的支援を行うことで、路線の安定的な運行を図っている。 また、モータリゼーションの進展や少子化・高齢化による中長期的な利用減少傾向に加え、新型コロナウイルス感染症による移動マインドの低下が固定化しつつあることから、利用減少を食い止め、将来にわたってＪＲ在来線及び第三セクター鉄道を安定的に維持していくため、各種協議会等に参画し、要望活動や利用促進等を行っている。		
事業内容	１ 鉄道施設整備推進活動費 ２ 井原線経営基盤整備事業 ３ ローカル鉄道利用促進事業		
法令・条例・要綱等	・井原線鉄道基盤設備維持費補助金交付要綱 ・井原線沿線周遊モデルコース開拓事業補助金交付要綱		
主な財源	一般単独事業債、一般財源		
令和４年度予算	１ 31万円 ２ 1億3206万3000円 ３ 80万円	令和４年度決算 (執行率)	１ 27万円 ２ 1億3123万2000円 ３ 80万円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 本事業のうち、鉄道施設整備推進活動費については、各協議会等の規約に基づいて負担金等が支出されていること、井原線経営基盤整備事業及びローカル鉄道利用促進事業については、各要綱に基づき、補助金が支出されていること等、本事業に係る財務事務が一定の根拠に基づいてなされていることを確認した。
- また、中山間地域活性化基本方針においては、地域公共交通の維持・確保が重点施策として掲げられ、拠点間を結ぶ広域的・幹線的なバス路線等を、国、市町村、

事業者と役割分担しながら維持・確保することが明らかにされている。

監査人は、監査の過程において、本事業に係る経費等の支出について議会の承認を経ていること、地域公共交通の維持・確保が重点施策としてバス路線等本事業のほか鉄道も予定されていることを確認した。

このように、本事業及びその支出の根拠について、法令等の根拠を確認することができた。

- 2 また、前記のとおり、本事業は、各協議会等の規約及び要綱に基づき執行されていることを確認し、問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の詳細は、下記のとおりである。

記

1 鉄道施設整備維持推進活動事業

以下の団体に加盟し、負担金等を支払う。

- ・智頭線利用促進協議会
- ・因美線・津山線近代化促進期成同盟会
- ・津山線利用を促進する会
- ・全国鉄道整備促進協議会
- ・第三セクター鉄道等道府県協議会

2 井原線経営基盤整備事業

井原線の線路保存費、電路保存費、車両保存費等に対し、関係自治体ごとの負担割合に応じて、井原鉄道株式会社への補助を行う（岡山県負担割合47.47%）。

3 ローカル鉄道利用促進事業

井原線沿線活性化事業として、新型コロナウイルス感染症の影響により、定期外客が大幅に減少している井原線沿線へ国内外からの観光客誘致を図ることにより、井原線の利用を促進する。

以上

監査の過程において、各協議会における会議録及び井原線の輸送人数を確認したところ、会議録については書面決議がなされている協議会はあるものの岡山県が参加していること及び井原線の輸送人数が漸次増加していることを確認することができた。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☐ B ☐ C ☐ D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

8 生き活き拠点強化支援事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	中山間地域等の集落機能を維持・確保するためには、拠点となるエリアにおいて、日常生活に必要な機能を集め、周辺地域等との公共交通を確保することにより地域全体の生活をカバーできるようにすることが重要である。現在、生き活き拠点（小さな拠点）の形成促進に取り組んでいるが、市町村によっては、生き活き拠点の形成に当たって、地域の全体像や将来ビジョンが不明確であることや、施設整備に対する地域バランスに苦慮しているところもある。 中山間地域等における生き活き拠点の強化実現に向けて、県のモデル事業として生き活き拠点形成計画策定後の事業実施（補助事業）を行う市町村を支援する。		
事業内容	令和3年度に策定した生き活き拠点形成計画に基づき、拠点強化につながる事業を実施する市町村に対して補助を行う。 <補助事業> 対 象：令和3年度に計画策定を行った市町村 補助率：2分の1（上限2000万円×3地区） <補助事業> 対 象：地域公共交通に関する検討・調査を行った市町村 補助率：3分の2（上限200万円×2地区）		
法令・条例・要綱等	・中山間地域活性化基本方針 ・生き活き拠点強化支援事業補助金交付要綱 ・生き活き拠点強化支援事業実施要領		
主な財源	地方創生推進交付金（2分の1）、一般財源（2分の1）		
令和4年度予算	6400万円	令和4年度決算 (執行率)	6000万円 (93%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中山間地域活性化基本方針は、「1 多様な主体が支え合う仕組みづくり」の「重点分野1 集落機能の維持・確保」を掲げ、「持続可能な中山間地域の形成には、地域において、防災や地域づくりなどの活動に積極的に参画している住民の関与が不可欠であることから、市町村や県民、NPO等多様な主体と連携し、地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進する。」ことを方向性として明らかにし、具体的な重点施策として下記のとおり定めている。

記

◎生き活き拠点の形成促進

平成の市町村合併前の旧町村や中学校区など、一定のエリア内の拠点的地域において、行政窓口や郵便局、診療所、商店など日常生活に必要なサービス機能が集約され、周辺地域とのネットワークが確保された集落生活圏の維持を図る岡山県版小さな拠点である「生き活き拠点」の形成に向けた市町村の取組を支援する。

本事業は、中山間地域等における生き活き拠点の強化実現に向けて、県のモデル事業として生き活き拠点形成計画策定後の事業実施（補助事業）を行う市町村を支援することで、持続可能な地域とすることを目的とする事業であり、その財務事務は、条例及び基本方針に基づくものである。

- 2 また、本事業は補助金の交付をすることを内容とする事業であり、その財務事務は生き活き拠点強化支援事業補助金交付要綱及び生き活き拠点強化支援事業実施要領に基づいて執行されており、その手続きについて、問題となる点は確認できなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和4年度において支出の対象となったのは、唐松市民センターの複合化に係る経費支援（新見市）、旧田治部小学校の改修に係る経費支援（新見市）及び旧下熊谷小学校の改修に係る経費支援（新見市）であることを確認した。なお、本事業の成果について、「モデル地区において拠点形成計画策定から拠点形成までの支援を実施し、令和元年度からの事業期間中、計7箇所の生き活き拠点が形成された。今後県内で横展開され、持続可能な拠点づくりが促進されることが期待される。」との回答を得た。

この点、中山間地域等において生き活き拠点を形成するためには、場所を確保することが必須であると思われるため、建物の改修に関して補助金を支出することについて事業の有効性を認めることができる。

また、本事業は、「拠点がカバーするエリアの将来像や拠点に必要な機能、望ましい交通手段等を整理の上、市町村が策定する拠点形成計画等に基づき必要な機能を集約し、周辺集落や中心都市と公共交通ネットワークで結ぶことにより、その維持・確保を図り、持続可能な地域とすること」を目的としているところ、令和4年

度に補助事業を実施した唐松・田治部・下熊谷の3地域においては、県及び市町村が地域運営組織とともに、地域の将来ビジョン（地域計画）をまとめ、それを基に拠点形成計画を策定する過程において、地域に既存の機能と、今後も持続可能な地域運営を行っていくために必要な機能及び活動を整理し、その活動に必要な拠点整備を実施されたとのことである。

上記の施策の結果、田治部・下熊谷の2地域については、補助事業によって整備された「田治部地域づくりセンター」及び「下熊谷地域づくりセンター」（公民館機能も兼ね備えた、地域づくり活動、生涯学習活動、地域福祉活動などを行う住民相互の交流の場）において、地域運営組織が地域計画及び拠点形成計画に基づいた取り組み（例：買い物支援の活動、福祉サロン活動、防災活動等）を開始しており一定の事業効果が認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業は、要綱に基づき補助金を支出する事業であり、補助金の支出に関して、効率性の点から問題となる点は認められなかった。

この点を考慮して、事業の効率性の評価はBとした。

9 おかやま地域づくり支援員配置事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	おかやま元気！集落の取組推進にあたっては、岡山県中山間地域協働支援センターにおいて、地域・集落に対する様々な支援を行っており、登録集落が事業開始当初の9集落から73集落まで増え、引き続き取組の拡大・推進を図っている。 おかやま地域づくり支援員配置事業により、地域の取組支援はもとより、地域おこし協力隊等の定着へ向けた支援を実施する。 また、市町村と連携しながら、元気集落への支援の充実・強化を図るとともに、新たに集落機能の維持・強化に取り組む集落に対する支援を行うため、備中県民局及び美作県民局に会計年度任用職員を配置する。		
事業内容	備中県民局及び美作県民局に、会計年度任用職員をそれぞれ配置し、岡山県中山間地域協働支援センターや市町村職員、中間支援組織等と連携して、地域おこし協力隊を中心とした若者の地域定着、おかやま！元気集落の活動を支援することで、集落機能の維持・強化を図る。		
法令・条例・要綱等	・中山間地域活性化基本方針 ・おかやま地域づくり支援員設置要綱		
主な財源	地方創生推進交付金（386万2000円）、一般財源（405万8000円）		
令和4年度予算	792万円	令和4年度決算 （執行率）	740万2134円 （93%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中山間地域活性化基本方針は、「1 多様な主体が支え合う仕組みづくり」の「重点分野1 集落機能の維持・確保」の具体的な重点施策として下記のとおり定めている。

記

◎「おかやま元気！集落」の活動支援

小規模高齢化集落など、単独では集落機能の維持が困難な集落が含まれる地域において、小学校区、大字等の広域的な地域運営により、集落機能の維持・強化に取り組む地域を「おかやま元気！集落」として登録し、持続可能な中山間地域形成の原動力と位置付け、市町村と連携を図りながら、その取組を総合的に支援する。

以上

本事業は、中山間地域活性化基本方針にのっとり、地域の取組支援はもとより、

地域おこし協力隊等の定着へ向けた支援を実施するとともに、市町村と連携しながら、元気集落への支援の充実・強化、新たに集落機能の維持・強化に取り組む集落に対する支援を行うことを目的とするものであり、その財務事務は、条例及び基本方針に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務の執行は、おかやま地域づくり支援員設置要綱に基づき、会計年度任用職員に対する報酬、手当及び旅費等を支給するものであり、かかる支出の過程において、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、備中県民局及び美作県民局に、会計年度任用職員をそれぞれ配置し、岡山県中山間地域協働支援センターや市町村職員、中間支援組織等と連携して、地域おこし協力隊を中心とした若者の地域定着、おかやま！元気集落の活動を支援することであり、おかやま地域づくり支援員は、①「おかやま元気！集落」など管内の地域や集落への個別訪問、②地域や集落の現状を把握し、地域住民の主体的な取組への助言やコーディネート、課題解決への支援、情報提供、③地域おこし協力隊等の地域定着へ向けた支援、④本庁、市町村、岡山県中山間地域協働支援センターとの連携及び⑤その他、各県民局管内の地域づくりに関する業務を行うこととされている。

監査の過程において、令和4年度の地域づくり支援員（美作県民局）の集落訪問、会議参加回数を確認したところ、集落訪問121回、市町村訪問4回、会議・研修等の参加64回、協力隊面談4回、企業訪問9回であることを確認した。

また、本事業の成果について、「集落訪問等の回数や報告書の内容などから事業の評価を行っています。支援員の個別訪問により地域の現状や課題といった情報の収集ができるほか、助言や制度紹介、先進事例の紹介などにより地域の課題解決へ繋がっています。」との回答を得た。

この点、中山間地域等における集落を維持するためには、行政による支援が必要であると思われるところ、本事業において、支援員が訪問による相談等の活動を行っており、事業の有効性を認めることができる。

このように、本事業による具体的な活動によって、地域の取組支援に貢献していることが認められると思われるため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☐ B ☒ C ☐ D】

本事業は、要綱に基づき会計年度任用職員に対する報酬等を支払う事業であり、その効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価はBとした。

10 持続可能な中山間地域等形成事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	県民局がプランの地域別構想を踏まえながら、多様な主体と連携し、地域を支える人材の育成や関係人口の創出など持続可能な中山間地域の形成につながる事業等を実施する。		
事業内容	1 対象地域 地域の特性や地域資源を生かした地域の産業や観光の振興、中山間をはじめとする地域の活性化や課題解決の取組など、県民局が持続可能な中山間地域の形成につながる事業として実施する事業。 <取組例> ・地域の特性を生かした地域産品の開発等による産業の振興 ・地域の自然や街並み、伝統文化等地域資源を生かした観光の振興 ・多様な主体との連携や都市住民等との交流による中山間地域の活性化 2 事業の進め方 県民局は、プランの地域別構想の上記関連政策の方向性や地域の課題・ニーズを踏まえ、地域づくりにつながる事業を計画的に実施する。また、実施にあたっては、多様な主体との連携した取組に努める。 3 事業期間 原則として単年度とする。ただし、継続して実施することにより効果を発揮する場合などには、翌年度も引き続き実施できるものとする。		
法令・条例・要綱等	・中山間地域活性化基本方針 ・持続可能な中山間地域等形成事業実施要領		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	3000万円	令和4年度決算 (執行率)	2857万1018円 (95%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

- 1 中山間地域活性化基本方針は、「1 多様な主体が支え合う仕組みづくり」の「重点分野2 地域を支える人材の創出」の具体的な重点施策として、①伝統文化等の継承と発信及び都市住民との交流促進、②若者の還流・定着及び③次代を担う人材の育成等を掲げている。

かかる基本方針を踏まえ、「持続可能な中山間地域等形成事業実施要領」は、「県民局が地域の課題やニーズを踏まえ、市町村、地域づくり団体、NPO、企業等の多様な主体と連携し、計画的な事業展開を図り、地域の特性や資源を生かした産業の振興や地域の課題解決の取組、地域を支える人材育成、関係人口の創出などにより、持続可能な中山間地域を形成すること」を目的と定め、「地域の特性や資源を生かした地域の産業や観光の振興、中山間をはじめとする地域の課題解決の取組、地域を支える人材の育成、関係人口の創出など、県民局が持続可能な中山間地域の形成などにつながるソフト事業を実施する。」と規定している。

本事業は、上記「持続可能な中山間地域等形成事業実施要領」に基づいて、地域の特性を生かした地域産品の開発等による産業の振興等の地域を支える人材の育成や関係人口の創出など持続可能な中山間地域の形成につながる事業等を実施することを目的とするものであり、その財務事務は、基本方針及び要領に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、委託先が限られる事業については随意契約、「専門家派遣による備前地域産品知名度向上応援事業」は公募による委託の方式により執行され、その余は補助金の交付によって執行されている。

まず、公募による委託については、プロポーザル方式によって委託先を決定しており、その手続きについて、特段問題となる点は認められなかった。

また、補助金の交付についても、実施要領や補助金交付要綱に基づいて、補助金の交付がなされており、特段問題となる点は認められなかった。

他方で、地域と高校生の協働による地域課題解決支援事業（委託先：NPO法人みんなの集落研究所、委託金額：252万9000円）及び備中流！産業による地域おこし支援事業（専門家派遣）（委託先：（公財）岡山県産業振興財団、委託金額211万円）については、特命随意契約とされていた。

なお、特命随意契約とされた理由は、1件は、高校生が地域に入り、住民とともに活動したり、地域課題解決に向けた企画立案、事業実施に取り組む事業であり、地域活動や地域課題解決に関する豊富な知識と経験を持ち、管内地域や地域団体等と幅広いネットワークを構築している団体は限られるためであるためとされている。

確かに、上記の事業については特殊性が認められることから、委託先が制限されることは理解できる。

もっとも、特命随意契約について、業務委託に係る随意契約ガイドラインにおいても言及されているとおり、前例踏襲となり、委託先が固定化される恐れが高いことから、委託金額が少額である等格別の理由がない限り、他の方法によって委託先を選定することができないことについて、積極的な理由付けが必要と考える。

本件では、本事業の財務事務の執行において特命随意契約を締結している理由について理解できるものの、例えば技術提案方式等によることが不可能とは思料されない。

このように、委託事務の在り方について、改善を検討する余地があると思われることから、財務事務の合規性の評価をDとした。

【指摘事項1－1】随意契約の締結にあたっては、可及的に競争性のある契約方法を検討する必要があると考える。

業務委託に係る随意契約ガイドラインの「第4運用に当たっての留意事項」において、「(6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。」と定められていることに照らせば、契約内容が特殊であるとの理由で、安易に委託先を固定してはならないと思われる。

本事業の委託事業のうち、委託先が限られるとの理由で随意契約とされている契約については、競争性のある契約方法の検討の余地があると思われる。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業に基づいて、令和4年度において実施された事業は下記のとおりである。

記

備前県民局

	事業名	事業実績
1	専門家派遣による備前地域産品知名度向上応援事業	備前地域産品の知名度向上を目指し、管内の地域産品を使用し、自ら商品を製造・加工又は販売する中小ものづくり事業者が抱える個別の課題解決や販路拡大を支援した。 1 今年度新たに6事業者を選定し、9～2月にかけて各事業者の課題に応じて商品開発やブランディング等の専門家を各5回程度派遣した。 2 昨年度支援した中から3事業者に対し、その取り組みをフォローアップするため、8～10月にかけて専門家を各2回派遣した。 3 9月に大阪で開催された大規模展示会へ3事業者の出展を支援した。 4 10・11月にかけて管内のものづくり事業者に対し、販路開拓にかかるニーズ調査を実施し、食品製造関係事業者92者、雑貨など非食品製造関係事業者31者から回答が得られ、販路開拓に向けて望まれている支援の傾向が分かった。 5 実施状況や成果をホームページで公開した。
2	備前地域工芸品販路拡大支援事業	管内の工芸品について、首都圏でも売れる魅力あるものづくりと知名度向上を目指し、管内で工芸品を製造・販売する事業者の販路拡大を支援した。 1 東京都心のセレクトショップ4店舗で、工芸品を展示・販売及び商談を希望する事業者を募集するとともに、事前に事業説明会を実施した。 2 参加を希望する事業者のうち、出品する商品についてセレクトショップバイヤーに個別に相談を希望する事業者に対し、個別相談会を実施した。 3 参加を希望する事業者から出品希望の商品を持ち寄ってもらい、審査会を開催した。29事業者を参加事業者として選定し、4店舗に合計120商品を出品することとなった。 4 テストマーケティングと並行して、参加事業者とバイヤーとの商談に繋がることを目指したため、よりよい成果を得られるよう、事前に参加事業者に自己PR動画の作成や成約率を上げるコツについて学んでもらった。 5 東京都心のセレクトショップ4店舗で、2/13～2/26にかけて工芸品の展示・販売及び商談会を実施した。 6 店舗に設置したアンケートに回答したバイヤーが参加事業者と商談を希望する場合は、事業者とバイヤーを繋いだ。

	事業名	事業実績
3	笑顔で子育てできる支え合いのネットワークづくり事業	「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の地域別構想に基づき、地域全体で子育てを支え、安心して子育てできる環境づくりを推進するため、以下の1～3に挙げる内容の事業をNPO等の子育て支援団体計6団体に委託して実施した。 1 ネットワークづくり事業（2団体、2つの市で実施） 子育てに関する知識や課題への学習等を通じて、支援者のネットワーク化を図る取組 2 子どもの居場所づくり事業（3団体、2つの市で実施） 地域で子どもの居場所等を設ける取組 3 子どもの外遊び促進事業（1団体、1つの市で実施） 子どもの外遊びの促進により、子どもの健全な育成を図る取組

備中県民局

	事業名	事業実績
1	地域の課題解決支援事業	【スタートアップ支援事業】 ・4月 実施地域を決定（井原市県主地区、新見市神郷油野三室地区） ・4月～5月 委託業者を技術提案により決定（特定非営利活動法人みんなの集落研究所） ・6月 地域課題の洗い出し ・7月 各地域5名の参加学生を決定（応募者数：県主地区14名、三室地区19名） ・8／9 事前研修 ・9月～12月 現地研修 県主地区：9／4、10／15、10／23、11／20、12／24 三室地区：8／28、10／29～30、11／19 ・1／15 三室地区プラン発表会（テーマ：年間を通じた訪問者の増加） ・2／25 県主地区プラン発表会（テーマ：子どもを巻き込んだ地域づくり） ・3／15 大学生振り返り会

	事業名	事業実績
2	つながる×つなげる応援事業	1 地域と地域をつなぐ 元気集落に出向いて集落の課題を把握し、他集落の先進事例等の情報提供を行った。（訪問集落数：118件、うち集落間交流件数：4件） 2 人と地域をつなぐ 中山間地域スタンプラリーを実施予定であったが、スタンプポイントの設置などの調整が整わず、より実効性のある「おかやま備中マルシェ」の開催や、ラジオ放送による中山間地域等の情報発信等を行った。 (1) 元気集落応援サイト「フレフレ備中」による情報発信 集落等からの投稿件数：34件 (2) 元気集落応援サイト「フレフレ備中」の改修 一時保存機能やプレビュー表示機能の追加 (3) おかやま備中マルシェの開催 日時：10月8日（土）～9日（日） 場所：とっとり・おかやま新橋館2階催事スペース 内容：備中地域の特産品や観光の魅力発信及び中山間地域・離島の紹介 出展：倉敷市、新見市、浅口市 来場者数：423人（10/8）、330人（10/9） (4) FMラジオを活用した中山間地域等情報発信事業 放送日：11/2、11/16、11/30、12/7、12/21、1/18、2/1、2/15（全8回） 番組名：FM岡山「TEILIGHT PAVEMENT」 出演者：備中管内の元気集落（6地域）、おかやま地域づくり支援員等
3	備中地域ならではの産業モデル構築事業	1 備中流！産業による地域おこし支援事業 (1) 試作品制作、販路開拓経費等の補助事業（7団体） (2) 専門家派遣事業（7団体） 2 首都圏テストマーケティング事業 テストマーケティング（11事業者）（年間） 場所：日本百貨店しょくひんかん
4	6次産業化による儲かる農業推進事業	1 備中地域6次産業化ネットワークの推進チーム及び地域活動班による情報共有や6次産業化を志向する農林水産漁業者の掘り起こしを行った。 2 6次産業化を志向する農林漁業者や既に6次産業化に取り組んでいる事業者に対して、それぞれの課題に応じた研修会や交流会を行った。（のべ参加人数284人） 3 6次化商品の販路拡大の支援をするために県内イベント出展に向けた研修会の開催及びイベント開催期間中の支援を行った。

美作県民局

	事業名	事業実績
1	地域と高校生の協働による地域課題解決支援事業	<実施状況> ※事業は、NPO法人みんなの集落研究所への委託（随意契約）により実施 ○第4回うまいもん商店街 ・R4. 11. 20（日）11：00～14：00 ・高校生実行委員会（5校19名）が中心となり、企画・運営 ・高校生ボランティア（前日約30名、当日約60名参加） ・地域等出店（28団体、高校生企画出店2ブース） ○高校生の地域学授業を通じた地域課題解決 ・次の地区に高校生が入り活動を実施 津山市知和地区、津山市佐良山地区、美作市豊田地区 ○地域との協働に関心を持つ高校生等との連携 ・次の地区に高校生が入り活動を実施 鏡野町中谷地区、久米南町山手地区 ※このほか津山市、美咲町の交流拠点を活用した地域活動を実施 ○上記取組の成果発表会 ・R5. 3. 24（金）10：00～12：00 ・事例発表（うまいもん商店街高校生実行委員会、津山高校、美作高校） ・地域からの参加者と高校生が交流・意見交換を実施
2	地域運営組織等の相互交流による地域課題解決支援事業	<実施状況> ○情報交換会の開催 ・テーマ：防災対策 5／27（金）開催、参加者60名（地域50名、行政関係10名）、事例提供：津山市城西地区、美咲町塚角地区 ・テーマ：空き家対策 6／22（水）開催、参加者60名（地域46名、行政関係14名）、事例提供：津山市上加茂地区、美咲町倭文西地区 ・テーマ：支え合いからの地域づくり 3／15（水）開催、参加者85名（地域60名、行政関係25名）、事例提供：津山市院庄地区、美咲町打穴地区 ○地域への視察・交流 ・美咲町塚角地区への視察 11／12（土）湯原地域づくり委員会8名及び真庭市湯原振興局2名が塚角地区の防災の取組について、現地視察・交流を行った。

	事業名	事業実績
3	なくそう鳥獣被害！美作国づくり推進事業	兵庫県、鳥取県と連携し、市町村職員、農家、狩猟者等に向けた合同研修会を開催するとともに、3県で10月を「シカ捕獲強化月間」として集中捕獲を実施した。モデル実証地区3か所設置し、集落会議や集落点検、ぶどうを守る効果的で低コストな保護ネットや目隠しシートの設置、ネギにおけるネットと電気柵によるサル対策などを実証するとともに、被害防止対策研修等、農家の対策意識を高める取組を実施した。（津山市ぶどう、真庭市ネギ、勝央町ぶどう）わな猟免許の新規取得者を対象に、わなの作成から捕獲、止めさし、解体までの捕獲から利活用に至る一連の工程を体験できる研修「狩猟生活応援塾」を開催した。（参加者30人）
4	中山間地域の魅力発信事業	<実施状況> ※事業は、株式会社ビザビへの委託（随意契約）により実施 ○雑誌への記事広告掲載 元気集落における課題解決の先進的な取組事例を県内に広く情報発信、中山間地域の魅力をPRすることで、中山間地域への関心を高め、関係・交流人口の創出を図ることを目的とする。 ・掲載誌 月刊タウン情報おかやま ・掲載時期 3月25日号 ・掲載地域 おかやま元気！集落（津山市上加茂地区、西栗倉村大茅地区） ・掲載内容 地域を取材し、その活動等の特集記事にて紹介

監査の過程において、上記各事業の成果を確認したところ、「委託先からの実績報告書やイベント参加者へのアンケートなどから事業の評価を行っています。各県民局において、『第3次晴れの国おかやま生き生きプラン』の地域別構想を踏まえながら、多様な主体と連携し、地域の産業振興や課題解決の取組など、持続可能な中山間地域の形成につながる取組を推進することができたと考えています。」との回答を得ている。

この点、令和4年度において、中山間地域の活性化のために多様な事業が実施されており、これらの活動によって、一定の成果があったことは認められる。

なお、中山間地域の活性化にあたっては、持続的な取組が不可欠と思われるが、要領において、事業期間は、原則として単年度としつつ、継続して実施することにより効果を発揮する場合などには、翌年度も引き続き実施できることとしており、継続して実施している事業も複数あるとのことであった。

具体的には、備前県民局においては、令和2年度の備前地域産品知名度向上販路開拓事業の中で実施したニーズ調査を踏まえ、ブラッシュアップする形で令和3、4年度に「専門家派遣による備前地域産品知名度向上応援事業」を継続して実施し

たほか、美作県民局では、「地域と高校生の協働による地域課題解決支援事業」、「地域運営組織の相互交流による地域課題解決事業」を継続して実施しているとのことであった。

このように、本事業について有効性が認められるとともに、一定の事業については持続的な取組がなされていることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

委託事業について、可及的に競争性のある契約方法を選択すべきことは本事業の合規性において述べたとおりであり、競争性のある契約方法を選択することで委託費の削減効果も期待できると思料する。

もっとも、上記の点を除いて、効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

1 1 地域と暮らしの維持応援事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	中山間地域又は離島地域において、市町村等が地域の課題やニーズを踏まえて行う、地域づくり団体、NPO、企業、大学生等多様な主体と連携して実施する地域課題の解決に向けた取組や、移住・定住促進、集住や集落移転の検討・支援、地域内交流や地域内集住のための空き家改修等について、積極的に支援し、持続可能な地域づくりを促すこと。		
事業内容	対象事業 1 安心して暮らせる生活環境づくり支援事業（予算：700万円） 2 地域経済振興事業（予算：900万円） 3 集落再編支援事業（予算：50万円） 4 継業支援事業（予算：50万円） 5 移住・定住促進応援事業（予算：900万円） 6 スマート集落促進事業（予算：320万円） 7 地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業（予算：300万円）		
法令・条例・要綱等	・中山間地域活性化基本方針 ・地域と暮らしの維持応援事業実施要領 ・地域と暮らしの維持応援事業補助金交付要綱 ・移住・定住促進応援事業実施要領 ・移住・定住促進応援事業補助金交付要綱 ・地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業実施要綱 ・地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業補助金交付要綱		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和4年度予算	3220万円	令和4年度決算 (執行率)	2485万4667円 (77%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中山間地域活性化基本方針は、「1 多様な主体が支え合う仕組みづくり」の「重点分野2 地域を支える人材の創出」の具体的な重点施策として、①移住・定住の促進、②関係人口の創出・拡大、③伝統文化等の継承と発信及び都市住民との交流促進、④若者の還流・定着及び⑤次代を担う人材の育成を掲げている。

かかる基本方針を踏まえ、「地域と暮らしの維持応援事業実施要領」は、「過疎

化、高齢化の進行等により、集落機能や農林水産業等の基幹産業の維持継続、日常生活に必要なサービス機能等の維持・確保が危ぶまれている中山間地域や離島地域等において、地域の課題やニーズを踏まえ、地域づくり団体、NPO、企業等の多様な主体との連携による地域活性化に向けた取組や、将来を見据えた集落再編や小規模事業者等の継業に向けた取組等を行う市町村を積極的に支援することで、自立発展的な地域づくりを促す。」として、具体的な趣旨を明らかにしている。

本事業は、上記「地域と暮らしの維持応援事業実施要領」に基づいて、中山間地域又は離島地域において、地域づくり団体、NPO、企業、大学生等多様な主体と連携して実施する地域課題の解決に向けた取組や移住・定住促進、集住や集落移転の検討・支援、地域内交流や地域内集住のための空き家改修等について、積極的に支援し、持続可能な地域づくりを促すことを目的とするものであり、その財務事務は、基本方針及び要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、雑誌の掲載については委託事業として実施され、かかる委託事業は随意契約（少額随意契約）とされており、その余の財務事業は、補助金の交付によって執行されている。

本事業の委託手続き及び補助金の交付手続きについて、問題となる点は認められなかったため、財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

令和4年度の本事業は、7つの事業であるところ、その詳細は下記のとおりである。

記

- 1 安心して暮らせる生活環境づくり支援事業（予算：700万円）
市町村が、住民や商工団体、企業、NPO等と協働して実施する移動販売や宅配、給配食、高齢者の安否確認や雪かきなどの日常生活の不安解消に向けた取組に対し、補助金を交付する。
- 2 地域経済振興事業（予算：900万円）
市町村が多様な主体と連携し計画的な事業展開を図り、地域の特性や資源を生かした産業の振興や都市との交流・定住の促進等の地域経済の循環に向けた取組（移住・定住促進応援事業に係るものを除く）に対して補助金を交付する（取組例：地域資源等を活用した滞在型・体験型観光の受入体制整備等）。
- 3 集落再編支援事業（予算：50万円）
将来に向けて地域住民の安全で安心な暮らしを確保していくために、市町村が

行う集住や集落移転の検討に関する経費、移転の円滑化のための経費及び建物・土地の利子に対して補助金を交付する。

4 継業支援事業（予算：50万円）

市町村が商店等を営み後継者を求める小規模事業者と意欲ある購入希望者との継業を支援し、地域の活力を維持する取組に対して補助金を交付する。

5 移住・定住促進応援事業（予算：900万円）

移住体験ツアーや空き家の活用促進、地元や先輩移住者等と協働で行う受入体制の整備等の取組（例：移住体験ツアーの開催、お試し住宅の整備、空き家改修等）に対して補助金を交付する。

6 スマート集落促進事業（予算：320万円）

市町村が、Society 5.0を見据えて実施する、中山間地域等の集落活動の課題をICT等の活用により解決する取組（例：都市部等との交流や情報発信等を目的としたICT環境の整備等）に対して補助金を交付する。

7 地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業（予算：300万円）

おかやま元気！集落が抱える人口減少や高齢化等を原因とした課題について、大学が集落と協働して現状把握や分析を行い、課題解決のための実践的な手法の検討・実施に取り組む場合に、その調査・研究活動を支援する。

以上

監査の過程において、令和4年度の本事業の実績を確認したところ、①安心して暮らせる生活環境づくり支援事業に対して3件（600万円）の支援、②地域経済振興事業に対して2件（528万7000円）の支援がなされたほか、③地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業について8大学13研究室の研究内容を採択し477万7000円の補助金が交付されたことを確認した。

なお、本事業の成果検証については、「補助金交付先からの実績報告書などから事業の評価を行っています。中山間地域や離島地域の持続可能な地域づくりを促進するため、市町村等が多様な主体と連携して実施する取組を積極的に支援し、買い物支援施設の交流拠点整備などの成果が見られました。」との回答を得ている。

この点、令和4年度において補助金の支給の対象となった事業については、市町村等の取組を促しており、中山間地域等の活性化に貢献していると思われ、事業の有効性は認められる。

なお、令和4年度において一切補助金の交付がなされていない事業も複数存在しているところ（集落再編支援事業、継業支援事業、スマート集落促進事業）、これらの事業については、いずれも必要な事業メニューであって、活用が図られるよう、年度当初の市町村担当者への説明会のほか、随時、市町村へ周知しているとのことであった。

もっとも、一定の予算が確保されていることを踏まえると、補助金が積極的に活用され中山間地域の活性化を図り、持続可能な地域づくりを実現することが望ましいことは明らかである。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1－2】本事業のうち補助金の支給がなかった事業について、積極的に補助金が活用される施策を検討する必要があると考える。

前記のとおり、本事業のうち、令和4年度には補助金の支給がない事業が複数認められた。

この点、補助金の支給がない事業についても、要望調査の段階では市から活用希望が出ており、スマート集落促進事業についても、市町村から問い合わせを複数受けていること及び集落再編支援事業については、令和元年から令和4年度まで年1回、集落のあり方を考えるシンポジウムを開催し、地域において、集住や集落移転を視野に入れた集落のあり方について検討する機運を醸成したことは認められるものの、さらに補助金が積極的に活用されるべく、施策を検討する必要があると考える。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の財務事務は、少額の随意契約及び補助金の交付によって執行されており、効率性について特段問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

12 中山間地域協働支援センター事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	市町村合併や人口減少により、中山間地域の行政・民間サービスが縮小するなか、安心して暮らし続けることができるよう共助による集落活動を担う元気集落の重要性が高まっている。さらに、登録済みの元気集落においても人口減少や定年延長等の影響により代表者の後継者や共同作業の担い手不足を課題とする集落が多い。 そのため、元気集落の活動持続性・発展性向上に資する民間企業や大学等の多様な主体の参加促進等を図る「岡山県中山間地域協働支援センター」を設置・運営し、元気集落の持続的な活動を支援するため、市町村との連携を重視し、中山間地域協働支援センターによる集落訪問と市町村への訪問拡充により地域課題の解決を図る。		
事業内容	1 元気集落の取組全般の推進 2 備前県民局管内の元気集落と地域づくりの支援 3 地域づくりへの民間参加等の促進 4 中山間地域の振興に資する人材の育成 5 中山間地域の活性化に向けたネットワークづくり 6 集落のあり方を考えるシンポジウムの開催 7 スタッフの配置等		
法令・条例・要綱等	中山間地域活性化基本方針		
主な財源	地方創生推進交付金（900万円）、一般財源（900万円）		
令和4年度予算	1800万円	令和4年度決算 （執行率）	1799万9686円 （99%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 中山間地域活性化基本方針は、「中山間地域の潜在力を生かしながら、人づくり・組織づくり、生活基盤づくり、地域経済の振興に一体的に取り組むことにより、地域に暮らす人々の将来に対する不安解消を図り、持続可能な中山間地域の形成を目指す」ことを掲げ、基本目標を「安心して暮らし続けることができる地域づくり」としている。

本事業は、元気集落の活動持続性・発展性向上に資する民間企業や大学等の多様な主体の参加促進等を図る「岡山県中山間地域協働支援センター」を設置・運営し、元気集落の持続的な活動を支援するため、市町村との連携を重視し、中山間地域協働支援センターによる集落訪問と市町村への訪問拡充により地域課題の解決を図ることを目的とするものであり、その財務事務は、基本方針に合致するものであ

る。

- 2 また、本事業の財務事務は、公募による委託の方式により執行されているところ、その方式は、プロポーザル方式によって委託先を決定しており、その手続きについて、特段問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

令和4年度の本事業は、7つの事業であるところ、その詳細は下記のとおりである。

記

1 元気集落の取組全般の推進

(1) 取組の全般的支援

県内の元気集落の活動状況や課題の把握を行い、課題解決に向けた助言や市町村への情報提供により、集落活動が持続可能となるための必要な支援を行う。

(2) 情報発信

SNS等を通じ、元気集落のイベントやお祭りなど広く県内外に紹介することで、元気集落の認知度向上並びに関係人口創出につながる交流促進を図る。

(3) 情報提供

中山間地域協働支援センターの実施事業や元気集落への支援事例等を元気集落や元気集落への登録を検討する集落、市町村等に情報提供し、元気集落の活動促進及び元気集落への支援の拡大を図る。

(4) 調査分析及び情報管理

新規登録した元気集落へのアンケート調査や元気集落の活動状況及び訪問や課題の整理について行う。

(5) 市町村との連携

市町村と連携を図り、元気集落の課題解決に向けた提案や新規元気集落登録に向けた支援等を行うほか、県が実施する事業や洗礼地事例を踏まえた解決策

の提案等を行う。

(6) 元気集落の組織・事業の見直し等支援

元気集落の「後継者・担い手の確保」等を図るため、市町村及び各県民局と連携し、元気集落の組織・事業の見直し等を支援する。

2 備前県民局管内の元気集落と地域づくりの支援

備前県民局管内の元気集落への支援の充実・強化を図るとともに、備前県民局管内の地域づくり団体の取組支援や備前県民局管内の地域おこし協力隊等の定着支援を行う。

3 地域づくりへの民間参加等の促進

(1) おかやま元気！集落応援団の登録促進及び派遣等

元気集落の活動支援を行うため NPO、企業、大学及びボランティアグループ等を「おかやま元気！集落応援団」として登録し、要望に応じて派遣するとともに、大学と企業等を集落に同時派遣する等

応援団同士の交流や新規応援団の獲得に向けた機会の拡大を図ることにより、関係人口の創出に取り組む。

(2) 企業とのマッチング

企業等による元気集落等の地域資源の紹介や元気集落等での企業等の社会貢献活動の実施等を促進するため、地域と企業のマッチングの機会を提供する。

4 中山間地域の振興に資する人材の育成

(1) 元気集落連携・交流会及び市町村出前研修

後継者・担い手の確保育成、生活支援・交流等地域の支え合い活動、移住・定住の促進、ICT活用等地域づくりに取り組む元気集落等の人材の資質やスキルの向上及び元気集落同士の交流を促進するため、市町村と連携し、市町村出前研修を開催する。

(2) 担い手人材育成セミナーの開催

中山間地域の担い手を育成するため中山間地域の地域づくりに関心のある人材に対し、担い手となる資質やスキルアップの場を提供するためセミナーを開催する。

5 中山間地域の活性化に向けたネットワークづくり

(1) 都市部と地域の交流促進

地域資源を活用した事業等に取り組む地域の活動強化を図るため、地域の特産品等を都市部住民等にイベント等を通じて紹介・PRする。

(2) 大学等と地域の連携促進

元気集落等の地域づくりの活動強化及び次第を担う人材の育成を図るため、高校、大学等による地域づくりへの参加や大学等と地域の連携促進を図る。

6 集落のあり方を考えるシンポジウムの開催

集落や集落移転等を通じた持続可能な地域づくりに造詣の深い専門家等を招き、無居住化の可能性のある集落に対する行政の関わり方を幅広く、多面的に議論するためのシンポジウムを開催する。

7 スタッフの配置等

中山間地域支援センター業務に従事するスタッフを配置し、業務を行う。

以上

監査の過程において、令和4年度の本事業の実績を確認したところ、元気集落への訪問が18集落に対し22回であったこと（なお、訪問の詳細について報告書あり）、情報収集活動や研修会が複数回にわたって実施されたこと、集落のあり方を考えるシンポジウムが開催されたこと（アンケート調査の実施あり）及び元気集落に対する支援が実施されたことについて、詳細な報告書をもって報告されていることを確認した。

また、地域づくりへの民間参加等の促進、中山間地域の振興に資する人材の育成、中山間地域の活性化に向けたネットワークづくり及びスタッフの配置に係る令和4年度の活動状況についても、報告書の提出並びにスタッフの活動状況に関する業務報告書及び日報によって把握されており、事業効果が検証されている。

このように、本事業の遂行状況について、詳細に把握のうえ、検証がなされているとこのことを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の財務事務において、効率性の観点から問題となる点は認められなかった。

また、本事業で予定されている事業において、他の事業と重複していると思われる

る事業があったためその内容を確認した（例えば、持続可能な中山間地域等形成事業において、つながる×つなげる応援事業が実施されているところ、かかる事業は元気集落に出向いて集落の課題を把握し、他集落の先進事例等の情報提供を行うことなどを内容とするものであり、元気集落の取組全般の推進における取組の全般的支援と一部重複しているように思われた。）。

この点について、元気集落の訪問数118件は、「5おかやま地域づくり支援員配置事業」で備中県民局に配置されている支援員の実績であり、集落訪問で把握した課題等への対応策として、つながる×つなげる事業において集落間交流（4件）を実施したとのことであった。

また、元気集落支援に関する他の事業との関係について、中山間地域協働支援センター事業は、県内全域の元気集落を対象に、全般的な取組支援や民間参加等の促進、人材育成等を行うものであり、登録集落が事業開始当初に比べ大幅に増加したため、きめ細かな集落訪問や情報収集、助言等の支援をセンター等と連携しながら行えるよう、おかやま地域づくり支援員を備中県民局及び美作県民局に配置したものである。他方で、県民局は、地域づくり支援員及びセンターと協力しながら、元気集落活動促進支援事業等の補助事業や持続可能な中山間地域等形成事業を活用して集落支援を行っており、さらに、毎月1回、センターにおいて、地域づくり支援員、県民局職員、中山間・地域振興課職員が出席する連絡会議を開き、情報共有や個別支援策の検討等を行っている。

このように、中山間地域協働支援センター事業と他の支援事業の調整は図られているとのことであったため、本事業の効率性の評価をBとした。

13 おかやま元気！集落活動促進支援事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	単独での集落機能の維持が困難な小規模高齢化集落等が含まれる地域において、小学校区、大字等の単位で地域運営への移行等を進め、集落機能の維持・強化を図るとともに、登録地域の活動を支援することで、元気集落の自立を促進すること。		
事業内容	1 初動期支援 (1) 近隣集落との支え合いによる集落機能の維持・強化に向けた取組支援 例・組織体制の整備・拡充 ・住民アンケートによる地域の現状・課題の把握 ・地域計画の策定と計画に基づいた事業の試行 2 発展期支援 (1) 集落の組織・運営体制の強化、集落人口の維持・増加に向けた取組支援 例・組織体制の強化（小規模多機能自治、NPO法人化） ・外部人材を活用した組織力強化 ・移住定住促進（空き家調査、Uターン促進、HP・パンフ作成等） (2) 集落の自立化や生活支援機能強化に向けた取組支援 例・コミュニティビジネスの創業や特産品の生産能力強化、企業と連携して実施する集落ツアーの受入れ等に当たり必要となる施設改修・設備整備等 ・暮らしに直結し、住民同士の交流を生みやすい配食・飲食等の生活支援や子育て支援等に当たり必要となる施設改修・設備整備等		
法令・条例・要綱等	・中山間地域活性化基本方針 ・おかやま元気！集落実施要綱 ・おかやま元気！集落活動促進支援事業実施要領 ・おかやま元気！集落活動促進支援事業補助金交付要綱		
主な財源	地方創生推進交付金（475万円）、一般財源（485万円）		
令和4年度予算	960万円	令和4年度決算 (執行率)	490万4743円 (51%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 中山間地域活性化基本方針は、「1 多様な主体が支え合う仕組みづくり」の「重点分野1 集落機能の維持・確保」の具体的な重点施策として、「おかやま元気！

集落」の活動支援を掲げている。

かかる基本方針を踏まえ、「おかやま元気！集落活動促進支援事業実施要領」は、「小規模高齢化集落が存在する地域において、小学校区、大字等の単位での地域運営への移行を進め、集落機能の維持・強化、集落の自立化に向けた取組を支援する。」として、具体的な趣旨を明らかにしている。

本事業は、上記「おかやま元気！集落活動促進支援事業実施要領」に基づいて、単独での集落機能の維持が困難な小規模高齢化集落等が含まれる地域の活動を支援することで、元気集落の自立を促進することを目的とするものであり、その財務事務は、基本方針及び要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、補助金の交付によって執行されており、その手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和4年度の補助金実績を確認したところ、10の事業に対して、合計474万843円の補助金が交付されていることを確認した。

なお、補助金支出の効果については、「市町村からの実績報告書で評価を行っています。補助金を活用して新たな取組を行うことや、視察では先進事例の横展開が期待されます。」との回答を得ている。

このように、本事業に基づく補助金の支出によって、集落機能の維持・強化を図るという目的に対し、一定の成果が認められる。

なお、令和3年度の補助金交付額は、総額558万4643円であったのに対し、令和4年度の補助金交付額は総額474万843円であって、執行率は51%であるところ、令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限で、住民の話し合いや新たな取組等が実施できず、事業の活用に大きな影響があったとのことである。

このように、本事業に一定の成果が認められること、執行率はやや低いものの50%を上回っていることや新型コロナウイルス感染症の影響を否定できないことを考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☐ B ☒ C ☐ D】

本事業は、要綱に基づき補助金を支出する事業であり、補助金の支出に関して、効率性の点から問題となる点は認められなかった。

この点を考慮して、事業の効率性の評価はBとした。

14 地域の多様な担い手確保・活動支援事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	新たな中山間地域活性化基本方針の柱となる「多様な主体が支え合う仕組みづくり」の実現のためには、地域住民自らが主体となって地域課題の解決に取り組む体制整備と地域の新たな担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。 このため、地域課題の解決に向けた活動を持続的に行うための地域運営組織の設立やその活動、都市部から移住して地域協力活動に従事する「地域おこし協力隊」の着任や活動及びそれらに関する市町村の取組を支援する。		
事業内容	1 地域マネジメントコンサルティング事業 2 地域おこし協力隊着任・活動アシスト事業		
法令・条例・要綱等	・中山間地域活性化基本方針 ・地域おこし協力隊着任・活動アシスト事業実施要綱 ・地域おこし協力隊着任・活動アシスト事業補助金交付要綱		
主な財源	地方創生推進交付金（292万円）、一般財源（1848万円）		
令和4年度予算	2140万円	令和4年度決算 （執行率）	1856万9499円 （86%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 中山間地域活性化基本方針は、「1 多様な主体が支え合う仕組みづくり」の「重点分野2 地域を支える人材の創出」の具体的な重点施策として、下記のとおり定めている。

記

◎関係人口の創出・拡大

地域づくりを支える人材の確保につながるよう、地域との関わりを求めている人に対して適切な情報提供や相談対応ができる窓口を整備し、関係人口の創出を図る。

また、地域おこし協力隊、大学生、企業、NPO等多様な主体の関与のもと、市町村と連携しながら地域での魅力の再発見や課題解決を図る取組を支援する。

以上

かかる基本方針を踏まえ、「地域おこし協力隊着任・活動アシスト事業実施要

領」は、「隊員の処遇改善や定着促進、相談体制の整備など、協力隊の設置・活用に取り組む市町村を県が支援することにより、市町村の地域おこし協力隊の活用・定着を促進し、地域の活性化を推進する。」として、具体的な趣旨を明らかにしている。

本事業は、上記「地域おこし協力隊着任・活動アシスト事業実施要綱」に基づいて、地域課題の解決に向けた活動を持続的に行うための地域運営組織の設立やその活動、都市部から移住して地域協力活動に従事する「地域おこし協力隊」の着任や活動及びそれらに関係する市町村の取組を支援することを目的とするものであり、その財務事務は、基本方針及び要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、地域マネジメントコンサルティング事業及び地域おこし協力隊関連は委託事業とされており、その余の事業は、補助金交付によって執行されている。

まず、地域マネジメントコンサルティング事業については、プロポーザル方式による随意契約を締結しており、かかる手続きについて、問題となる点は認められなかった。

また、地域おこし協力隊関連については、特命随意契約とされているところ、「委託先団体が県内の行政担当者及び地域おこし協力隊との横断的關係を構築し、かつ、地域おこし協力隊の募集に関するノウハウやニーズについて専門的な知識を有するとともに、そのネットワークを通じ、全国各地からの講師招聘を行うことができる唯一の団体であることから、随意契約」としているとのことであり、本事業の特殊性を考慮すると本事業に関して特命随意契約とすることについて合理性を認められるものと判断した。

その他、補助金の交付について問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、本事業の内容の詳細を確認したところ、下記のとおりであった。

記

1 地域マネジメントコンサルティング事業

(1) 市町村コンサルティング支援

専門的知見を有した外部人材の活用により県のコンサルティング機能を強化し、地域運営組織設立・支援に取り組む意欲ある市町村に対して、それぞれの実情に応じた個別性の高い支援を展開する。

地域運営組織設立促進に係る助言・情報提供を行うことで市町村へのノウハ

ウ蓄積を図る。

(2) 地域運営組織に対する支援

これから地域運営組織を立ち上げようとする地域や既存の地域運営組織に対して、市町村と協働して、それぞれの実情に応じた支援を展開する。

2 地域おこし協力隊着任・活動アシスト事業

(1) 募集支援事業

市町村の募集目的に沿った意欲ある人材を確保するため、地域おこし協力隊希望者へ向けた情報発信やオンライン募集イベントを実施する。

併せて、市町村の募集事務をスキルアップさせることで、安定した人材の確保につなげるため、モデル市町村に対する募集事務の伴走支援を行い、そこで得られた知見を共有するための研究会や市町村の個別相談会を開催する。

(2) 隊員同士の連携・交流

地域おこし協力隊や市町村担当職員等を参集し、活動紹介、意見交換会の場を設け、相互の交流、情報交換、ネットワークづくり等を目的とした連携・交流会を開催する。

(3) 市町村への補助事業

ア 地域おこし協力隊設置促進事業

協力隊の処遇改善を図るため、特別地方交付税措置額を超えて賃金を支給する場合に経費の一部を補助する。

イ 地域おこし協力隊継続配置事業

任期を満了した協力隊員について、就業・定住を目指すため4年目以降も地域で活動する隊員として、市町村が継続して採用・配置する場合、経費の一部を補助する。

ウ 地域おこし協力隊相談員設置事業

協力隊員のOB等を活用して、退院の相談等に応じる相談員を設置する場合に経費の一部を補助する。

エ 地域おこし協力隊定住促進事業

市町村が任期終了後に当該市町村内への定住を促進するため、交流会や企業

研修等を開催する場合、経費の一部を補助する。

以上

監査の過程において、委託に関する各事業が詳細な報告書をもって報告されていることを確認した。

また、本事業の成果について、地域マネジメントコンサルティング事業については、委託先からの報告書や、地域運営組織の設立件数などにより評価を行っていること、及び、市町村内での関連部署による連携体制の構築や、地域において主体性を発揮する地域運営組織の設立につながっていること、地域おこし協力隊関連については、委託先や補助金交付先からの実績報告書や、交流会参加者へのアンケート調査などによって評価を行っていること及び連携・交流会等の実施や市町村の補助により、地域おこし協力隊の募集活動及び任期中の活動を支援することで、着任数増加につながっていることを確認した。

このように、本事業が目的の遂行にあたって、有効であると思われることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

15 小中学生離島の魅力発見・発信事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	穏やかな瀬戸内海に浮かぶ「おかやまの島々」は、豊かな自然や独自の伝統・文化を有する本県の貴重な財産であるが、地元地域の住民でも、実際に島を訪れ、直接その島の伝統文化や産業等の魅力に触れる機会は少ない。 こうした状況に鑑み、県内の小中学生を対象に、離島の自然、伝統、文化、産業等を体験する機会を提供することにより、離島に対する関心や理解を高め、将来の離島振興を担う人材の育成を図る。 また、体験学習を通じて発見した離島の魅力について情報発信を行うことで、更なる交流人口の拡大を目指す。		
事業内容	1 小中学生の島体験 2 小中学生による島の魅力発見及び事前事後学習 3 島の魅力発信強化		
法令・条例・要綱等	・離島振興計画 ・小中学生離島の魅力発見・発信事業実施要領		
主な財源	国庫（240万円）、一般財源（240万円）		
令和4年度予算	480万円	令和4年度決算 （執行率）	474万620円 （98%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 離島振興計画は、「生き活きと、笑顔で暮らせる島づくり」を基本目標として、重点施策を下記のとおり定めている。

記

■交流人口の拡大とUIJターン等の促進

離島地域と他地域との人々の交流は、住民に視野の拡大や気づきをもたらすとともに、他地域の人々に離島地域についての理解を深めてもらう機会となることにより、地域の活性化に資するものであることから、恵まれた自然環境や固有の文化、芸術などの地域資源を活用し、交流の促進に努め、交流人口の拡大を図るとともに、島やそこに住む人々の魅力を積極的にPRし、定住者の増加につなげていく。

■人材の確保・育成と多様な主体との協働

離島地域の活性化には、地域の自主的・主体的な取組が必要であることから、住民の意識改革や地域づくりに参画しやすい環境づくりなどに努めるとともに、地

域を担う人材の確保育成に取り組む。

また、住民やNPO、民間団体など、多様な主体と協働し、活性化に向けた取組を進める。

以上

かかる振興計画を踏まえ、「小中学生離島の魅力発見・発信事業実施要領」は、「県内の小中学生を対象に、離島の自然、伝統、文化、産業等を体験する機会を提供することにより、離島に対する関心や理解を高め、将来の離島振興を担う人材の育成を図る。また、体験学習を通じて発見した離島の魅力について情報発信を行うことで、さらなる交流人口の拡大を目指す。」として、具体的な趣旨を明らかにしている。

本事業は、上記「小中学生離島の魅力発見・発信事業実施要領」に基づいて県内の小中学生を対象に、離島の自然、伝統、文化、産業等を体験する機会を提供することにより、離島に対する関心や理解を高め、将来の離島振興を担う人材の育成を図るとともに、体験学習を通じて発見した離島の魅力について情報発信を行うことで、更なる交流人口の拡大を目的とするものであり、その財務事務は、振興計画及び要領に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、小中学生の島体験は委託事業とされているところ、その手続きは、下記のとおりである。

記

- ① 県から離島を有する6市（岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市）へ受入団体の推薦を依頼する。県が認定した受入団体の紹介を教育委員会及びスポーツ協会等を通じて事業のPRと共に行う。
- ② 受入団体は実施団体と活動内容等について調整し、活動計画書を離島関係市を通じて県へ提出する。
- ③ 県で事業内容を審査し、県と受入団体による委託契約を締結後、島体験を実施する。
- ④ 体験学習終了後、小中学生目線で発見した島の魅力をHP・SNS等を通じてPRする。

以上

以上のとおり、本事業における委託は随意契約とはいえ、市からの推薦及び事業計画の審査を経ており、県に委託先を選定する裁量は極めて狭いものとなっている。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ D】

本事業の内容は、小中学生の島体験、小中学生による島の魅力発見及び事前事後学習及び島の魅力発信強化であるところ、その詳細は、下記のとおりである。

記

1 小中学生の島体験

小中学生に、学校行事等を通じて県内の島での滞在を体験してもらうこととし、体験メニューを通じて滞在中にその島の自然、伝統、文化、産業等に触れる機会を提供する。

対象：県内の小中学生

受入：離島を有する市又は離島地域の法人等に委託する。

2 小中学生による島の魅力発見及び事前事後学習

島体験の事前若しくは事後のどちらかに滞在離島に関する学習をして単なる夏のレクリエーションにならないようにする。

また、島での滞在・体験学習を通じて小中学生の目線から発見した島の魅力を学習のまとめとして県に提出してもらう（例：絵日記、ポスター、感想文）。

3 島の魅力発信強化

小中学生が発見した島の魅力（学習のまとめ作品等）、各島の文化や自然を「おかやまの島」として、県内外に幅広く情報発信を行い、さらなる交流人口の拡大や島の活性化につなげる。

事業の実施については、より効果的となるよう業務委託とし、HP・SNS等を活用した離島観光PRを行う。

以上

監査の過程において、令和4年度の事業実績を確認したところ、令和4年度は、小中学生の県内離島体験及び離島の魅力発信強化として、特集HPの更新や、県内離島の当該事業の周知及び特集HPへの誘導を図るSNS広告を実施し、かかる事業成果について、「実施団体や参加者の数や委託先からの実績報告書、小中学生による学習のまとめから事業の評価を行っております。本事業により小中学生が家族等と島を再訪問するなどの関係人口の拡大や普段訪れる機会の少ない離島で伝統文化や産業等の魅力に触れてもらい、離島に対する関心や理解を高めることで、将来の離島振興を担う人材育成の第一歩となることが期待されます。」との回答を得た。

このように、本事業によって、県内の小中学生に対して、離島に対する関心や理解を高めるという成果を果たしていることが認められる。

もっとも、「小中学生離島の魅力発見・発信事業実施要領」において目的とされているところは、「離島に対する関心や理解を高め、将来の離島振興を担う人材の育成を図る」こと及び「体験学習を通じて発見した離島の魅力について情報発信を行うことで、さらなる交流人口の拡大を目指す。」ことにあることを踏まえると、事業成果としては、離島振興を担う人材の増加数や交流人口の増加数等を検証の指標として用いることが必要であると思われる。

このように、本事業の効果をより定量的に測る等事業の有効性について改善の余地があると考えられることから本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1－3】本事業の成果指標として離島振興を担う人材の増加数や交流人口の増加数等を用いることを検討すべきである。

本事業は、小中学生に対し、離島の魅力を伝える事業であって、中山間地域の活性化を図るうえで、重要な事業である。

もっとも、事業の性質上、事業の内容が夏のレクリエーションにとどまり、中山間地域の振興という本来の目的を果たせない恐れもある。

本事業の成果として、離島振興を担う人材や交流人口の増加を用いることで、本事業が、中山間地域の振興に貢献していることを定量的に明らかにすることを検討すべきと考える。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

16 岡山移住・定住促進パワーアップ事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	他自治体との移住者の獲得競争が激化する中、新たな移住希望者の掘り起こしに加え、多様化する移住希望者のニーズに応じたきめ細かな対応が喫緊の課題となっている。 こうしたことから、移住希望者のニーズに適切に対応するため、相談体制の強化を図る。		
事業内容	1 晴れの国ぐらし I J Uアドバイザーの配置 2 岡山移住推進員（ハレクニぐらしのコンシェルジュ）の配置 3 移住支援コーディネーターの配置		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・中山間地域活性化基本方針		
主な財源	地方創生推進交付金（1848万8000円）、一般財源（1911万6000円）		
令和4年度予算	3760万4000円	令和4年度決算 （執行率）	3646万1858円 （97.0%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 生き生きプランは、重点戦略Ⅲ「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の「⑥持続可能な中山間地域等形成プログラム」における重点施策として、移住・定住の促進を掲げ、目標指標を移住相談件数2500件／年としている。

中山間地域活性化基本方針は、「1 多様な主体が支え合う仕組みづくり」の「重点分野2 地域を支える人材の創出」の具体的な重点施策として、下記のとおり定めている。

記

◎移住・定住の促進

市町村と連携し、各種支援制度や本県の優位性等についてSNS等も活用しながら情報発信するほか、デジタル技術を積極的に活用し、首都圏における相談体制の強化を図るとともに、移住と仕事のワンストップ相談窓口を活用する。

また、移住希望者の要望に沿った住居の確保を図るため、市町村が実施する空き家の情報提供を官民協働で支援するシステムの充実・強化を図る。

さらに、移住することへの不安を取り除き、中山間地域への理解を深める取組を行い、中山間地域に暮らす誰もが安心して暮らし続けることができるよ

う、生活環境や新規就農を含めた就業環境等の向上を図る。

以上

本事業は、中山間地域活性化基本方針に基づいて、移住希望者のニーズに適切に対応するため、相談体制の強化を図ることを目的とするものであり、その財務事務は、生き生きプラン及び基本方針に基づくものである。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業のうち晴れの国ぐらしIJUアドバイザーの配置事業については、主たる事務所が東京都に所在する特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターに委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている（委託先：特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進支援センター、委託金額：2214万3391円）。

なお、随意契約とされた理由は、「特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターは、東京・大阪の事務所を拠点に、移住・定住関係の事業を実施する認定NPO法人であり、両事務所合わせて、月3000件以上の相談が寄せられている。また、当法人は、設立からこれまでの20年間にわたり、移住・定住の促進に向けた取組を行っており、移住希望者からの認知度も高く、移住希望者への支援や各自治体が行う移住相談会などのPRについてのノウハウ、発信力を備えている。東京・大阪の移住・定住に関する情報発信、相談の拠点になっている当法人に、岡山県専従の移住・定住相談員を配置することで、本県の移住先としての魅力を効率的かつ効果的に発信することができ、本県への移住の促進に大きく寄与することができることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため」とされている。

この点、岡山県への移住・定住を促進するためには、東京、大阪の都市部に相談員を配置することが必須であり、委託先が限定されることはやむを得ないこと、特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターは、団体の性質上岡山県への移住のみを勧める団体ではないものの20年以上にわたり、地方移住のサポートを行ってきた国内最大規模の移住相談センターであり、認知度が最も高く、移住を検討する者が一度は訪問する施設とも言われていること、同センターに本県の相談窓口を設置する効果は非常に高いうえに、近年、増加している移住先の決まっていない漠然層にアプローチすることができること、移住先の条件等を聴取した上で、岡山県にマッチすると思われる相談者が岡山県の相談員に引き継がれることから、移住後のミスマッチを防ぐことができ、定住にもつながりやすくなることなど、他に代替する団体は存在しないことが窺われ、特命随意契約によることもやむを得ないと考える。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

なお、岡山移住推進員及び移住支援コーディネーターの配置は、会計年度任用職員の採用によって行われており、その手続きについて問題となる点は認められなかった。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、IJUアドバイザー、岡山移住推進員及び移住支援コーディネーターの活動状況等について確認したところ、これらの活動状況は、業務日誌等によって活動の確認を行うとともに、毎月開催する相談員ミーティングにおいて、相談対応状況等の報告を求めているとのことであった。

なお、令和4年度の相談件数は1364件であるところ、県主催のフェア等における移住相談を合わせた令和4年度の相談件数は、2759件であって、生き生きプランに掲げられた移住相談目標件数2500件（年間）を上回っている。

また、IJUアドバイザー及び岡山移住推進員に対する相談を契機とした移住件数は全数を把握できていないものの、本県に移住された方を対象に実施したアンケート等により、相談窓口を契機とした移住の件数を把握しているとのことであった（令和4年度には70組。ただし、一部重複あり。）。

なお、県のIJUアドバイザー等は、主に漠然と移住を検討している方や、移住先の市町村が決まっていない方などに対して相談対応を行う一次的な窓口であり、常設の相談窓口以外にも、県主催のイベントや他団体主催の全国規模の移住相談会において、総合相談窓口として相談対応を行っており、移住希望先の市町村が見つかるまで、メールや電話で丁寧にフォローアップを行っているうえに、移住希望先の市町村が決まった後は、市町村の窓口に対応を引き継ぐなど、市町村の相談員と連携を図りながら、本県への移住・定住の促進に取り組んでいるとのことであった。

このように、本事業について一定の効果が認められるうえに、事業の効果の検証やフォローアップがなされていることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について、既に指摘した点を除いて、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

17 「暮らしJUICY!岡山県」晴れの国ぐらし推進事業

(1) 空き家等を活用した住まい・事業所などの支援事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	新型コロナウイルス感染症を契機とした「新たな生活様式」や企業の働き方の見直しが進む中、地方移住への関心が高まっている。 特に、「田舎暮らし」、「自然の中での子育て」等を志向する移住希望者が多く、新橋館でも「住まい」に関する相談が増えているが、「空き家」等の受入環境が不十分なことにより、移住したくてもできないというチャンスロスが生じているため、支援の拡充を行う。		
事業内容	1 市町村への移住者用空き家改修補助 2 空き家等活用×事業者支援事業 3 移住者空き家改修助成		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・中山間地域活性化基本方針		
主な財源	地方創生推進交付金（450万円）、一般財源（550万円）		
令和4年度予算	1000万円	令和4年度決算 (執行率)	790万円 (79%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

- 1 本事業は、移住したくてもできない移住希望者に対し、支援の拡充を行うことを目的とするものであり、その財務事務は、岡山移住・定住促進パワーアップ事業と同じく生き生きプラン及び基本方針に基づくものである。
- 2 また、財務事務の執行は、要綱に基づき、補助金を交付するものであって、その財務事務について問題となる点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

監査の過程において、空き家等を活用した住まい・事業所などの支援事業の実績等について、事業計画に基づく経過報告を徴収し、進捗状況を確認するとともに、事業実績書により実績を確認していることを確認した。

なお、令和4年度は、事業者支援の事業が実施され、県から500万円の補助金が支出されたところ、このように補助金が交付された場合には、事業の内容について把握がなされている。

また、令和4年度の本事業の活用状況は、市町村への移住者用空き家改修補助は1件、空き家等活用×事業者支援事業は1件、移住者空き家改修助成は9件の利用実績があり、予算執行率も79%となっている。

このように、本事業に係る補助金について、十分な活用がなされていると考えられるため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、既に指摘した点を除いて、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 晴れの国ぐらし移住相談会の開催事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	首都圏等での移住希望者のニーズに対応し、移住・定住を促進するため、市町村、関係団体等と連携してセミナーや総合的な移住相談会を開催するとともに、新たな本県への移住希望者を掘り起こすため、他団体が主催する全国規模の移住相談会に参加し、岡山県の魅力をPRすること。		
事業内容	首都圏等でのセミナー・移住相談会の開催や中四国9県合同での移住相談会の開催に加え、民間等の主催する移住相談会へ参加し、移住希望者の相談にきめ細かく対応する。 また、移住希望者のニーズを市町村と共有し、ニーズに沿った情報を随時提供する。		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・中山間地域活性化基本方針		
主な財源	地方創生推進交付金（172万4000円）、一般財源（282万9000円）		
令和4年度予算	455万3000円	令和4年度決算 (執行率)	416万2247円 (91%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 本事業は、移住・定住を促進するため、首都圏等での移住希望者のニーズに沿った相談対応や、岡山県の魅力をPRすることを目的とするものであり、その財務事務は、岡山移住・定住促進パワーアップ事業と同じく生き生きプラン及び基本計画に基づくものである。
- 2 また、財務事務の執行は、県が直接相談会を運営しており、委託事業はなく、その財務事務について問題となる点は認められなかった。
したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、晴れの国ぐらし移住相談会における過去3年間の相談者数の推移を確認したところ、令和2年度322組、令和3年度416組、令和4年度926組であることを確認した。

上記のとおり、岡山県に対する移住相談は、年々増加しており、一定の効果は認められる。

また、移住相談会を契機とした移住件数については、全数は把握できていないも

の、本県に移住された方を対象に実施したアンケート等により、令和4年度には37組が相談会等に参加後、移住されたことを把握するとともに、フォローアップを実施している。

このように、本事業について一定の成果が認められるうえに、フォローアップが実施されていることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について、既に指摘した点を除いて、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) 情報発信の推進事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	コロナ禍によるデジタル技術の推進により、イベント等の広告方法として、SNS等によるデジタル発信情報による流入が増加していることに鑑み、デジタルマーケティング事業によって得た移住希望者のニーズ等に応じた情報やイベント開催時の情報発信等、SNS等による広告により広く周知を行い、集客を行うとともに、岡山県への移住・定住に関する相談件数の増加につなげること。		
事業内容	SNS等を活用した情報発信		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・中山間地域活性化基本方針		
主な財源	地方創生臨時交付金		
令和4年度予算	840万円	令和4年度決算 (執行率)	839万9820円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 本事業は、SNS等を活用した情報発信により、イベントへの集客を行うとともに、岡山県への移住・定住に関する相談件数の増加につなげることを目的とするものであり、その財務事務は、岡山移住・定住促進パワーアップ事業と同じく生き生きプラン及び基本方針に基づくものである。
- 2 また、本事業は委託されており、委託先は、プロポーザル方式によって選定されており、財務事務について問題となる点は認められなかった。
- したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、本事業による移住相談件数の推移等について確認したところ、下記のとおり、令和4年度の移住イベント参加者数・相談件数の増加率はそれぞれ210%、134%であった等、一定の事業成果があがっていることが認められる。

記

- ・ポータルサイト流入増加数：前年比 126%
- ・移住イベントページ及び相談ページのコンバージョン数：前年比 213%
- ・移住イベント参加者数：前年比107%
- ・移住相談件数：前年比107%【上記と同じ】

＜効果測定＞

- ・ポータルサイト流入増加数：98%（未達成）
- ・移住イベントページ及び相談ページのコンバージョン数：116%（未達成）
- ・移住イベント参加者数：210%（達成）
- ・移住相談件数：134%（達成）

以上

このように、本事業について目標とされた数値を上回っていることが認められ、事業成果があったといえることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

前記のとおり、本事業によって、令和4年度の移住イベント参加者数・相談件数の増加率はそれぞれ210%、134%であったこと等一定の事業成果があがっていることが認められる。

また、本事業の委託費は840万円であるが、本事業は、広告配信に合わせて、県庁DXの具体的な取組の一つとして全庁を挙げて推進しているデジタルマーケティングを実施するものであり、委託費を含む事業内容の検討に当たっては、DM事業を所管する政策推進課が委託する専門家からアドバイスを受けながら検討・決定を行っているとのことである。

なお、DM事業については、これまで効果の測定が困難であると言われていた広報費用について、最少の経費で最大の効果を生み出すことを可能とする取組とされており、また、委託費には、広告配信及び広告配信に合わせて実施するDMだけでなく、年間を通じて県移住ポータルサイトへの来訪者等を分析し、適宜、イベント開催手法の改善や、SNS等におけるターゲットにより響く広報内容等について助言を行う業務を含むものであり、本県における移住・定住促進に係る情報発信の中核を担う事業となっているとのことであった。

このように、効率性について検証がなされていることを考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

(4) ワークেশョン・二地域居住等の推進事業

【概要】	担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	新型コロナウイルス感染症を契機に、テレワークが普及し、「ワークেশョン」等、場所にとらわれない働き方が注目され、地域と関わりを持つ人材として、各自治体も力を入れ始めている。 また、同時に「二地域居住」や「多拠点居住」等、将来的な移住・定住に繋がる関係人口が創出されるとして国や各自治体においても取組が始まっている。 アフターコロナに向けた新たな移住の形として「ワークেশョン」については、検討会参加市町村について、県が自立支援を行い、自走に向けた事業を実施し、「二地域居住等」については、関係人口が特定の地域に継続的な形で関わるために、地域側の受入体制を整備するとともに、交流の機会を設けることで地域外の人材が地域づくりの担い手となり、地域活力の低下を解消するためのスタートアップ事業を行うこと。	
事業内容	1 アドバイザーの派遣、助言による自立支援 2 市町村が行うツアーへの助成 3 モデル地区での体験ツアー・成果報告	
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・中山間地域活性化基本方針	
主な財源	地方創生臨時交付金	
令和4年度予算	620 万円	令和4年度決算 (執行率) 605 万 8705 円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

- 本事業のうち、「ワークেশョン」については、検討会参加市町村について、県が自立支援を行い、自走に向けた事業を実施すること、「二地域居住等」については、地域側の受入体制を整備するとともに、交流の機会を設けることで地域外の人材が地域づくりの担い手となり、地域活力の低下を解消するためのスタートアップ事業を行うことを目的とするものであり、その財務事務は、岡山移住・定住促進パワーアップ事業と同じく生き生きプラン及び基本方針に基づくものである。
- 財務事務の執行について、本事業のうちワークেশョン推進事業は、委託金額が72万円であること及び委託先は、①ワークেশョン等に関する全国各市町村への地域戦略や都市のブランディング、産業活性化のアドバイスなどの地域のサポートを

精力的に行っていること、②令和3年度岡山県ワーケーション検討会に講師として複数回出席した実績を有し、岡山県（市町村）の現状や課題を把握したうえでの確かな助言を得られることが期待できるとの条件を満たしているとの理由から、随意契約によって委託契約が締結されていることを確認した。

また、二地域居住等の推進事業については、技術提案型による公募方式によって委託先が選定されていることを確認した。

まず、ワーケーション推進事業については、委託金額等を考慮すれば、委託先の選定について特に問題となる点は認められず、二地域居住等の推進事業についても、委託先の選定について問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

監査の過程において、令和4年度のワーケーション推進事業として、アドバイザーによってBeSkippaerおかやまスタートアップ交流会が4回開催されたこと、Facebookを利用した情報発信がなされたこと、ワーケーション検討会における成果報告会でフィードバック講評が1回実施されたこと及びワーケーションモニターツアーのサポートアドバイス業務が3市町において実施されたことを確認した。

また、本事業の効果測定について、ワーケーションの推進及び二地域居住の推進の効果については、各イベントへの参加者数を測定していること、ワーケーションについては、市町村のモニターツアー実施を支援し、成果を共有することにより、県内におけるワーケーションへの取組の広がりを成果として把握していること及び・二地域居住の推進については、モデル地域3地域で体験ツアーを実施し、実施後に市町村単位で独自の取組が検討される等、一定の成果が見られたことを確認した。

また、各事業について、参加者及びモデル地域の受入団体の双方にアンケートを実施することにより、効果検証を行うとともに、徴取した意見等については、将来的な移住・定住へとつながる仕組みづくりにも反映させていることを確認した。

なお、本事業は、新型コロナウイルス感染症を契機として、テレワークの普及など働き方が多様化したことに伴い、新たなライフスタイルとしてワーケーションや二地域居住等に対する関心が高まっていることを捉え、これら関係人口の創出に向けた取組を推進していくに当たり、スタートアップ事業として実施したものであり、本事業の実施により直接的に移住・定住につなげることを目指すものではなく、将来的な移住・定住へとつながる仕組みづくりを行うものである。

そのため、本事業の成果指標として、岡山県への移住者・定住者数を用いること

は必ずしも相当ではないものの、本事業の効果測定として、移住・定住者の増加と因果関係を問題とする必要があると考える。

以上のとおり、本事業の効果測定について改善の余地があると考え、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1－4】本事業による効果測定について検討する必要があると考える。

本事業によって、市町村において関係人口を受け入れるための官民連携組織が設立されたほか、特徴的なコワーキングスペースの設置が進むなど、県内において、関係人口の受入体制の整備が進んでいるという成果は認められる。

また、本事業によって直接的に移住・定住件数が増加するとの関係性はなく、本事業において移住・定住件数を評価指標とすることは必ずしも相当ではない。

もっとも、本事業を通じた最終的な目標は、岡山県への移住・定住を促すことにあり、鑑みると、本事業の成果指標については、移住・定住件数そのものを用いることはできないとしても、移住・定住の促進と関連性のある成果を用いることで、成果を検証する必要があると考える。

このように、本事業について、効果測定について検討する必要があると思われる。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、既に指摘した点を除いて、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(5) 他県との連携事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	岡山・鳥取の両県の知事会議、岡山・兵庫の両県の知事会議における合意に基づき、移住相談会や移住体験ツアー等を鳥取県、兵庫県とそれぞれ開催し、岡山県への移住・定住を促進すること。		
事業内容	1 鳥取県・岡山県移住連携体験ツアー 2 鳥取県・岡山県合同移住相談会 3 兵庫県・岡山県合同空き家見学バスツアー 4 兵庫県・岡山県合同移住相談会		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・中山間地域活性化基本方針		
主な財源	地方創生推進交付金（36万2千円）、一般財源（68万4千円）		
令和4年度予算	104万6000円	令和4年度決算 (執行率)	31万496円 (30%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 本事業は、隣県の鳥取県及び兵庫県と移住相談会や移住体験ツアー等をそれぞれ開催し、岡山県への移住・定住を促進することを目的とするものであり、その財務事務は、岡山移住・定住促進パワーアップ事業と同じく生き生きプラン及び基本方針に基づくものである。

2 財務事務の執行について、本事業のうち相談会は岡山県の直営で実施されており、その財務事務について特に問題となる点は認められなかった。

また、兵庫県合同バスツアーは、両県が輪番制で催行業務の契約締結を行い、令和4年度は兵庫県が当番県であったことから、兵庫県が移住関係業務を委託している事業者への支出をし、契約額を折半で負担していること及び中国四国連携は実行委員会方式により、各県が輪番制で事務局を担当しフェアを実施し、令和4年度は島根県が担当したとのことであった。

このように、令和4年度は、委託の事務に関し、岡山県による裁量はなく、その手続きについて問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和4年度の他県との連携事業の実績を確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

- ・鳥取県・岡山県合同移住相談会（6／18、10／22）：28組
- ・兵庫県・岡山県合同移住相談会（1／14）：27組
- ・兵庫県・岡山県合同空き家見学バスツアー（10／1）：11組20名
- ・中四国フェア（10／8）：147組（うち岡山県29組）

以上

なお、効果測定については、「成果目標は、移住相談件数を成果目標として設定しており、実数を把握している。」とのことであった。

本事業は、隣接する県と共同で行う事業であり、共同することで経費負担を減らしたうえで実施できる点、岡山県に隣接する県への移住・定住を希望している方も対象とすることができる点において、効果的に岡山県への移住・定住をPRすることができる有効性の高い事業であると思われる。

また、本事業の相談会やバスツアーの参加者に対しては、アンケートを実施し、徴取した意見等については、岡山県主催のセミナーやバスツアー等に反映させるなど、活用を行っているとのことであった。

このように、本事業について、事業成果が認められるうえに、アンケート調査による事業の検証等がなされていることが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について、既に指摘した点を除いて、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

18 吉備高原都市住区利用促進事業

【概要】		担当部署	中山間・地域振興課
事業目的	令和元年度から吉備高原都市活性化パートナーシップ事業を重点化し、ハウスメーカー等と連携した住区のPR、地元関係者との協働による都市の魅力づくりを通じ、分譲の加速化を図っているが、その結果、令和2年度には、県が分譲を開始して以降、過去最高となる14区画を分譲した。 しかし、さらに住区分譲を進めていくには、パートナーシップ事業に参加する企業を増やし、参加企業との関係を強化し、住区の魅力や同事業に関する情報を周知する必要がある。		
事業内容	1 住区分譲パートナーシップ強化事業 2 首都圏等情報発信事業		
法令・条例・要綱等	・中山間地域活性化基本方針 ・吉備高原都市住区分譲パートナーシップ事業実施要領		
主な財源	財産収入		
令和4年度予算	753万9000円	令和4年度決算 (執行率)	499万3140円 (66%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中山間地域活性化基本方針は、「1 多様な主体が支え合う仕組みづくり」の「重点分野2 地域を支える人材の創出」の具体的な重点施策として、下記のとおり定めている。

記

◎移住・定住の促進

市町村と連携し、各種支援制度や本県の優位性等についてSNS等も活用しながら情報発信するほか、デジタル技術を積極的に活用し、首都圏における相談体制の強化を図るとともに、移住と仕事のワンストップ相談窓口を活用する。

また、移住希望者の要望に沿った住居の確保を図るため、市町村が実施する空き家の情報提供を官民協働で支援するシステムの充実・強化を図る。

さらに、移住することへの不安を取り除き、中山間地域への理解を深める取組を行い、中山間地域に暮らす誰もが安心して暮らし続けることができるよう、生活環境や新規就農を含めた就業環境等の向上を図る。 以上

かかる基本方針を踏まえ、「吉備高原都市住区分譲パートナーシップ事業実施要領」は、「岡山県とパートナーシップ事業者が協力して顧客を開拓し、分譲地への住宅建築を促進する。」として、具体的な趣旨を明らかにしている。

本事業は、上記「吉備高原都市住区分譲パートナーシップ事業実施要領」に基づいて、吉備高原地区の住区分譲を進めるため、パートナーシップ事業に参加する企業を増やし、参加企業との関係を強化し、住区の魅力や同事業に関する情報を周知することを目的とするものであり、その財務事務は、基本方針及び要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、住区分譲パートナーシップ強化事業及び首都圏等情報発信事業のうちのインスタグラマーによる撮影事業は委託事業とされている。

まず、住区分譲パートナーシップ強化事業は、パートナーシップ強化事業に参加するハウスメーカーに対して、公募によって契約締結手続きがなされており、かかる手続きについて、問題となる点は認められなかった。

また、インスタグラマーによる撮影事業は、委託金額が約23万円であり、少額随意契約とされており、かかる手続きについても、問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、住区分譲パートナーシップ強化事業及び首都圏等情報発信事業であるところ、その詳細は、下記のとおりである。

記

- 1 住区分譲パートナーシップ強化事業

公募で契約を締結したハウスメーカーや工務店（パートナーシップ事業者）と協力して顧客を開拓し、吉備高原都市への住宅建築を促進する。

また、事業の実効性を高められるよう企業の営業担当者向けに吉備高原都市住区の魅力をPRする現地案内を行うことにより、パートナーシップを強化するとともに同事業に参加する企業を増やし、住区分譲の加速化を図る。

なお、平成22年度に不動産関係団体と締結した覚書に基づく紹介斡旋業務についても引き続き実施することとし、関係団体と連携し、分譲を推進する。

- 2 首都圏等情報発信事業

吉備高原都市住区購入者は、およそ4分の1が県外から移住されている方々であるため、移住促進班が実施している東京での移住相談会に参加して、都市住区と都市住区での暮らしをPRするほか、岡山桃太郎空港へポスターを掲示する等、都

市住区の認知度を高める取組を実施する。

また、住区専用のInstagramを開設して住区の魅力を情報発信するほか、Instagramerによる撮影代行・PR投稿を利用し、より効果的にPRを行う。

以上

監査の過程において、令和4年度の吉備高原住区の分譲件数を確認したところ、52区画であった。

令和2年度に分譲区画が14区画、令和3年度に分譲区画が24区画であることに鑑みると、令和4年度に分譲区画は大幅に増加していることが認められ、事業成果は大きいことが認められ、定住促進との目的に大きく貢献している。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をAとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【儲かる農林水産業加速化プログラム】

1 力強い担い手の確保・育成

(1) 農業実務研修事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	農村における高齢化の進展等から農業の担い手不足は恒常化しており、農村の健全な発展と地域活性化のためには、農業、農村の担い手となる新規就農者の確保・育成が重要な課題となっている。 このため、新規就農希望者に対し、就農を希望する担い手確保計画承認市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行うこと。		
事業内容	1 基礎研修 普及センター、農業大学校、三徳園、農業士等における研修 2 応用研修 ほ場及び施設での実地研修、先進農家への派遣研修、営農基盤づくり研修 3 その他の研修 市町村、農業協同組合、農業公社等の事業主体における研修		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・就農促進トータルサポート事業実施要領 ・就農促進トータルサポート事業の運用について		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	460 万	令和4年度決算 (執行率)	266 万 6000 円 (57%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、下記のとおり、定めている。

記

■次代を担う力強い担い手の確保・育成

本県農業の担い手の育成拠点である三徳園を核として、新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、認定農業者や集落営農組織の規模拡大や法人化、企業の農業参入を支援するなど、多様な担い手を育成します。併せて、専門的技術を持つ優れた林業や漁業の人材育成を推進します。

以上

生き活きプランを踏まえて、就農促進トータルサポート事業実施要領及び就農促進トータルサポート事業の運用において、農業実務研修の詳細を規定している。

本事業は、上記各規定を踏まえて、新規就農希望者に対し、就農を希望する担い手確保計画承認市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行うことを目的とする事業であり、生き活きプラン、「就農促進トータルサポート事業実施要領」及び「就農促進トータルサポート事業の運用について」に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、就農促進トータルサポート事業実施要領に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、当該制度を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「就農促進トータルサポート事業実施要領第4 2（5）実施手続」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業では、研修生の営農継続率（研修により営農を継続出来るだけの技術の習得等が出来ているかどうか）を効果測定の指標としている。令和4年度の実績として、同年度末時点で、営農継続率（10年）は99%となっており、一定の効果があるものと判断できる。以上より、本事業について、事業の有効性の観点から問題となる点は認められないことから、評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

(2) 早期経営確立支援事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	新規参入者の多くは、農業技術の習得をはじめ、農地や住宅の確保など多くの不安を抱えており、特に就農初期の経営が不安定である。 このため、充実した研修を実施するための環境整備や農地や空き家等の賃借料などを助成することにより、円滑な農業経営の開始と地域への定着を支援すること。		
事業内容	1 農地の賃借料及び土づくりの助成 新規に農地を賃借した場合の農地の賃借料や土づくりに要する経費を助成する。 2 空き家等の賃借料の助成 遊休資産を有効に活用するために、空き家等の賃借料を助成する。 3 研修環境の充実に向けた取組 (1) 受入組織等の強化への支援 受入組織が実施する推進会議や産地紹介等の活動経費を支援する。 (2) 研修環境の充実への支援 研修用のほ場や施設・機械等の整備を支援する。		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・就農促進トータルサポート事業実施要領 ・就農促進トータルサポート事業の運用について		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	395万1000円	令和4年度決算 (執行率)	208万5000円 (52%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 生き生きプランを踏まえた就農促進トータルサポート事業実施要領は、下記の事業を実施することを定めている。

記

4 早期経営確立支援事業

2の(2)の農業実務研修事業を活用し、かつ、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農した者を対象に、農地や住宅の賃借料や施設等の修繕費などを助成する。

また、受入地域に対し研修用ほ場の整備や研修希望者向け短期研修など研修生の受入体制の整備を支援する事業

以上

本事業は、上記各規定を踏まえて、充実した研修を実施するための環境整備や農地や空き家等の賃借料などを助成することで、新規就農者の円滑な農業経営の開始と地域への定着を支援する事業であり、生き生きプラン、就農促進トータルサポート事業実施要領に基づくものである。

- 2 また、当該制度を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「就農促進トータルサポート事業実施要領第6 早期経営確立支援事業(2)実施手続、(3)報告」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業では、研修生の営農継続率（研修により営農を継続出来るだけの技術の習得等がなされているかどうか）を効果測定 of の指標としているところ、令和4年度末時点で、営農継続率（10年）は99%となっており、一定の効果があるものと判断できる。

なお、本事業に基づく過去3年間の補助金の交付実績は、令和2年度は324万8000円、令和3年度は202万5000円、令和4年度は208万5000円であり、令和4年度の執行率は52%に留まっているところ、執行率が低くなっているのは、コロナ禍前の執行実績（令和元年度：548万円）をもとに予算化していたが、コロナ禍の影響で市町村の事業実施が制限され、十分に活用されなかったことが原因である。

このように、本事業について、事業の有効性は認めること、補助金の執行率は50%は上回っているうえに、執行率が低くとどまらざるを得ない事情があったことが認められることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☐ B ☐ C ☐ D ☐

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) 帰農者支援事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	定年退職等を機に就農を希望する他産業経験者は、地域農業の担い手として期待されているが、これらの帰農者等は、農業体験や栽培技術の習得機会が少なく、就農するうえで課題となっている。 このため、地域の実情に応じた実践的な研修を開催し、帰農者等の就農促進を図ること。		
事業内容	1 地域推進体制の整備 2 帰農希望者等を対象とした地域帰農塾の開催 ・地域の実情に応じた品目の栽培技術等が習得できる研修 ・簡易な研修資材の整備 ・就農状況等の調査		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・就農促進トータルサポート事業実施要領 ・就農促進トータルサポート事業の運用について		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	65万6000円	令和4年度決算 (執行率)	60万6000円 (92%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 生き生きプランを踏まえた就農促進トータルサポート事業実施要領は、下記の事業を実施することを定めている。

記

6 帰農者支援事業

1 の新規就農者等確保計画に基づき、市町村等が地域の実情に応じて就農講座等を実施する事業

以上

本事業は、地域の実情に応じた実践的な研修を開催し、帰農者等の就農促進を図る事業であり、生き生きプラン、就農促進トータルサポート事業実施要領及び就農促進トータルサポート事業の運用についてに基づくものである。

- 2 当該制度を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「就農促進トータルサポート事業実施要領第8 帰農者支援事業2 実施手続、3 報告」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業に基づく過去3年間の地域帰農塾の開催実績及び参加者数は、令和2年度は9市において18コースが開催され、参加者数は208名、令和3年度は9市において17コースが開催され、参加者数は282名、令和4年度は9市において18コースが開催され、参加者数は253名であり、参加者数は一定数を確保している。

また、本事業では、研修後のアンケート調査により就農意向を確認することで効果測定を行っている。アンケート調査結果を閲覧したところ、研修受講による効果、今後の就農意向について、一定の成果が見られることから、事業の有効性の観点から特段問題となる事項は認められず、その評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(4) 担い手育成・スマート農業社会実装促進事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	競争力のある水田農家の担い手を育成するため、規模拡大に必要な機械・施設の導入を支援するほか、省力・低コスト化が期待できるスマート農業機器のＪＡ等による農業者のモニター用としての導入や農業団体の共同利用によるリース導入を支援すること。		
事業内容	1 地域担い手育成支援 (1) 対象経費 経営規模の拡大のために必要な省力化機械の整備に要する経費（具体例：トラクター、田植機、コンバイン） (2) 対象主体 個別経営体、集落営農組織、農業法人、農業公社 2 先端技術導入支援 (1) 対象経費 スマート農業技術等の先端技術を農業者のモニター用として導入又はリース方式により試験導入するために要する経費 (2) 対象主体 農業協同組合、農業公社、集落営農組織、生産部会、営農集団（3戸以上）		
法令・条例・要綱等	・担い手育成・スマート農業社会実装促進事業実施要領 ・担い手育成・スマート農業社会実装促進事業の運用について		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	1046万6000円	令和4年度決算 (執行率)	1046万6000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 生き生きプランを踏まえた担い手育成・スマート農業社会実装促進事業実施要領は、下記の事業を実施することを定めている。

記

1 事業内容

本事業の事業種目は次のとおりとし、事業内容、事業主体、採択基準、補助率等は別表に掲げるとおりとする。

(1) 地域担い手育成支援

実質化された人・農地プランに位置付けられた認定農業者等の経営体の、経営規模を拡大するために必要な機械・施設の導入支援。

(2) 先端技術導入支援

ア モニター用導入支援

農業協同組合等が、スマート農業機器の普及拡大に向け、農業者への貸出や研修会での実演等によるモニター用として機器を導入支援。

イ 試験的導入 05 支援

農協出資型法人や農協生産部会、営農集団等が、生産及び経営の省力・低コスト化等のために必要なスマート農業機器をリース方式により導入支援。

以上

本事業は、競争力のある水田農家の担い手を育成するため機械・施設の導入を支援するほか、スマート農業機器の導入やリース導入を支援する事業であり、生き生きプランに基づくものである。

- 2 当該制度を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「担い手育成・スマート農業社会実装促進事業実施要項4 事業実施手続き、6 事業実績報告等」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業に基づく過去3年間の補助金交付実績は、令和2年度は1064万6000円（執行率82%）、令和3年度は876万3000円（執行率80%）、令和4年度は1046万6000円（執行率100%）であり、補助金は十分に活用されていることが認められる。

また、本事業では、事業実施年度の翌々年度の水稲作付面積の拡大を目標として

おり、事業効果の測定については、毎年県下の水稻作付け10ha以上の経営体を集計し、効果測定をしているところ、毎年水稻10ha以上の経営体は増加しており、本事業は一定の効果があることが認められる。

さらに、本事業も他の事業と相まって長期的には一定の効果が期待できると考えられることから、その評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 安全安心・高品質な農林水産物の生産振興

(1) ハイブリッド産地育成推進事業

【概要】	担当部署	農政企画課
事業目的	これまでハイブリッドメガ生産団地の育成により、桃、ぶどうの栽培面積の拡大や担い手の確保を図ってきたが、事業に取り組む産地を増やすため面積要件を緩和し、一つの選果場を核とした桃、ぶどうの園地において、新規就農者の確保・育成、新技術新品種の研究開発、観光農業等のハイブリッド機能を有する施設整備を行っている。 しかしながら、産地では優良なまとまった園地確保が難しく、地域の合意形成に時間と労力を要している。 このため、地域の意思決定段階における県の指導助言を強化することで、将来を見据えた園芸産地づくりを加速させること。	
事業内容	1 N e x t 産地づくりの推進 桃、ぶどうの産地づくりを強力に推進するため、農林水産部内に、人と農地に係る産地ごとの課題解決を効率的に行う施策横断的なN e x t 産地づくり推進本部会議を設置し、儲かる農林水産業の確立に向けた体制強化を図り、地域の意思決定段階において、候補地の調査・分析や産地化までのシミュレーション等の提案等を行う。 2 市町村等が行う産地育成への支援 一つの選果場を核とした桃又はぶどうの5 h a 規模の園地で、担い手の確保・育成、新技術・新品種の研究開発、環境農業、農福連携、6次産業化、海外輸出に取り組む等のハイブリッド機能を有し、新たな生産拡大のサイクルを生み出し、持続的な発展が図られる産地に対し、計画策定支援、機械・設備整備支援及び新規就農者確保支援を行う。	
法令・条例・要綱等	・生き活きプラン ・農林水産プラン	
主な財源	一般財源	
令和4年度予算	4652 万円	令和4年度決算 (執行率) 4619 万円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

- 1 生き活きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、下記のとおり、定めている。

記

■生産性の高い農業の推進

市町村や農業団体等と連携し、ロボットやAI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業の実証などに取り組み、最適な技術体系を確立するとともに、必要な新技術の普及により、農業の超省力化や高品質生産等の実現を図ります。

また、ハイブリッド産地の育成を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による規模拡大の推進などにより生産性の高い経営体の育成を進めます。

以上

生き活きプランを踏まえて、農林水産プランは「生産性・収益性を重視し、かつ担い手の確保・育成、新技術の研究開発等のハイブリッド機能を持った産地の拡大を推進する」と定めており、ハイブリッド産地の育成を進めることを明らかにしている。

本事業は、上記の施策の方向性を踏まえて、地域の意思決定段階における県の助言を強化することで、将来を見据えた園芸産地づくりを加速させることを目的とする事業であり、生き活きプランや農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、ハイブリッド産地育成推進事業実施要領に基づいて補助金を交付すること及び一部の業務を委託することによって執行されているところ、当該制度を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「ハイブリッド産地育成推進事業実施要領第3事業実施等の申請手続、第4事業実績報告」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

さらに、本事業の委託業務は、集積・集約化計画図面作成業務（委託先：岡山県土地改良事業団体連合会、委託金額99万円）、ハイブリッド産地育成推進事業下仁保地区PR動画撮影業務（委託先：株式会社アドプレックス、委託金額53万9000円）及びハイブリッド産地育成推進事業山手地区PR動画撮影業務（委託先：株式会社アドプレックス、委託金額90万2000円）であるところ、いずれも少額随意契約の方式で委託されていた。

なお、ハイブリッド産地育成推進事業下仁保地区PR動画撮影業務及びハイブリッド産地育成推進事業山手地区PR動画撮影業務は類似の業務であって、委託先

も同一ではあるものの、見積書は2通取得されており、かかる見積書を検討のうえ、委託先を選定していることが認められた。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の効果測定を検討するにあたり、果樹は植え付けてから収穫量が軌道に乗るまで5年程度かかることから、単年度での測定は困難であるものの、令和4年度は、赤磐市、井原市において、ハイブリッド産地育成推進事業のうち、計画策定支援事業を活用して推進会議が開催された。

また、赤磐市では6回、井原市では7回開催され、市、部会、県等が参集し、新規就農者の確保方法や事業導入する候補地の選定等について話し合われているとともに、本事業の実施後、生育が順調に進み、早期に収益が上がるよう、農業普及指導センターを始め、関係機関が継続して農業者への技術指導等を行っている。

さらに、岡山県として、農林水産プラン施策指標である農林水産業産出額、県産桃、ぶどうの輸出金額、桃、ぶどうの栽培面積等の目標達成に向け、庁内関係課、市町村、農業団体と連携して事業を実施しているとのことであった。

このように、本事業の成果について、特段問題点は見受けられないことから、評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 黒大豆枝豆産地力強化対策事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	黒大豆は、水田フル活用による所得向上に向けた重要な品目であり、水稻＋黒大豆の複合経営に、黒大豆枝豆を組み合わせることで生産することにより、多額の資本投資なしに、生産者の所得向上が期待できる。 一方、黒大豆枝豆は、収穫期間が短い、高温等による収量・品質の低下、収穫・調製作業が煩雑等の課題があり、需要に応えられる供給体制の強化が必要である。 このため、収穫時期が早い新品種の生産拡大、近年の気象条件等に対応した栽培技術の確立、省力化機械の導入等を支援するとともに、市場の信頼獲得やブランド力の強化を進め、生産者の所得向上に結び付ける。		
事業内容	1 生産基盤の強化対策 (2) 産地への支援 ・新品種生産拡大支援（新規生産者確保のための講習会、募集活動等） ・省力化機械の導入（枝豆脱莢機、選別機、収穫機等） ・高品質栽培施設等の導入支援（網掛け栽培等） 2 ブランディング対策 ・産地ビジョン作成 ・マーケット調査 ・販売促進活動（PRパンフレットの作成）等		
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン ・黒大豆枝豆産地力強化対策事業実施要領		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	98万3000円	令和4年度決算 (執行率)	40万9000円 (41%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 農林水産プランは、美作地域における農産物の生産振興の施策として、下記のとおり、定めている。

記

- ・黒大豆は、高品質化と出荷量の増加を図り、枝豆と組み合わせて首都圏など大消

費地での「作州黒」のブランド確立を図ります。

以上

本事業は、農林水産プランを踏まえて、黒大豆枝豆について収穫時期が早い新品種の生産拡大、近年の気象条件等に対応した栽培技術の確立、省力化機械の導入等を支援するとともに、市場の信頼獲得やブランド力の強化を進め、生産者の所得向上に結び付けることを目的とする事業であり、農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、黒大豆枝豆産地力強化対策事業実施要領に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、本事業を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「黒大豆枝豆産地力強化対策事業実施要領の第3 事業実施等の手続き、第4 事業実績報告書」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

本事業の効果測定は、毎年黒大豆枝豆の作付面積や販売量を集計して実施しているところ、過去3年間の黒大豆枝豆の販売量は、令和2年は3万8124kg、令和3年は3万3390kg、令和4年は2万5641kgとなっている。

この点、産地では、栽培者募集のチラシを配布し新規栽培者の確保を図るなどしているものの、枝豆栽培に手間がかかることや農家の高齢化により、面積・生産者ともに減少傾向にある。

また、本事業の予算額は少額であり、現状の事業で出来ることは限定的であるうえに、本事業では、目標年度を事業実施年度の3年後としているが、現状の事業を継続してもその効果は期待しがたいと考える。

本事業の趣旨として黒大豆の生産により、生産者の所得向上を図ることを県として推進していくのであれば、事業の内容及び予算配分について一度見直すことが望ましいと考える。

以上より、事業の有効性については、評価Cとした。

【意見2－1】 本事業の趣旨に照らして、生産者の所得向上を図ることを県として推進していくのであれば、現在の事業の内容及び予算配分について見直すことが望ましいと考える。

本事業において、産地では、栽培者募集のチラシを配布し新規栽培者の確保を図るなどしているものの、枝豆栽培に手間がかかることや農家の高齢化により、面積・生産者ともに減少傾向にある。

予算額は少額であり、現状の事業の効果は限定的と言わざるを得ないのであって、目標年度を事業実施年度の3年後とされているものの、現状の事業を継続してもその効果は期待しがたいと考える。

本事業の趣旨として黒大豆の生産により、生産者の所得向上を図ることを県として推進していくのであれば、事業の内容及び予算配分について一度見直すことが望ましい。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、事業の有効性に記載の点を除いては、問題となる点は認められなかったため、その評価Bとした。

(3) 岡山白桃リノベーション事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	本県を代表する果物の白桃は、高齢化が進み生産者が減少する中で、規模拡大が図られ、新規就農者は増加傾向にある。 また、市場からは他県産では代替できない品目として出荷量の増加や出荷期間の拡大が求められている。 このため、経営の大規模化に対応した園地の生産性向上、近年の気候変動に対応した生産安定化、担い手の確保・育成を総合的に進めることで、白桃の供給力強化を図り、儲かる農業の確立につなげること。		
事業内容	1 生産性向上対策 ・園地の平坦化等による効率化、土壌改良による生産性向上などの取組を支援する。 ・白皇、白露等の晩成品種の導入による労働分散やスマート機器による面積拡大、長期安定出荷の取組を支援する。 ・新規栽培者のための実践的な研修圃場の設置を支援する。 2 気候変動対策 ・近年の気候変動に対応した園地の排水・かん水対策、防風ネット・防蛾灯の整備、耐寒性台木苗の導入による生産安定化等の取組を支援する。 3 県推進事業 ・担い手確保のため、就農相談会への「もも専門ブース」の出展及び広報媒体を活用した情報発信、生産者へ向けた晩生品種等の技術研修会の開催、技術情報の提供を実施する。		
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン ・果樹農業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	3644万6000円	令和4年度決算 (執行率)	2207万8000円 (60%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 農林水産プランは、果物の生産振興の施策として、下記のとおり、定めている。

記

- ・桃は、担い手の受入体制の充実、経営規模の拡大等のほか、消費者や実需者のニーズに対応した、高品質な新品種育成や白桃のシリーズ化、晩生品種の生産拡大などを進め、供給力強化を図ります。

以上

農林水産プランを踏まえて、果樹農業振興計画では、具体的な白桃の栽培に関する振興方針を明らかにしている。

本事業は、経営の大規模化に対応した農地の生産性向上、近年の気候変動に対応した生産安定化、担い手の確保・育成を総合的に進めることで、白桃の供給力強化を図り、儲かる農業の確立につなげることを目的とする事業であり、おかやま農林水産プラン及び果樹農業振興計画に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、岡山県園芸総合対策事業実施要領に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、本事業を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「岡山県園芸総合対策事業実施要領第3事業実施等の申請手続き、第4事業実績報告」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の効果測定は、晴れの国おかやま生き生きプランの指標において、桃、ぶどうの栽培面積を目標（令和6年度：1905ha）に設定しており¹、農林水産省作物統計調査の実績により効果測定を行っている。

令和4年度において、農林水産省作物統計調査における岡山県の桃、ぶどうの栽培面積は1,898haである。全国的には、桃とぶどうの作付面積は減少傾向にある中、前年比で若干増加に転じていることから一定の効果はあるものとして、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

¹晴れの国おかやま生き生きプランの指標において、令和6年度の目標栽培面積は桃、ぶどうの合計で記載され、それぞれの指標がないことから実績も、桃とぶどうの合計で効果測定を行っている。

(4) ぶどうの供給力強化対策事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	岡山県を代表する農産物のぶどうは、首都圏、関西圏への販路拡大や海外での贈答需要が堅調であり、高品質な県産ぶどうのさらなる供給力強化を求める声が寄せられている。 平成29年度から実施したぶどうの供給力強化緊急対策事業の結果、産出額、新規就農者数に加え、漸減傾向であった栽培面積も増加に転じたところであるが、拡大する市場ニーズに応えるため、面積拡大と生産性の向上を進めることで、より一層のぶどうの供給力強化を図り、儲かる農業の確立につなげること。		
事業内容	1 面積拡大対策 首都圏や海外等からの需要拡大に対応するため、ピオーネ、シャインマスカット、オーロラブラック等主要5品種の面積を拡大する取組を支援するとともに、新規就農者の確保・育成に向けた研修ほ場の設置を進める。 2 生産性向上対策 省力化や高品質化、長期安定出荷につながる取組を支援するとともに、人手に頼る部分が大きい本県独自の高品質化技術について、アシスト技術等スマート農業のモデル導入を支援する。 3 県推進事業 大規模栽培モデル育成の推進、面積拡大・品質向上への研修会等の開催、新品種等栽培支援対策、PR対策等を実施する。		
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン ・果樹農業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	4041万8000円	令和4年度決算 (執行率)	4303万5000円 (106%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 農林水産プランは、果物の生産振興の施策として、下記のとおり、定めている。

記

- ・ぶどうは、ピオーネを主力に市場ニーズの強い高品質ぶどうの生産拡大を進めるとともに、多彩な品種と施設栽培の導入拡大等、作型の組み合わせなどにより長期安定出荷体制を確立し、一層の供給力強化を図ります。
- ・桃、ぶどうの供給力強化に向け、多様な機能を持つメガ生産団地の取組を県下全域に拡大するとともに、計画的な改植や省力機械の導入等による生産性の向上に取り組めます。また、未利用園地の活用や水田の園地化等による経営規模の拡大を図ります。
- ・桃、ぶどうのさらなる市場拡大に向け、首都圏や関西圏を中心に、観光団体等と連携したPR活動を展開します。

以上

農林水産プランを踏まえて、果樹農業振興計画は、具体的なぶどう栽培に関する振興方針を明らかにしている。

本事業は、拡大するぶどうの市場ニーズに応えるため、面積拡大と生産性の向上を進めることで、より一層のぶどうの供給力強化を図り、儲かる農業の確立につなげることを目的とする事業であり、農林水産プラン及び果樹農業振興計画に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、岡山県園芸総合対策事業実施要領に基づいて補助金を交付すること及び一部の業務を委託することによって執行されているところ、本事業を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「岡山県園芸総合対策事業実施要領第3事業実施等の申請手続き、第4事業実績報告」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

さらに、本事業の委託業務は、果樹生産性向上等実証事業（委託先：個人、委託金額8万5000円）であるところ、特命随意契約の方式で委託されていた。

この点、本事業は、シャインマスカットを適切に栽培することができる者であることが必要である等委託先が特定されるうえに、支出額も少額であり、財務事務の執行において問題となる点は認められなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の効果測定は、晴れの国おかやま生き活きプランの指標において、桃、ぶどうの栽培面積を目標（令和6年度：1905ha）に設定しており、農林水産省

作物統計調査の実績により効果測定を行っているところ、令和4年度において、農林水産省作物統計調査における岡山県の桃、ぶどうの栽培面積は1,898haである。全国的には、桃とぶどうの栽培面積は減少傾向にある中、前年比で若干増加に転じていることから一定の効果は認められる。

また、補助金の執行率も当初予算を超えており、補助金が十分に活用されていることが認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(5) もっと儲かるおかやま園芸産地育成事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	岡山県において、野菜ではトマトやアスパラガス、花きでは、りんどうやスイートピーなど収益性の高い品目を中心に新規栽培者を確保し、産出額が増加傾向にある。 また、キャベツや玉ねぎ等の加工・業務用野菜の需要増加に伴い、法人や集落営農組織での生産が拡大している。 そのため、県振興品目や加工・業務用野菜において、高品質化・省力化を図る機械及び施設の導入、生産効率の向上を図るスマート農業技術のモデル的導入を支援するとともに、広域連携出荷に向けた選果及び出荷体制の整備や種苗の安定供給体制を構築することで、野菜・花きを含めた園芸作物の産地拡大、産出額の増加を目指すこと。		
事業内容	1 県振興品目の高収益化及び産地拡大対策 ・産地の規模拡大や高品質化・省力化を図るための施設、設備の導入を支援する。 ・環境制御技術等による高収量・高品質化への取組を支援する。 2 加工・業務用野菜の供給力強化対策 ・移植機等の導入による省力化や鉄コンテナの導入による流通合理化を支援する。 ・キャベツの周年供給体制（産地リレー出荷）の構築を支援する。 ・収穫機械やドローン等による作業の省力化を支援する。 3 広域連携出荷・種苗供給安定対策 ・広域連携プランの策定や物流合理化への取組を支援する。 ・選果及び出荷体制整備を支援する。 ・県振興品目の種苗安定供給の取組を支援する。 4 県推進事業 ・各共進会及び推進大会の開催 ・おかやま元気ベジタブル推進本部、地域推進隊の活動強化 ・県振興品目の種苗安定供給体制の構築		
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン ・野菜農業振興計画 ・花き振興計画		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	2305万2000円	令和4年度決算 (執行率)	2030万1457円 (88%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 農林水産プランは、野菜及び花きの生産振興の施策として、下記のとおり、定めている。

記

- ・高品質な野菜の安定的な供給体制を構築するため、ハウス等の生産施設や集出荷貯蔵施設等の整備・再編を進めます。
- ・水田等を利用した加工業者等との契約栽培による大規模な野菜産地の育成を促進するため、関係機関が連携して排水対策や機械・施設の整備、研修会の開催などの取組を進めます。
- ・スイートピーは、新規就農者の確保を図るとともに、産地規模の拡大により、供給力の強化を進めます。また、栽培施設の環境制御技術の向上により、生産と品質の安定化を図るとともに、国内外から高く評価される品質を積極的にPRし、輸出拡大の取組を進めます。
- ・りんどうは、特色のある産地づくりのため、県オリジナル品種のシリーズ化や種苗供給の安定化等の取組を進め、県産りんどうの生産供給体制の確立を図ります。

以上

農林水産プランを踏まえて、野菜農業振興計画及び花き振興計画は、具体的な野菜及び花きの生産に関する振興方針を明らかにしている。

本事業は、県振興品目や加工・業務用野菜において、高品質化・省力化を図る機械及び施設の導入、生産効率の向上を図るスマート農業技術のモデル的導入を支援するとともに、広域連携出荷に向けた選果及び出荷体制の整備や種苗の安定供給体制を構築することで、野菜・花きを含めた園芸作物の産地拡大、産出額の増加を目的とする事業であり、おかやま農林水産プラン、野菜農業振興計画及び花き振興計画に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、岡山県園芸総合対策事業実施要領に基づいて補助金を交付すること及び一部の業務を委託することによって執行されているところ、本事業を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「岡山県園芸総合対策事業実施要領第3事業実施等の申請手続き、第4事業実績報告」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

さらに、本事業の委託業務は、ラークスパー育成系統の現地適応性検査業務（委託先：個人、委託金額3万8400円）、「岡山リンドウ3号」の現地実証試験業

務（委託先：個人、委託金額2万8000円）、リンドウ育成系統の現地適応性試験業務（委託先：個人、委託金額6万円）及びオリジナル品種の安定供給業務（委託先：一般社団法人岡山県農業開発研究所、委託金額70万円）であるところ、いずれも特命随意契約の方式で委託されていた。

この点、いずれの業務も業務の特殊性から委託先が限定されるとともに、委託金額も100万円未満であって、委託の手続きについて問題となる点は認められなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の効果測定は、晴れの国おかやま生き生きプランの指標において、農林水産業産出額を目標（令和6年度：1655億円）としており、各品目の産出額について、農林水産統計値で測定している。

この点、直近の令和3年度の農業産出額は1457億円であり、全国平均は前年度比マイナスであるにも拘わらず、岡山県はプラスとなっている。

また、本事業の予算の執行率は88%であり、補助金が十分に活用されていることが認められる。

以上より、本事業について一定の効果は認められるものと考えられることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(6) 岡山米販売力強化支援事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	平成 3 0 年産からの米政策が見直しされるとともに、近年の人口減や新型コロナウイルス感染症による米の需要の減退による米の生産・販売に係る競争激化に対応するため、品種や栽培方法等、岡山米の特徴を活かした生産と P R の取組を支援し、消費者や実需者から選ばれる岡山米の地位を確立すること。		
事業内容	1 県推進事業 (1) 良食味米生産技術の普及 (2) 良食味米生産体制の確立 (3) 岡山米の P R 2 岡山米販売力強化支援事業 (1) 需要に応じた生産の支援 ア 良食味米の産地づくり イ 業務用米の生産拡大 ウ 需要に応じた生産の推進 (2) 認知度向上の取組の支援 ア イメージの定着化と需要・生産の安定化 イ 愛好者の獲得と需要の安定化 (3) 結びつき強化の取組の支援 ア 契約取引の拡大 イ 消費者との結びつき強化 (4) 品質の向上 ア 米、麦類及び大豆等の品質向上に向けた色彩選別機、穀粒判別機及び食味計等の機械導入を支援		
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン ・岡山米販売力強化支援事業実施要領 ・岡山県補助金等交付規則		
主な財源	一般財源		
令和 4 年度予算	398 万 8000 円	令和 4 年度決算 (執行率)	345 万 3000 円 (86%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 農林水産プランは、米の生産振興の施策として、下記のとおり、定めている。

記

- ・地域の気象条件や品種の特性等を生かし、家庭用や業務用、さらには輸出用など多様な需要に対応した米づくりを促進します。
- ・「きぬむすめ」や「コシヒカリ」等の家庭用の米については、食味向上や有機無農薬栽培など、栽培方法にこだわった付加価値の高い米生産の取組を、「朝日」、「アケボノ」、「雄町」等の業務需要の高い米については、品質の安定と生産コスト低減の取組を推進します。また、消費者や実需者へのPR強化により、需要の拡大を図ります。

以上

本事業は、農林水産プランを踏まえて、米の生産・販売に係る競争激化に対応するため、品種や栽培方法等、岡山米の特徴を活かした生産とPRの取組を支援し、消費者や実需者から選ばれる岡山米の地位を確立することを目的とする事業であり、農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、岡山米販売力強化支援事業実施要領に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、本事業を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「岡山県米販売力強化支援事業実施要領第4事業実施手続き、第6事業実績報告等」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の効果測定は、米の生産・販売実績によっているところ、令和4年度は、品種毎に比較すると前年比マイナスとなっているものもあるが、県内外での「雄町」PRイベントの開催や、「きぬむすめ」「にこまる」の特Aダブル取得により、知名度が向上していることが認められる。

また、予算の執行率は86%であって、補助金が十分に活用されていることが認められる。

このように、本事業に基づいて交付された補助金が拡張されたうえ、事業に一定

の効果も見受けられることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☐ B ☒ C ☐ D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(7) 「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業

【概要】	担当部署	農産課
事業目的	晴苺の東京出荷量は平成30年度のテスト販売時から年々増加しており、市場からの信頼も向上している。東京市場では、全国第5位の高単価で取引され、その高評価が岡山市場での高単価にも結びついている。晴苺のブランド化に取り組んだ結果、県内おいCベリーの栽培面積も1.4ha（平成29年）から、3.6ha（令和2年）まで拡大している。 しかし、出荷量は、東京市場をはじめ、実需者の要望に応えられておらず、さらなる拡大を求められている。また、環境制御技術を導入することで大幅に収量向上した実証結果もあり、その成功事例を速やかに他産地に普及させる必要がある。そして、晴苺の規模拡大の要望は多く、出荷量を拡大する絶好の機会であるが、予算的に応えられておらず、JAや生産者から予算充実に要望する声が非常に強い。 そのため、東京市場へ長期間安定して晴苺を供給できる体制を早期に確立し、年間を通じた首都圏での「くだもの王国おかやま」のブランド確立につなげること。	
事業内容	1 供給体制の確立 (1) 産地の育成支援 ア ハウス整備 (2) 供給体制の確立支援 ア 苗の安定供給体制の確立 イ 晴苺のPR、販売対策 (3) 栽培技術向上対策支援 ア ブランドいちご研究会の開催や栽培マニュアルの充実 イ 晴苺の高収量モデルの普及 2 ブランド力の向上 (1) 晴苺の首都圏でのPR	
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン ・野菜農業振興計画	
主な財源	一般財源	
令和4年度予算	1313万3000円	令和4年度決算 (執行率) 1213万7637円 (92%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 農林水産プランは、果物の生産振興の施策として、下記のとおり、定めている。

記

- ・年間を通じて果物が供給できるよう「くだもの王国おかやま」の新しい果物として、いちごのブランド化に取り組みます。

以上

農林水産プランを踏まえて、野菜農業振興計画は、具体的ないちごの栽培等に関する振興方針を明らかにしている。

本事業は、東京市場へ長期安定して晴苺を供給できる体制を早期に確立し、年間を通じた首都圏での「くだもの王国おかやま」のブランド確立につなげることを目的とする事業であり、おかやま農林水産プラン及び野菜農業振興計画に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、岡山県園芸総合対策事業実施要領に基づいて補助金を交付すること及び一部の業務を委託することによって執行されているところ、本事業を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「岡山県園芸総合対策事業実施要領第3事業実施等の申請手続き、第4事業実績報告」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

さらに、本事業の委託業務は、晴苺の高収量モデル実証事業に係るほ場設置事業（委託先：個人、委託金額9万3840円）であるところ、特命随意契約の方式で委託されていた。

この点、本事業は、晴苺に関する実証ほ場を設置することが必要である等委託先が特定されるうえに、支出額も少額であり、財務事務の執行において問題となる点は認められなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の効果測定は、事業終期である令和5年産の東京市場への出荷目標を10tに設定し、毎年、出荷実績を確認することで行われている。

令和4年産の実績は6.9tであるものの、前年比118%と順調に増加していることから、一定の効果が認められる。

また、予算の執行率は92%であって、補助金が十分に活用されていることが認

められる。

このように、本事業に基づいて交付された補助金が活用されたうえ、事業に一定の効果も見受けられることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

3 県産農産物オムニチャネル戦略推進事業

【概要】		担当部署	対外戦略推進室
事業目的	岡山県の桃、ぶどうの首都圏、関西圏での販売金額、海外への輸出金額は、増加している。 食品のEC市場は拡大しているが、百貨店等の店頭販売の影響は少ないことから、首都圏でのフェアによる販売促進を図るとともに、SNS等を活用しながら、主な購入世帯である中高年層への情報発信と比較的若い世代への情報発信力の強化を図ること及び新型コロナウイルス感染症の影響に対応し、海外等の事業者と連携したオンラインによるPRや現地販売員を活用した遠隔プロモーションにより、県産農産物の販売力は維持され、東南アジア中心に輸出は順調に増加しているが、東南アジアを中心に産地間競争となっていることから、さらなるブランド力の強化による販売促進を図ること。		
事業内容	1 首都圏ブランド力強化対策事業 (1) おかやま果物時間 in TOKYO ・首都圏の高級果物専門店や百貨店と連携した販売促進 (2) 新規購買層開拓プロモーション ・情報発信力の強化 ・若い世代を中心とした新たな顧客開拓 ・県専用販売促進員(おかやま応援TOKYO隊)の活用 ・市場等駐在職員によるマーケットイン体制強化 ・航空業界との連携プロモーション ・メディアへの働きかけ (3) ECサイトでの販売促進に向けた情報発信 ・ECサイトでの販売促進による顧客の定着化 2 海外ブランド力強化プロモーション事業 ・海外重点市場での桃、ぶどうプロモーション(主要店舗との連携)強化 ・経済発展が進む国・地域での販路開拓のためのプロモーション ・知事によるトップセールス ・民間主体による統一的な出荷体制の整備によるブランドの確立		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	2318万円	令和4年度決算 (執行率)	2058万6000円 (88%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 生き活きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、下記のとおり、定めている。

記

■マーケティングの強化とブランディングの推進

首都圏や関西圏市場を中心に、県産農林水産物の販売力を高めるため、マーケットインの視点に立った商品づくりや、消費地、購買層などターゲットを絞った売込みを強化します。

また、桃やぶどうなど品質の高い農林水産物については、市場等との信頼関係を一層強め、効果的なプロモーションを展開するとともに、SNS等の多様な媒体を有効活用した戦略的な情報発信に取り組みます。

■海外でのブランド確立による輸出拡大

国際的に競争力のある白桃やぶどうを中心に、重点市場の台湾、香港、シンガポールで積極的なプロモーションを展開するとともに、インバウンドへの効果的な情報発信に取り組みます。

また、民間が主体となった輸出促進や、今後有望な国・地域での販路開拓を進めるとともに、国内外での知的財産の権利化を積極的に進め、活用することによりブランド化を推進します。

さらに、岡山米やおかやま和牛肉、乳製品、製材品など高品質な農林水産物のアジア地域での市場開拓を進めます。

以上

生き活きプランを踏まえて、農林水産プランは、首都圏等におけるブランド力強化、海外でのブランド確立について詳細を定めている。

本事業は、首都圏でのフェアによる販売促進を図るとともに、SNS等を活用しながら、主な購入世帯である中高年層への情報発信と比較的若い世代への情報発信力の強化を図ること及び農業団体等に民間団体の輸出向けの販売促進活動の強化を図ることを目的とする事業であり、生き活きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、委託事務によって執行されているところ、委託された事業の詳細は下記のとおりである。

記

	名称	委託先	金額
1	県産果物の EC サイト等での販促に向けた情報発信事業	(株)中国四国博報堂 岡山支社	4,222,900
2	シンガポールにおける県産果物情報発信業務	(株)ELN	736,450
3	シンガポールにおける「岡山フェア」運営業務	(有)万英	696,300
4	マレーシアにおける「岡山フェア」運営業務	(株)ELN	640,200
5	おかやま応援 TOKYO 隊運営業務	(株)ヴァカボ	597,740
6	「おかやま応援 TOKYO 隊」運営業務	(株)ヴァカボ	619,762
7	タイにおける「岡山ぶどうフェア」運営業務	九州農産物通商(株)	484,000
8	国内 EC 市場における県産果物販売促進事業	(株)J's フロンティア	479,600
9	おかやまフルーツ・ギャラリー運営業務	(株)サン・フルーツ	462,000
10	岡山県 PR 香港デスク農産物情報発信事業	Compass Communications	393,000
11	伊勢丹新宿店における「岡山フェア」運営業務	(株)三越伊勢丹	330,000
12	岡山フェア運営業務（サン・フルーツ日本橋三越本店）	(株)サン・フルーツ	260,150
13	岡山フェア運営業務（サン・フルーツ銀座三越店）	(株)サン・フルーツ	181,500
14	岡山県 PR 香港デスク農産物情報発信事業	Compass Communications	173,500
15	おかやま応援 TOKYO 隊運営業務（アレキ）	(株)ヴァカボ	155,848
16	銀座三越における岡山フェア装飾業務	(株)三越伊勢丹アイムファシティーズ	140,596

上記委託事業のうち、県産果物の EC サイト等での販促に向けた情報発信事業（No 1）は、技術提案型の公募手続きを踏まえ、随意契約の方式によって委託されており、その余の委託事業は、いずれも特命随意契約の方式で委託されていたことを確認した。

この点、上記の技術提案型の公募手続きについて、入札者は1社であったものの特に問題となる点は認められなかった。

また、その余の随意契約について、契約に特殊性があるうえに、委託金額も100万円未満であって、その手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認

し、その手続きに違法な点は認められなかったため本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の効果は、県産農林水産物の首都圏での販売金額及び輸出金額によって測定されている。

この点、令和4年度のおかやま県の桃・ぶどうの首都圏での販売金額は、前年比107%、輸出金額は前年比114%と増加していることから、本事業に一定の効果が認められるものとし、評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 県産農林水産物販売促進総合対策事業

【概要】		担当部署	対外戦略推進室
事業目的	農林水産物の輸入増大、産地間競争の激化、流通構造の変化、農林水産物を取り巻く環境に的確に対応し、岡山県産農林水産物及びその加工品のイメージアップ並びに岡山ブランドの確立を図るため、おかやま農林水産物販売促進協会が行う効果的、総合的なPR及び国内外での販売促進に要する経費に補助金を交付すること。		
事業内容	- 岡山県産農林水産物等の総合的なPR活動 - 岡山県産農林水産物統一ブランドマークの検討 - テレビ、ラジオ等広報媒体を活用したPR活動 - フレッシュおかやま（イメージスタッフ）の募集・決定・活用等 - 園芸流通関係会議の開催 - 品目別PR事業の実施 - 量販店等でのフェアの開催による農林水産物の販売促進 - 花き消費拡大の啓発 - 畜産物、水産物、特用林産物等のPR・販売促進 - 県産農産物輸出力強化 - 商談会等を活用した輸出事業者へのPR - 海外高級量販店等での民間主体の販路確保対策		
法令・条例・要綱等	- 生き生きプラン - 農林水産プラン		
主な財源	国庫、一般財源		
令和4年度予算	699万4000円	令和4年度決算 (執行率)	699万4000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

- 前項において検討したとおり、生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、「マーケティングの強化とブランディングの推進」を掲げ、農林水産プランは具体的な施策を定めている。

本事業は、生き生きプラン及び農林水産プランを踏まえて、岡山県産農林水産物

及びその加工品のイメージアップ並びに岡山ブランドの確立を図るため、おかやま農林水産物販売促進協会が行う効果的、総合的なPR及び国内外での販売促進を図ることを目的とする事業であり、生き活きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、フレッシュ農産物販売促進事業費補助金交付要綱に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、本事業を利用して令和4年度中に補助金を受給した者のうち、任意に抽出した1件に対して、「フレッシュ農産物販売促進事業費補助金交付要綱 第4条交付申請、第7条実績報告」にある一連の流れについて関連する資料を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

前項の事業と同じく本事業の効果測定は、県産農林水産物の首都圏販売金額、輸出金額によって測定されているところ、前記のとおり、令和4年度の桃・ぶどうの首都圏販売金額、輸出金額は、前年比増加していることが認められる。

また、予算の執行率は、100%となっており、補助金が十分に活用されていることが認められる。

これらの点を考慮して、本事業に一定の効果があるものとし、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

5 普及活動推進事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	農業改良助長法に定められた目的を実現すべく、農林水産総合センター普及推進課と農業普及指導センターに配置した普及指導員による高度・先進的技術の普及や経営改善等に係る普及指導活動により、農林行政の推進に即しつつ、普及課題の解決を図ること。		
事業内容	岡山県の実施方針に伴い普及活動推進事業として、普及活動員の普及活動に要する旅費の支出や普及活動で直接使用する機器を整備し、以下の事業を実施する。 記 1 高度技術普及活動事業 2 地域農業推進総合指導 3 普及活動情報活動推進事業 4 高度技術現地調査研究事業 5 ハイブリッド普及活動展開事業		
法令・条例・要綱等	・農業改良助長法		
主な財源	国庫、一般財源		
令和4年度予算	2468万4000円	令和4年度決算 (執行率)	2042万4000円 (82%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 農業改良助長法第1条は、「農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換することができるようにするため、農業に関する試験研究及び普及事業を助長し、もって能率的で環境と調和のとれた農法の発達、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図り、あわせて農村生活の改善に資すること」を目的として掲げ、同法第8条は、都道府県は、普及指導員による普及指導活動、農業者研修教育施設における研修教育及び農村青少年団体の指導者の育成を行うため、普及指導員を置く旨を定めている。

本事業は、農業改良助長法に定められた目的を実現すべく、農林水産総合センター普及推進課と農業普及指導センターに配置した普及指導員による高度・先進的技術の普及や経営改善等に係る普及指導活動を行うことを目的とする事業であり、農業改良助長法に基づくものである。

2 また、本事業の予算は下記のとおりである。

記

	名称	金額
1	普及活動旅費	224 万 4000 円
2	普及活動高度化機材整備	483 万 7000 円
3	高度技術普及活動事業	118 万 6000 円
4	地域農業推進総合指導	899 万 2000 円
5	普及情報活動推進事業	198 万 7000 円
6	農業改良普及推進協議会費	112 万 1000 円
7	高度技術現地調査研究事業	310 万 5000 円
8	ハイブリッド普及活動展開事業	121 万 2000 円

かかる事業の財務事務は、専ら研修に関する旅費、講師謝礼等の経費を支出することによって執行されているところ、かかる手続きについて問題点は発見されなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績として、①普及活動のための出張が809件あったこと、②必要な備品として35台のパソコンが導入されたこと、③高度技術普及をすべく若手普及指導員に対し計画的で実践的なOJTの実施のため、経験豊富な普及指導員OBが採用されたこと、④普及情報ネットワーク（EK-SYSTEM）を普及指導員等190名が利用したこと、⑤普及活動検討会（参加者数122名）、講習会・研修会（参加者数のべ3万1660人）、農業改良普及推進協議会（参加者数59名）及び所内研修（参加者数173名）が開催されたこと、⑥高度技術現地調査研究のため稲こうじ病の総合防除体系の検討が実施されたこと及び⑦ハイブリッド普及活動として県内9か所の普及指導センターで、動画を活用した技術指導、SNSを通じた情報発信、環境モニタリングデータを活用した栽培管理指導等が実施されたことを確認した。

この点、本事業は、農業普及指導センター等に配置された普及指導員の調査研究や指導等を行うものであり、直接的な効果測定が困難であるものの、各普及指導セ

ンターにおいて、農業者等と検討し、今後の普及活動に資するため、年1回普及活動検討会を開催しており、事業の有効性を検討していることから、特段問題点は見受けられなかった。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

6 農業気象情報調査事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	農作物の安定生産を図るためには、栽培地域の立地条件並びに気象条件に対応した技術対策の樹立及び気候変動に迅速かつ適切な対策を講ずる必要がある。 このため、県内の主要農作物について生育観測を実施するとともに、気象情報を有効に活用し、生育状況や気象変動に即応した栽培技術指導を行い、主要農産物の収量・品質の安定化を図ること。		
事業内容	1 農作物生育観測 ・主要農作物について、「農作物生育観測の実施について」に基づき、生育観測を実施する。 ・農業普及指導センター、農業研究所は、各地点の観測日毎に生育観測を実施し、観測結果を速やかに普及推進課へ報告し、普及推進課で分析を行う。 2 気象観測データの利用 ・気象観測データをインターネット経由により農業普及指導センター等に提供し、各地域の栽培技術指導に活用する。 3 農業気象技術対策情報の提供 ・農作物生育観測結果及び気象観測データ、生育管理予測研究結果等をもとに、技術情報を発行し、気象変動に対応した栽培技術指導、気象災害の回避・軽減対策等を徹底する。		
法令・条例・要綱等	・岡山県農業気象情報調査事業実施要領		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	252万8000円	令和4年度決算 (執行率)	236万4000円 (93%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 前記のとおり、生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、
「④儲かる農林水産業加速化プログラム」において5つの重点施策を定めており、
農林水産業加速化プログラムを円滑に実施するためには、岡山県の気象条件を正確

に把握する必要がある。

岡山県では、昭和55年の冷夏長雨で甚大な農作物被害が生じたことを踏まえ、昭和56年から継続的な気象観測の取組みを実施しており、これを踏まえて、岡山県農業気象情報調査事業実施要領は、「県内の主要農作物について生育観測を実施するとともに、気象情報を有効に活用し、生育状況や気象変動に即応した栽培技術指導を行い、主要農作物の収量・品質の安定化を図る。」ことを目的として掲げている。

本事業は、同要綱の目的を全うする事業であり、同要綱に基づくとともに、生き生きプランに掲げられた事業を遂行するうえで不可欠な事業である。

- 2 また、本事業の財務事務は、旅費やほ場借上げの謝礼金を支出することによって執行されているところ、一連の支出について問題点は発見されなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、生育観測データ等をもとに技術情報を発行し、気象変動に台頭した栽培技術指導等に活用するものである。

収集された生育観測データは、岡山県統合共有ファイルサーバーで管理しており、岡山県の普及指導員が、技術対策の基礎データとして活用されていることが認められる。

事業の有効性については、特段問題点は見受けられず、評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

7 産地ブランド育成事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	農業の収益力向上を図り、産地を維持発展させていくためには、消費者・実需者ニーズに対応した農産物の生産・販売が重要になっている。 また、産地の生産力・販売力強化のために、若手生産者の育成による新たなリーダー確保により、産地が発展する仕組みを構築する必要がある。 そこで、産地組織や農業者組織が中心となり、販売や流通等のエキスパート人材と連携し、産地ブランドの育成と若手リーダーの育成による組織力強化を図り、産地の育成と販売力の強化を図る。		
事業内容	1 産地ブランド育成活動支援事業 (1) 産地力強化活動支援 ア プロジェクトチームの設置 イ 若手リーダーの確保・育成 ウ 組織力強化 (2) マーケティング活動支援 ア マーケティング戦略の策定 イ 地域ブランドの検証・マーケティング戦略の見直し ウ ブランディング活動支援 エ ブランド品目の生産力強化・品質向上対策の実施 2 マーケティング戦略実行支援事業 マーケティング戦略を実行するうえで必要となる出荷用資材や販売促進用資材等の整備、加工品開発や新たな販路開拓等に要する経費を支援する。ただし、産地ブランド育成活動支援事業での取組に限る。		
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン		
主な財源	国庫、一般財源		
令和4年度予算	856万8000円	令和4年度決算 (執行率)	634万円8000円 (74%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 農林水産プランは、「マーケティングの強化とブランディングの推進」として

「（１）岡山県産農林水産物のイメージアップ戦略の推進」を掲げ、下記のとおり、具体的な施策を定めている。

記

- ・県全体のイメージアップ戦略のもと、農林水産物についても岡山県産と聞いただけで、「おいしい」や「安全」といった好イメージを持ってもらえるようなプロモーションを、観光関係者とも連携して、推進します。

以上

本事業は、産地組織や農業者組織が中心となり、販売や流通等のエキスパート人材と連携し、産地ブランドの育成と若手リーダーの育成による組織力強化を図り、産地の育成と販売力の強化を図ることを目的とする事業であり、上記農林水産プランが掲げる施策の一環といえる。

- ２ また、本事業の財務事務は、産地ブランド育成事業実施要領に基づいて補助金を交付すること及び事業を委託することによって執行されているところ、本事業を利用して令和４年度中に補助金の支給に関する手続きについて、問題点は発見されなかった。

さらに、本事業の委託事業は、公募手続きを経たうえで随意契約が締結されており、かかる委託の手続きについて問題となる点は認められなかった。

以上より、本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、評価をＢとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業の令和４年度の実績は、牛窓地域の露地野菜、備北地域のぶどう、新見地域の桃、津山地域のパン用小麦について、市場ニーズ把握やマーケティング戦略を策定する等、産地が中心となったマーケティング活動を支援したことが認められる。

この点、本事業の性質上、直接的、短期的な効果測定は困難であり、数年後の産地の出荷量、販売量の変化をもって行うこととしている。

もっとも、産地ブランド育成事業エキスパート派遣業務に係る業務委託は、委託金額が４６６万５０００円と高額であり、その効果について、年度毎に慎重に行い、次年度以降の委託の要否、委託金額の妥当性について検討することが望ましいと考える。

このように、本事業について、現段階で事業の有効性については、特段問題点は見受けられないものの、上記の委託金額の妥当性について、検討の余地があると思

われることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2-2】委託業務の効果について、年度ごとに慎重に検討し、次年度以降の委託の要否、委託金額の妥当性について検討することが望ましいと考える。

本事業のうち、産地ブランド育成事業エキスパート派遣業務に係る業務委託は、委託金額が466万5000円と高額であり、その費用対効果については、年度毎に慎重に検証を行い、次年度以降の委託の要否、委託金額の妥当性について検討することが望ましいと考える。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、事業の有効性について指摘した点を除いては、問題点が発見されなかったため、事業の効率性の評価をBとした。

8 岡山県野菜価格安定促進事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	国が実施する指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に該当しない規模の小さい野菜指定主産地及び県の特産的な野菜産地を対象として、平均販売価額が保証基準額を下回った際に価格補填をすることで生産者の経営安定を図るとともに消費者へ本県産野菜の安定供給を行うこと。		
事業内容	野菜指定主産地の指定を受けた産地が、各出荷期間が始まる前に、交付予約を行い、岡山県、市町村、全農岡山県本部及び生産者で資金造成を行い、産地から対象市場に出荷された野菜の平均販売価額が保証基準額を下回ったときに価格補てん金を交付する。		
法令・条例・要綱等	・野菜生産出荷安定法 ・野菜生産出荷安定法施行規則		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	395万5000円	令和4年度決算 (執行率)	100万円 (25%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 野菜生産出荷安定法第1条は、「主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。」と規定しており、本事業は、同法の対象とならない野菜について、岡山県が追加で補填をするものであり、その事業は、岡山県野菜価格安定促進事業実施要領に則って執行されている。

なお、本事業は、生産者の経営安定と消費者への県産野菜の安定供給というセーフティネットの役割を担う事業であり、儲かる農林水産業を進めている各プランが生産振興やマーケティング戦略、ブランディング推進など攻めの農林水産業を支える施策を中心としていることから、本事業を生き生きプラン等に直接盛り込むこと

は困難であるとの事情がある。

また、本事業は議会の審議を経て議決を得た予算に基づくものであり、採択基準を定めた岡山県野菜価格安定促進実施要領に基づき、目的や効果などを勘案して決定していることから、地方自治法に規定される「公益上必要がある場合」の認定を適切に行っており、その施策の内容は、野菜生産出荷安定法第1条が規定する目的に合致する。

このように、本事業について、予算執行上の根拠を認めることができると考える。

- 2 他方で、本事業の財務事務は、岡山県野菜価格安定促進事業実施要領に基づいて補てん金を交付することによって執行されているところ、本事業に係る補てん金の支給に関する手続きについて、問題点は発見されなかった。

これらの点を考慮して、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業に基づいて、令和4年度に交付された補てん金は、野菜生産安定協会の管理運営費として100万円であった。

この点、本事業は、指定された野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った際に補てん金を交付するセーフティネットとしての役割を果たす事業であり、補てん金の交付額が少額であったからといって、その事業の有効性が否定されるものではない。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、事業の効率性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、その評価をBとした。

9 就農促進トータルサポート事業

(1) 新規就農研修事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	農業就業人口の減少や高齢化の進展等から新規就農者等の確保・育成が喫緊の課題となっている。 このため、就農相談会の開催や市町村の新規就農者等確保計画に基づく就農希望者の就農形態に合わせた地域ごとの総合的な支援体制を構築することにより、新規就農希望者等の円滑な就農と定着、地域農業の中心となる担い手への育成を推進する。 かかる目的の一環として、本事業は、意欲にあふれる新規就農者を確保するため、県内で就農を希望する者を対象に、先進農家等における1か月の農業体験研修及び2か年以内の農業実務研修を行うこと。		
事業内容	1 農業体験研修 ・事業主体：岡山県 ・対象者：受入地域の面接審査に合格した者 ・研修期間：1か月 ・研修内容：受入地域の先進農家等で行う農作業や農家生活等の体験等 2 農業実務研修 ・事業主体：農業協同組合、市町村、農業公社等 ・対象者：農業体験研修を終了し、就農までの手順や就農初期の経営計画（研修計画）を地域から認められた者 ・研修期間：2か年以内 ・研修内容：先進農家等で、栽培技術・経営ノウハウの取得及び農地・機械情報の収集や住居の確保など就農に向けた準備		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	178万5000円	令和4年度決算 (執行率)	122万6425円 (68%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 生き活きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、下記のとおり、定めている。

記

■次代を担う力強い担い手の確保・育成

本県農業の担い手の育成拠点である三徳園を核として、新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、認定農業者や集落営農組織の規模拡大や法人化、企業の農業参入を支援するなど、多様な担い手を育成します。併せて、専門的技術を持つ優れた林業や漁業の人材育成を推進します。

以上

また、生き活きプランを踏まえて、農林水産プランは、「2 次代を担う力強い担い手の確保・育成」、「(1) 新規就農者の確保・育成」として、下記の具体的な施策を定めている。

記

- (1) 新規就農者の確保・育成

・新たな担い手育成の拠点施設である三徳園や農業大学校の活用、農業高校との連携、就農研修の充実等により、新規就農者の確保・育成を加速します。

以上

本事業は、意欲にあふれる新規就農者を確保するため、県内で就農を希望する者を対象に、先進農家等における1か月の農業体験研修及び2か年以内の農業実務研修を行うことで新規就農者の確保を目的とする事業であり、生き活きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、就農促進トータルサポート事業実施要領に基づいて補助金を交付することや報償費及び職員の旅費を支出することによって執行されているところ、支出の手続きについて問題点は発見されなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の内容として、令和4年度には、希望者を対象に、実務研修生全体研修会が1回開催され、27名が参加したことを確認した。

なお、岡山県の令和3年度の新規就農者数は153名、令和4年度の新規就農者数は168名と増加傾向にあるうえに、令和3年度の新規就農者数のうち30名、令和4年度の新規就農者数のうち24名が本事業の修了生であって、本事業によって安定的な新規就農者の確保につながっていることが認められる。

このように、本事業によって新規就農者の確保に資することが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、事業の効率性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、その評価をBとした。

(2) 就農・就業相談事業（育成センター）

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	青年農業者等の確保・育成のため、「岡山県青年農業者等育成センター」に指定された公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が実施する各種就農支援事業に対し支援すること。		
事業内容	1 就農アドバイザー活動事業 ・就農を希望する青年又は就農初期の青年に対する農業経営、栽培技術等に関する個別指導 ・就農アドバイザー研修会等の開催 2 就農支援資金貸付等事業 ・就農支援資金の貸付、償還等 3 就農関連情報交換会開催事業 ・農業青年人材育成推進検討会の開催 4 就農相談専門員活動事業 ・就農相談専門員の委嘱 ・就農を希望する青年等を対象とした就農オリエンテーションの開催 5 就農相談窓口一元化事業 ・相談員の派遣		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	477万3000円	令和4年度決算 (執行率)	477万3000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 前項において検討したとおり、生き生きプランは、「次代を担う力強い担い手の確保・育成」を重点施策として掲げ、生き生きプランを踏まえて、農林水産プランは、「2 次代を担う力強い担い手の確保・育成」、「(1) 新規就農者の確保・育成」において具体的な施策を定めている。

本事業は、生き生きプラン及び農林水産プランを踏まえて、青年農業者等の確保・育成のため、「岡山県青年農業者等育成センター」に指定された公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が実施する各種農業支援事業に対し支援することを

目的とする事業であり、生き活きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、専ら就農促進トータルサポート事業実施要領に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、支出の手続きについて問題点は発見されなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の内容として、令和4年度には、①5名の就農アドバイザーによる新規就農者に対する経営技術指導が実施されたこと、②青年農業者等交流会として県下9地域で農業者のつどい及び青年農業者大会の開催に対する支援がなされたこと、③就農セミナーが2回、就農相談会が29回それぞれ開催されたこと、④就農相談会等に就農相談員が派遣されたことを確認した。

なお、前記のとおり、岡山県の令和3年度の新規就農者数は153名、令和4年度の新規就農者数は168名と増加傾向にあるうえに、農業実務研修を開始した者のうち94%が就農していること及び農業実務研修を利用したもののうち99%が農業経営を継続していることが認められる。

このように、本事業によって新規就農者の確保に資することが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、事業の効率性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、その評価をBとした。

(3) 社会人就農研修事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	新規就農希望者の円滑な就農と定着、地域農業の中心となる担い手への育成を推進するため、他産業従事者等の就農に向けた知識、技術の習得を図るため、三徳園に「社会人就農研修」コースを設置し、講義・実習・先進農家等現地視察研修を組み合わせた実践的な研修を実施すること。		
事業内容	研修の実施 1 定員及びコース 30人（果樹・野菜の2コース） 2 研修期間・回数 期間：令和4年4月～令和5年3月 回数：果樹33回（講義26回、実習7回） 野菜49回（講義29回、実習20回） 3 研修の内容 講義、実習、視察研修、就農相談		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	91万1000円	令和4年度決算 (執行率)	14万7948円 (16%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 前項において検討したとおり、生き生きプランは、「次代を担う力強い担い手の確保・育成」を重点施策として掲げ、生き生きプランを踏まえて、農林水産プランは、「2 次代を担う力強い担い手の確保・育成」において下記の施策を定めている。

記

(4) 多様な担い手等の確保

- ・農山漁村の働き手の確保や地域農業の維持のため、農福連携や女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備の取組を進めるほか、外国人材の活用の可能性

を検討するなど、産地での多様な労働力の活用を推進します。

以上

本事業は、生き生きプラン及び農林水産プランを踏まえて、他産業従事者等の就農に向けた知識、技術の習得を図るため、三徳園に「社会人就農研修」コースを設置し、講義・実習・先進農家等現地視察研修を組み合わせた実践的な研修を実施することで他産業従事者等からの就農者を確保することを目的とする事業であり、生き生きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、講師謝金や講義に関する経費を支出することによって執行されているところ、支出の手続きについて問題点は発見されなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の内容として、令和4年度には、社会人就農研修が76回開催され（内訳：共通講義15回、果樹共通講義・実習13回、桃実習6回、ぶどう実習6回、野菜講義14回、野菜実習22回）、のべ1159人が講義に参加したことを確認した。

なお、講義終了後にはアンケートが実施されており、708件の回答がなされており、実習内容の参考資料とされている。

また、研修修了者の就農率は令和3年度は56%、令和4年度は58.1%として増加傾向にあることが認められる。

このように、本事業によって他産業従事者等からの新規就農者の確保に資することが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業について、事業の効率性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、その評価をBとした。

(4) 新規就農者がっちりゲット事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	毎年150人の新規就農者を確保し、足腰の強い担い手へと育成していくためには、県内外での有望な就農希望者の確保と併せ、新規就農研修性を指導する受入農家の育成と強化が必要である。 このため、研修による就農実績の多い関西圏での相談会を充実させるとともに、就農に向けた詳細な相談やアドバイスをを行う就農準備講座を開設する。 また、受入農家の資質向上に向けた研修会等を開催し、産地の受入体制を強化すること。		
事業内容	1 就農入口整備事業 (1) 関西圏就農相談強化事業 関西圏を中心に就農希望者の獲得を強化するため、相談会出展を増やすとともに、会社員等が参加しやすいよう平日にナイター相談会を開催する。 (2) 就農準備講座事業 有望な就農希望者を対象とした就農準備講座を県内外で開講し、具体的な営農計画づくり等を集中的に支援することで確実な就農につなげる。また、全国の就農希望者を対象にインターネットを活用したWEBセミナーを実施する。 2 産地受入体制強化事業 産地の受入体制を強化するため、親方農家の資質向上に資する研修会や情報交換会等の開催を支援する。		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	307万2000円	令和4年度決算 (執行率)	192万7000円 (62%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 前項において検討したとおり、生き生きプランは、「次代を担う力強い担い手の確保・育成」を重点施策として掲げ、生き生きプランを踏まえて、農林水産プラン

は、「2 次代を担う力強い担い手の確保・育成」において下記の施策を定めている。

記

(1) 新規就農者の確保・育成

- ・就農希望者が多く集まるよう、県内外での就農相談会やHP等での情報発信を充実・強化します。
- ・市町村等と連携し、産地で行う就農研修の受入体制の整備・充実を図るとともに、就農後の早期経営の確立に向けた支援を行います。

以上

本事業は、生き生きプラン及び農林水産プランを踏まえて、就農実績の多い関西圏での相談会を充実させるとともに、就農に向けた詳細な相談やアドバイスを行う就農準備講座を開設することで就農希望者を募ること及び受入農家の資質向上に向けた研修会等を開催し、産地の受入体制を強化することを目的とする事業であり、生き生きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、広告、講師謝金、講義に関する経費を支出すること及び就農準備講座事業を委託するによって執行されているところ、経費の支出の手続きについて問題点は発見されなかった。

また、委託事業の委託費は60万1980円と100万円未満であって、随意契約の手続きに問題となる点は、認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業の内容として、令和4年度には、関西圏就農相談会が8回（マイナビ就農FESTが3回、夜間・少人数開催の大阪ナイター就農相談会が対面4回、オンライン1回の合計5回）実施されたこと、就農準備講座が4回開催されたこと、産地受入体制強化事業に係る研修会及び情報交換会が5地域で5回開催されたことをそれぞれ確認した。

なお、講義終了後にはアンケートが実施されており、研修会等の参考資料とされていることが認められ、一定の成果が認められる。

もっとも関西圏就農相談強化事業の一部分であるナイター移住就農相談会1回当たりの相談件数は3.0件（大阪ナイター就農相談会3.5、オンライン相談会1.0）と低廉となっている。

この点、大阪ナイター就農相談会は、マイナビ就農FESTに参加できない希望者に向けて夜間・少人数開催というコンセプトで実施しているものであるとのことであるものの、かかる点を考慮しても、相談の絶対数が少数に留まっており、費用対効果の件から検討の余地があるといわざるを得ない。

このように、本事業に意義は認められるものの、関西圏就農相談強化事業の一部分であるナイター移住就農相談会における相談件数が少数にとどまっていることを踏まえると、広報や開催方法について検討の余地があると思われる。これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2－3】本事業の相談件数を増加させるため、広報や開催の在り方について検討すべきと考える。

本事業は、関西圏から就農者を募ることを目的とする事業であって、その事業に意義は認められる。

もともと、他の事業と比較して一部の相談会の相談数は低廉となっており、広報や開催の在り方について改善の余地があると思われることから、これらの点を検討すべきと考える。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業において、事業の有効性において指摘した点を除いては、事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

10 農業士育成対策事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	優秀な農林業経営者の社会的評価を高め、自信と誇りをもって他産業に匹敵する農林業経営の確立に努力することを支援するとともに、これらの者が地域農林業の中核的な担い手として、また、先進的な農林業経営者の指導者として、地域農林業の振興や青年農業者等の確保・育成等に寄与するため、農業士を認定し、リーダーとしての資質向上を図るための研修会及び研究会活動等を実施すること。		
事業内容	1 農業士の認定（知事認定）と感謝状贈呈 ・定年等により退任した農業士の補充認定を行う。 ・退任農業士への感謝状の贈呈を行う。 2 農業士活動事業 ・先進的な農業経営等事例調査や研究会を行うとともに、中国四国及び全国段階の研究会へ派遣し、指導者としての資質向上を図る。 ・地域課題の解決・提言等に取り組む地方農業士会の活動を推進する。 ・農業士会情報誌を発行し、農業士会活動を広く社会にPRする。		
法令・条例・要綱等	・岡山県農業士認定要綱		
主な財源	国庫、一般財源		
令和4年度予算	195万9000円	令和4年度決算 (執行率)	180万3000円 (92%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 昭和52年に農林水産省から発出された農業改良助長法に基づく「農業改良普及事業実施要領」において、農村青少年活動促進対策事業として「青年農業士育成」と「指導農業士活動」が示されたことを踏まえ、岡山県においては、岡山県農業士認定要綱が策定されており、同要綱第1条において「活力ある農村社会を築くため、地域農林業の振興や青年農業者等の確保・育成に貢献している者を岡山県農業士（以下「農業士」という。）に認定することにより、優秀な農林業経営者の社会的評価を高めるとともに、その活動を助長し、本県農林業の振興発展に寄与するこ

と」を掲げている。

本事業は、岡山県農業士認定要綱を踏まえて、地域農林業の振興や青年農業者等の確保・育成等に寄与するために農業士を認定し、リーダーとしての資質向上を図るための研修会及び研究会活動等を実施することを目的とする事業であり、同要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、研修に関する旅費、講師謝礼等の経費を支出することによって執行されているところ、かかる手続きについて問題点は発見されなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の内容として、令和4年度に、農業士認定式・研修会・総会、連絡協議会通常総会、研修会等がそれぞれ開催されたことを確認した。

また、岡山県下の9つの地方農業士会において、各普及センターが事務局となつて、研修会の開催や定期的な会合を行い、意見交換、情報共有を行っていることが認められる。

なお、農業士の数は188名であり、他の件と比較して極端に少数である等といった事情は認められない。

このように、本事業に農業士が確保され、かかる農業士の活動によって新規就農者の確保に資することが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、事業の効率性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、その評価をBとした。

1.1 新規就農者育成総合対策事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	農業者の高齢化が進展し、持続可能な力強い農業基盤を実現するためには、青年新規就農者等の一層の呼び込みと定着を図る必要があるが、営農に必要な機械・施設の整備等のための資金の確保が大きな課題となっていることから、当該事業により、就農を支援すること。		
事業内容	1 経営発展支援事業（事業実施主体：市町村） 次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している独立・自営就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。 （補助率：国1/2、県1/4） 2 経営開始資金（旧：農業次世代人材投資事業 経営開始型） ・事業実施主体：市町村 認定新規就農者の就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（3年以内）の所得を確保する資金（年間150万円（旧事業においては、3年目以降は所得に応じて変動））を最長3年間（旧事業においては5年間）交付する。 3 就農準備資金（旧：農業次世代人材投資事業 準備型） ・事業実施主体：県 県内において次世代を担う農業者となることを志向する者（就農時の年齢が原則50歳未満）が県の認めた農業経営者育成教育機関において研修を受ける場合、研修期間中に年間150万円を最長2年間交付する。		
法令・条例・要綱等	・新規就農者育成総合対策実施要綱 ・農業人材力強化総合支援事業実施要綱		
主な財源	国庫、一般財源		
令和4年度予算	5億25万円	令和4年度決算 （執行率）	3億6904万円 （73%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

1 国が策定した新規就農者育成総合対策実施要綱は「第1 趣旨」において「地方と

連携することにより、親元就農も対象として含んだ上で経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、就農に係る情報の発信等の取組を支援する。」と規定し、「第4 事業計画等」において、事業実施主体が下記の内容を含んだ計画を策定するように定めている。

記

1 経営発展支援事業（別記1）

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府県支援分の2倍を支援する事業。

2 就農準備資金・経営開始資金（別記2）

ア 就農準備資金

就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して資金を交付する事業。

イ 経営開始資金

経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業。

以上

本事業は、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて策定された事業計画に則って、農業への人材の一層の定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、就農に向けた研修を後押しする資金、経営が不安定な就農直後（3年以内）の所得を確保する資金の交付を行うことを目的としており、国の要綱に基づく事業である。

2 また、本事業の財務事務は、上記要綱に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、かかる手続きについて問題点は発見されなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績は、経営発展支援事業として16名に対し36件の補助、就農準備資金として、新規20人、継続23人に対し補助、経営開始資金として新規29人、継続173人に対し補助がなされたことを確認した。

上記実績は、令和2年度及び令和3年度と比較して、大きく減少した等の事実は認められない。

また、本事業に基づく支援の絶対数は必ずしも多くはないものの、支援を受けたものの農業定着率は100%であって、本事業によって、極めて高い確率で就農者数の維持が図られていることが認められる。

このように、本事業によって、就農者の確保という目的が図られていることが認められることを考慮し、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業は、実施要綱に返還規定が設けられており、補助金が公立的に利用されるよう配慮されている。

その他、本事業の効率性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、その評価をBとした。

12 三徳園担い手サポートプログラム強化事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	三徳園は、平成30年度に担い手育成の拠点施設としてリニューアルオープンし、新たな担い手育成プログラムの構築を目指し、民間等との協働により様々な研修の試行を進めている。 しかしながら、現在、岡山県が直接または委託により実施している研修事業や研修ほ場の管理等については、将来的に指定管理への移行を予定していることから、円滑な移行のために、研修体系の確立や研修ほ場の運営見直し等を進めること。		
事業内容	1 機械施設整備事業 三徳園での研修プログラムの重点化や持続可能な研修の実施及び研修ほ場の管理の省力化等に必要な機械及び施設の整備を行う。 2 三徳園研修ほ場栽培管理体系確立事業 研修教材となる野菜及び果樹の研修ほ場での安定的な栽培管理体制を構築するとともに、栽培技術等の向上のための研修の実施や若手農業経営者等と高校等の交流活動、三徳園研修のPR、オンライン研修の環境整備を行う。		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	国庫、財産収入、一般財源		
令和4年度予算	3308万5000円	令和4年度決算 (執行率)	3268万3534円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 前記のとおり、生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、
「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、下記のとおり、定めている。

記

■次代を担う力強い担い手の確保・育成

本県農業の担い手の育成拠点である三徳園を核として、新規就農者の確保・育

成に取り組むとともに、認定農業者や集落営農組織の規模拡大や法人化、企業の農業参入を支援するなど、多様な担い手を育成します。併せて、専門的技術を持つ優れた林業や漁業の人材育成を推進します。

以上

また、上記の生き活きプランを踏まえ、農林水産プランは、新規就農者の確保・育成の施策の方向性として、新たな担い手育成の拠点である三徳園や農業大学校を活用することを明らかにしている。

本事業は、現在は、岡山県が直接または委託により実施している三徳園における研修事業や研修ほ場の管理等については、将来的に指定管理業務へ移行するために、研修体系の確立や研修ほ場の運営見直し等を進めることで三徳園の役割を継続させることを目的とする事業であり、生き活きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち機械施設整備事業は備品購入等の経費の支出、三徳園ほ場栽培管理体系確立事業は委託によって執行されているところ、備品購入等の手続きについて特段問題点は発見されなかった。

また、委託事業については、企画提案による公募方式によって委託先が選定されており（委託先：公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団、委託料：2775万2000円）、かかる選定手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績として、社会人就農研修の参加者数は1159人（うちオンライン23人）、新規就農者研修の参加者数はのべ622人（うちオンライン254人）である等、一定の事業成果を認めることができる。

また、三徳園は、本事業に限らず、岡山県の農業振興の拠点として活用されていることが認められ、かかる三徳園の運営を指定管理へと移行することについて、意義が認められると考える。

なお、本事業については、研修事業の講義終了後にアンケートを実施しており、事業の有効性を確認しているとのことであった。

以上より、本事業について、一定の事業成果が認められるうえに、事業効果について検証がなされていることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☐ B ☒ C ☐ D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

13 農業教育高度化事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	次世代を担う人材を育成・確保するため、農業教育機関における教育カリキュラムの強化や研修用の機械・設備の導入を支援すること及び国際的な人材育成等に向けた海外研修参加者を支援すること。		
事業内容	1 教育カリキュラムの強化 教育カリキュラムの強化等を支援する。 2 農業教育の高等化 農業教育の高等化等を図るため研修用機械・設備を導入する。 3 国際的な農業人材の育成 国際的な農業人材育成を支援する。		
法令・条例・要綱等	・新規就農者育成総合対策実施要綱		
主な財源	国庫		
令和4年度予算	1665万6000円	令和4年度決算 (執行率)	1640万7714円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 国が策定した新規就農者育成総合対策実施要綱は「第4 事業計画等」において下記のとおり事業計画を定めている。

記

5 農業教育高度化事業（別記5）

農業大学校、農業高校などの農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、全国段階において、農業教育機関の指導者や学生を対象とした研修等の開催、オンライン研修等の実施を支援するとともに、地域段階において、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援する事業。

イ 都道府県事業

- (ア) 農業教育機関における教育カリキュラムの強化
- (イ) 農業教育機関への研修用農業機械及び農業設備の導入
- (ウ) 農業教育機関等におけるeラーニングの導入

- (エ) 若者の就農意欲を喚起するための活動
- (オ) 農業教育機関における I C T環境の整備のための取組
- (カ) 国際的な農業人材育成のための取組
- (キ) その他の取組

以上

本事業は、農業教育機関における教育カリキュラムの強化や研修用の機械・設備の導入を支援すること及び国際的な人材育成等に向けた海外研修参加者を支援することを目的とする事業であり、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づく事業である。

- 2 また、本事業の財務事務は、上記要綱に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、かかる手続きについて問題点は発見されなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績は、2校に対し、カリキュラム強化と機械導入支援、4名に対し海外農業研修費補助がなされたことを確認した。

なお、本事業は、農業教育の高度化を図るための国庫事業であり、県内での就農を強制するものではないため、岡山県内で就農しない場合のペナルティは設けられていないとのことである。

また、支援の対象者に対しては、アンケートが実施されており、事業内容の検証が可能な体制となっている。

このように、本事業によって、就農者の確保という目的が図られていることが認められることを考慮し、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

14 担い手確保・育成対策事業

(1) 担い手総合支援事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	農業の担い手の減少、高齢化など農業を取り巻く環境が変化する中、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するため、先進的経営を目指す認定農業者等を対象としたカウンセリング等の個別指導を実施するとともに、女性の経営参画、能力向上への取組支援に加えて、地域のリーダーとなる女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり等、農業における女性参画の促進を図ること。		
事業内容	1 担い手経営支援活動 (1) ステップアップ研修会 ・経営能力（簿記・雇用管理等）の向上支援 ・家族経営協定や女性リーダー育成を通じた女性参画の推進 (2) カウンセリング活動 認定農業者及び新規就農者の経営課題を把握するとともに、重点指導対象者を選定し、経営目標、技術・経営の問題点、経営改善の方向等について個別重点指導（カウンセリング）を実施する。 (3) 地域農業活動支援調査 ・加工技術向上支援 ・女性起業・経営参画推進 ・先進的な女性農業者の活動事例調査 2 農業における女性活躍推進活動 (1) 女性が働きやすい環境の整備 (2) 女性活躍の理解促進 (3) 地域の女性農業者グループの活動促進 (4) リーダー育成		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	諸収入、一般財源		
令和4年度予算	879万3000円	令和4年度決算 (執行率)	719万3057円 (81%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 前記のとおり、生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、「次代を担う力強い担い手の確保・育成」を掲げ、新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、多様な担い手を育成すること及び専門的技術を持つ優れた林業や漁業の人材育成を推進することを明らかにしている。

かかる生き生きプランを踏まえ、農林水産プランは、多様な担い手等の確保の施策として、下記のとおり定めている。

記

- ・農山漁村の働き手の確保や地域農業の維持のため、農福連携や女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備の取組を進めるほか、外国人材の活用の可能性を検討するなど、産地での多様な労働力の活用を推進します。

以上

本事業は、先進的経営を目指す認定農業者等を対象としたカウンセリング等の個別指導を実施するとともに、女性の経営参画、能力向上への取組支援に加えて、地域のリーダーとなる女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり等、農業における女性参画の促進を図ることを目的とする事業であり、生き生きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、担い手総合支援事業実施要領に基づいて補助金を交付すること及び地域農業活動支援調査については、事業を委託することによって執行されているところ、補助金の交付手続きについて問題点は発見されなかった。

また、地域農業活動支援調査の委託は、明示型による公募方式によって委託先が選定されており（委託先：一般社団法人岡山農業開発研究所、委託料：206万0372円）、かかる選定手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の令和4年度の実績は、担い手育成総合支援協議会の活動として、アクションプログラムの推進活動が実施されたこと、経営改善活動・能力向上支援活動として農家の経営サポート研修会が複数回実施されたこと、法人化推進活動として60件の相談対応が実施されたこと（コンサルタント活動について令和4年度の実

績は0件）、新規就農相談活動が実施されたこと、女性活躍推進事業として育児サポートや各種の研修会が実施されたこと等を確認した。

本事業によって、主要な担い手である認定農業者への農地利用集積活動を行い経営改善を図るとともに、県内外での就農支援活動を通じて、担い手の確保が図られており、結果として岡山県における新規就農者の確保数は近隣県を上回る結果となっている（過去5年間の平均の新規就農者について、鳥取県40名、広島県42名、島根県50名に対し岡山県は158名）。

このように、本事業によって、就農者の確保という目的が図られていることが認められることを考慮し、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

岡山県において、新規就農者の確保のために活動する組織として、担い手支援協議会（支援協議会）と岡山県農林漁業担い手育成財団（育成センター）が存在しているところ、他県では、支援協議会を廃止し育成センターと統合している例があることから、岡山県の実情について確認した。

この点について、岡山県では、他県に比べ多くの新規就農者を確保するため、数多くの相談会を実施しており、かかる相談会を支援協議会と育成センターで分担して実施する等していることが認められた。

このように、2つの組織が存在しているものの、結果として、他の県と比較して多数の新規就農者を確保していることが認められることから、本事業の効率性については問題がないと判断し、その評価をBとした。

(2) ICT・省力・低コスト技術等実証事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	水田農業において、農業従事者の減少や高齢化、米の需要減少による価格下落等により、一層の省力・低コスト化が求められている。 そこで、スマート農業を活用した経営・作業管理の効率化につながる優良事例調査を行うとともに、技術実証により、新たな省力・低コスト化技術等の普及を促進し、大規模で効率的な水田農業を支える力強い経営体を育成すること。		
事業内容	1 実証ほの設置 スマート農業技術、密播栽培、直播栽培、低コスト資材を用いた肥料費低減等の省力・低コスト技術等を現地実証する。 また、技術普及のため、農業者へ研修会等を通じて、実証結果を情報発信する。 2 優良事例調査 スマート農業を活用して経営・作業管理の効率化の工夫がされている経営体について事例を調査し、技術の横展開を図るため、事例集を作成する。 例) ほ場管理システムによる管理作業の効率化等		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン ・令和4年度ICT・省力・低コスト技術等実証事業の実施について		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	103万3000円	令和4年度決算 (執行率)	80万4651円 (77%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 前記のとおり、生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、「生産性の高い農業の推進」を掲げ、市町村や農業団体等と連携し、ロボットやAI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業の実証などに取り組み、最適な技術体系を確立するとともに、必要な新技術の普及により、農業の超省力化や高品質生産等の実現を図る

ことを明らかにしている。

かかる生き活きプランを踏まえ、農林水産プランは、先進技術の研究開発の施策として、下記のとおり定めている。

記

- ・先端技術を活用したスマート農業の実証などに取り組み、最適な技術体系を確立するとともに、必要な新技術の普及により、農業の超省力化や高品質生産等の実現を図ります。

以上

本事業は、スマート農業を活用した経営・作業管理の効率化につながる優良事例調査を行うとともに、技術実証により、新たな省力・低コスト化技術等の普及を促進し、大規模で効率的な水田農業を支える力強い経営体を育成することを目的とする事業であり、生き活きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、事例調査に係る謝礼を報償費等として支出すること及び展示ほ設置を委託することによって執行されているところ、報償費等の支出手続きについて問題点は発見されなかった。

また、展示ほ設置の委託は、9つの普及センターに対し、10万円未満で「雄町米の品質向上のためのドローンによる追肥技術の実証」などの事業を随意契約の方式で委託するものであり、事業の内容及び委託金額に鑑みても問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績として、8つの地域において「雄町米の品質向上のためのドローンによる追肥技術の実証」や「鶏ふん主体施肥による飼料用米の低コスト・多収栽培技術」等の実証がなされ、かかる実績報告がなされていることを確認した。

なお、上記の実証内容は各普及センターで栽培講習会や研修会で報告し、農業者、関係団体へ情報共有したり、県職員内での情報交換会にも活用されているとのことである。

このように、本事業の技術実証により、新たな省力・低コスト化技術等の普及が促進されていると認められることを考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☐ B ☒ C ☐ D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

(3) 農業経営法人化支援総合事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の多様な経営課題に対応していくため、関係機関と連携して、農業経営に関する相談体制を整備し、農業者に対する経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導、その他個別の経営支援の取組を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承等を促進すること。		
事業内容	1 農業経営者サポート事業 (1) 実施体制の整備 ・相談窓口の設置、コーディネーターの配置 ・経営戦略会議、関係機関全体会議の実施 ・専門家の登録 (2) 農業経営者へのサポート活動 ・重点指導農家の選定 ・専門家派遣 ・伴走型支援の効果測定等 (3) 相談事業の実施 ・経営相談事業 ・就農相談事業、新規就農相談事業 (4) その他 ・農業者に対する広報等 ・法人化等推進セミナーの実施 ・農業経営者支援調査 2 農業経営法人化支援事業 経営相談等を行い、雇用環境の改善に取り組む農業者に対して支援する。		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	国庫、一般財源		
令和4年度予算	3212万9000円	令和4年度決算 (執行率)	2368万4095円 (73%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

- 1 前記のとおり、生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、「次代を担う力強い担い手の確保・育成」を掲げ、新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、多様な担い手を育成すること及び専門的技術を持つ優れた林業や漁業の人材育成を推進することを明らかにしている。

かかる生き生きプランを踏まえ、農林水産プランは、力強い担い手の育成等の施策として、下記のとおり定めている。

記

- ・市町村や農業団体等と連携し、専門家による農業経営相談や法人化指導、三徳園での経営力向上研修会の開催等により認定農業者等の育成を加速します。
- ・意欲ある経営体や集落営農組織のリーダー等の人材養成、規模拡大や経営の多角化に必要な機械の整備等の支援により、既存経営体や集落営農組織の法人化を推進します。

以上

本事業は、農業経営に関する相談体制を整備し、農業者に対する経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導、その他個別の経営支援の取組を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承等を促進することを目的とする事業であり、生き生きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、事業を委託することによって執行されているところ、本事業は、企画提案型契約方式によって契約の相手方が選定されており、1社の応募を経て委託されていることを確認した（委託先：岡山県農林漁業担い手育成財団、委託金額：2288万7035円）。

この点、本事業の委託について応募は一者であったものの、委託の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の活動として、経営相談カルテ数が330件、就農相談カルテ数が425件であったこと、専門家派遣回数がのべ112回であったこと、経営

研修会が24回開催されたことを確認した。

なお、本事業の成果として、各年度の農業法人化数等を指標としているところ、過去5年間の農業法人数は、平成30年度524、令和元年度556、令和2年度588、令和3年度629、令和4年度640であり農業法人の数は増加していることが認められる。

このように、本事業の活動実績が認められるうえに、岡山県の農業法人の数が増加していることが認められることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした

(4) 農福連携普及啓発推進事業

【概要】	担当部署	農産課
事業目的	社会福祉法人のほか、就労継続支援A型事業所やB型事業所における障がいのある人に対して、農業の新たな担い手や貴重な働き手となるよう支援することで、本県農業の持続的な発展に寄与するとともに、障がいのある人の農業分野での活躍の場を創出すること。	
事業内容	1 農福連携技術支援者の育成 (1) 農福連携技術支援者育成研修の開催 農業者が障がい者を受け入れる際に農業現場において関係者に実務的なアドバイスを行う「農福連携技術支援者（農水省認定）」を育成する。 (2) 農福連携スタートアップの支援 ジョブコーチが農福連携に取り組む体験会の実施及び実際に農家やJA選果場での農福連携を支援する。 (3) 農福連携スタートアップのマニュアル作成 農福連携事例調査を通じて、作業の細分化、難易度評価、作業割当の手法等についてマニュアル（動画を含む）を作成し、農福連携をスムーズにスタートできるように支援する。 (4) 三徳園農福連携推進事業 三徳園に「農福連携農園スペース」を設置し、農福連携体験会や作業の細分化手法等の検討支援を行う。 2 施設外就労コーディネーターの育成 各地域における農福連携の主体的・自主的な取組を促進するため、農福連携推進セミナーを開催する。 3 農林水産業経営体や福祉サービス事業者等からなる現場レベルの推進体制の強化 現場の課題や要望の把握や関係機関からの情報提供等、双方向の情報共有を円滑化するため、農福連携に関する実態調査を行う。	
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン	
主な財源	国庫、一般財源	
令和4年度予算	574万7000円	令和4年度決算 (執行率) 567万6601円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B **C** D】

- 1 前記のとおり、生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、
「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、「次代を担う力強い
担い手の確保・育成」を掲げ、新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、多様
な担い手を育成すること及び専門的技術を持つ優れた林業や漁業の人材育成を推進
することを明らかにしている。

かかる生き生きプランを踏まえ、農林水産プランは、多様な担い手等の確保の施
策として、下記のとおり定めている。

記

- ・農山漁村の働き手の確保や地域農業の維持のため、農福連携や女性農業者が能力を最
大限発揮できる環境の整備の取組を進めるほか、外国人材の活用の可能性を検討す
るなど、産地での多様な労働力の活用を推進します。

以上

本事業は、障がいのある人に対して、農業の新たな担い手や貴重な働き手となる
よう支援することで、本県農業の持続的な発展に寄与するとともに、障がいのある
人の農業分野での活躍の場を創出することを目的とする事業であり、生き生きプラン
及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、事業を委託することによって執行されているところ、
本事業のうち三徳園農福連携推進事業（委託先：岡山県農林漁業担い手育成財団、
委託金額：64万5000円）及び農福連携普及啓発推進事業（委託先：（NPO）岡山県社会就労センター協議会、委託金額：248万6085円）のいずれも
特命随意契約によって相手方が選定されている。

まず、三徳園農福連携推進事業について特命随意契約とされた理由は、「岡山県
立青少年農林文化センター三徳園において農福連携農園スペースを確保し、障害特
性に応じた農作業の検討・助言ができるのは指定管理者である岡山県農林漁業担い
手育成財団以外にないことから同財団を契約相手に選定する。」とされている。

この点、三徳園農福連携推進事業は、事業の性質上三徳園を利用することが必須
であり、かかる特徴を踏まえると、委託先が限定されることはやむを得ないといえ
るうえに、委託の金額は100万円未満であることを考慮すれば、特命随意契約と
なることについて合理性を認めることができると考える。

次に、農福連携普及啓発推進事業委託業務について特命随意契約とされた理由
は、「農業現場及び福祉事業所（障害者等）についての情報を熟知・理解してお
り、双方の架け橋となる人材を必要とする業務である。（NPO）岡山県社会就労

センター協議会は、就労継続支援事業所等で組織され、障害福祉課の「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト事業」を平成28年度から受託しており、平成30年11月から「岡山県農福連携サポートセンター」を設置し、農福連携推進員及び農福連携アドバイザーを配置して、就労継続支援B型事業所及びA型事業所の工賃向上を目的とした農業に係る施設外就労の共同受注窓口機能の構築、農福連携に取り組む福祉事業所への支援、相談等の対応等を行っている。よって、当該委託業務を適切に運営できるのは、現に有するネットワークや蓄積されたノウハウを活用できる同協議会以外にないことから、同協議会を契約相手に選定する。」とされている。

確かに、本事業の内容や岡山県社会就労センター協議会が共同受注窓口となっていることを踏まえると、岡山県社会就労センター協議会を委託先とすることに合理性は認められるものの、委託金額は100万円を超過するうえに、障がい者支援の団体は必ずしも岡山県下において岡山県社会就労センター協議会に限られないことや特命随意契約について、業務委託に係る随意契約ガイドラインにおいても言及されているとおり、前例踏襲となり、委託先が固定化される恐れが高いことから、委託金額が少額である等格別の理由がない限り、他の方法によって委託先を選定することができないことについて、積極的な理由付が必要とすべきことを考慮すると、企画提案型の方式によって契約の相手方が選定する余地があると思われる。

このように、本事業について委託先選定の方式について検討の余地があると思われることから本事業の財務事務の合規性の評価をCとした。

【意見2-4】本事業のうち農福連携普及啓発推進事業委託業務について委託の方式について企画提案型の方式を検討すべきと考える。

前記のとおり、本事業のうち農福連携普及啓発推進事業委託業務は、特命随意契約によって委託先を選定しているものの、委託金額が100万円を超過することや事業の内容から必ずしも委託先が固定化されるとは言えないと思われることを踏まえると、特命随意契約による必然性はないと思われる。

そのため、農福連携普及啓発推進事業委託業務については、企画提案型の方式を検討すべきと考える。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の令和4年度の実績は、農福連携技術者支援の育成として7日間のカリキュラムの研修が開催され、17名が参加したこと、施設外就労コーディネーターの育成としてセミナーが2回開催され71名が参加したこと、現場レベルの推進体

制強化としてアンケート調査が実施され610通のうち211通の回答が回収されたこと、及び現場レベルの推進体制の強化に関する実績を確認した。

なお、本事業の成果として、農福連携技術支援者数は、令和2年度21名、令和3年度50名、令和4年度67名であること、農福連携取組農業経営体数は、令和2年度27、令和3年度44、令和4年度85であることが認められる。

このように、本事業の活動実績が認められるうえに、岡山県の農福連携技術支援者数及び農福連携取組農業経営体数が増加していることが認められることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について、財務事務の合规性において指摘した点を除いて、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(5) 儲かる認定農業者育成支援事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	農業者の高齢化や減少が進むなか、本県農業を支える経営感覚に優れた力強い担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。 このため、関係機関が一体となり、新規就農者等を地域農業の担い手となる認定農業者へ育成する取組を強化するとともに、データベースからターゲットを絞り込み、これまで以上に個々の事情を踏まえた伴走型支援をすることで、認定農業者の質・量ともに充実させる取り組みを促進させ、次代を担う力強い担い手の確保・育成を加速化させること。		
事業内容	岡山県・市町村・関係団体が参画して、説明会の開催等から個別の伴走型支援までつながるサポートを行い、新規就農者等が自立した経営を通じて所得増大を図り、経営感覚に優れた認定農業者を目指すべく、下記の事業を行う。 記 1 サポート会議（県民局単位）、連携会議（市町村単位）の開催 2 新規就農者をはじめとした新規認定候補者を対象とした認定農業者説明会の開催 3 DBを活用した現状分析（農業研究所と連携）		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	91万6000円	令和4年度決算 (執行率)	44万805円 (48.1%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 前記のとおり、生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、「次代を担う力強い担い手の確保・育成」を掲げ、新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、多様な担い手を育成すること及び専門的技術を持つ優れた林業や漁業の人材育成を推進することを明らかにしている。

かかる生き活きプランを踏まえ、農林水産プランは、力強い担い手の育成等の施策として、下記のとおり定めている。

記

- ・高齢化の進行等により担い手が減少する中、本県農林水産業を将来にわたり持続的かつ安定的に発展させていくためには、認定農業者等の確保や法人化などによる力強い担い手の育成が喫緊の課題となっています。

以上

本事業は、認定農業者へ育成する取組を強化するとともに、データベースからターゲットを絞り込み、これまで以上に個々の事情を踏まえた伴走型支援をすることで、認定農業者の質・量ともに充実させる取り組みを推進させ、次代を担う力強い担い手の確保・育成を加速化させることを目的とする事業であり、生き活きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、リーフレットやパネリスト謝金等を報償費などによって支出することによって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業の令和4年度の実績として、サポート会議が各県民局で開催されたこと、市町村連携会議が各市町村で開催されたこと及び担当者会議等が開催されたことを確認した。

なお、本事業の成果は、新規認定農業者数（新たに認定された農業経営改善計画認定数、4年間累計で540経営体（135経営体／年）として検証されているところ、新規認定農業者数は、令和3年度、令和4年度ともに159経営体確保されている。

このように、本事業の内容としてサポート会議等が開催されたことは認められることと生き活きプランに定められた目標を達成していることが窺われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況その効果を鑑みて、事業の効率性の観点から、問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

(6) 集落営農活性化プロジェクト促進事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	集落・農業者の高齢化・減少が加速化する中で、集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやその実現に向けた人材の確保、新たな作物の導入、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立等の取組を支援すること。		
事業内容	1 ビジョンづくりへの支援 集落営農を目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援。 2 具体的な取組の実行への支援 ・取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等） ・収益力向上の柱となる経営専門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓等に取り組む経費 ・信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 ・効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費		
法令・条例・要綱等	・生き活きプラン ・農林水産プラン ・集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱 ・岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱		
主な財源	国庫		
令和4年度予算	3015万5000円	令和4年度決算 (執行率)	575万0822円 (19%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 前記のとおり、生き活きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、
「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、「次代を担う力強い
担い手の確保・育成」を掲げ、新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、多様
な担い手を育成すること及び専門的技術を持つ優れた林業や漁業の人材育成を推進
することを明らかにしている。
- かかる生き活きプランを踏まえ、農林水産プランは、力強い担い手の育成等の施
策として、下記のとおり定めている。

記

- ・意欲ある経営体や集落営農組織のリーダー等の人材養成、規模拡大や経営の多角化に必要な機械の整備等の支援により、既存経営体や集落営農組織の法人化を推進します。

以上

本事業は、集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやその実現に向けた人材の確保、新たな作物の導入、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立等の取組を支援することを目的とする事業であり、生き生きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、協議会の開催費用、高収益作物の導入支援として肥料費を支出すること等によって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業の令和4年度の活動として、一般社団法人L Aアライアンスが実施する若者等の雇用、収益性の向上等の事業に対して、補助がなされたことを確認した。

なお、本事業では、目標年度が事業実施年度の4年後に設定されており、事業実施翌年度から目標年度の間、実施主体から成果目標の実績報告の提出をうけて、達成状況＝（実績値÷目標値）×100（％）で計算し、効果を測定しているとのことであり、現時点において、明確な成果検証をすることは困難である。

もっとも、本事業の令和4年度の予算執行率は19％となっている。

この点、本事業の予算化にあたって国庫の支給が担保されているわけではなく、事業実施年度に改めて交付申請等を行って初めて国庫の支給が県に対してあるところ、予算執行率が19％と低くなっている理由は、本事業が令和4年度からの新規事業であり、必要となる予算額を見込み難かったことから、過去の県に対する国庫支給状況等を勘案し、予算化していたところ、要望が少なかったという事情が認められる。

しかしながら、本事業は、集落営農の組織化を進めるうえで重要な事業であり、同事業に基づく補助金は積極的に活用されることが望ましいが、現状では執行率が19％となることは、上記の事情を考慮しても、その活用は十分ではなく、事業の遂行について改善の余地があると思われる。

このように、本事業に基づく補助金の活用に関して、広報等について改善の余地

があると思われることを踏まえ、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2－5】本事業に基づく補助金を十分に活用すべく、本事業の広報を充実させる等事業の遂行について検討する必要があると考える。

前記のとおり、本事業の予算の執行率は19％に過ぎず、補助金が十分に活用されているとは認められないと考える。

本事業の意義に照らせば、集落営農の組織化を進めるためには、補助金は十分に活用されるべきである。

そのため、本事業の広報の体制等を検証し、補助金の活用を進め、集落営農の組織化を進めるべきと考える。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、事業の有効性において検討した点を除いては、問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

15 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	岡山県は、これまで農地利用者の実態を把握する人・農地プランの実質化に取り組んできた。 これからは地域の目指すべき将来の農地利用者及び集約化に重点を置いた新たな人・農地プランの策定のため、市町村が行う取組を支援すること。		
事業内容	1 集落・地域における話し合いの開催 ・地域農業の現状、課題の共有、将来の地域農業の姿等を検討する。 2 話し合いをコーディネートする専門家の活用 ・地域での話し合いをコーディネートする専門家を派遣する。 3 将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の検討・作成 ・地域での将来の集積目標を地図化する。 4 農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる者のリスト化 ・持続的に農地を利用する者をリスト化する。 5 関係機関による検討会の開催 ・関係機関の代表者、農業者等を参集し、将来目標を人・農地プランとして決定するために開催する検討会を開催する。 6 人・農地プランの周知、実行状況のフォローアップ等 ・関係機関と地域の農業者等に対し、決定された人・農地プランを周知し、その実現に向けた対象地区の取組状況のフォローアップ等を実施する。		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	国庫		
令和4年度予算	2700 万円	令和4年度決算 (執行率)	284 万 8000 円 (10.5%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 前記のとおり、生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、

「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、「生産性の高い農業の推進」を掲げ、生産性の高い経営体の育成に取り組むことを明らかにしている。

かかる生き活きプランを踏まえ、農林水産プランは、担い手への農地集積・集約化の施策として、下記のとおり定めている。

記

- ・担い手への農地集積・集約化や新規参入の促進といった農地利用の最適化に向けた取組について、中心的な役割を果たす農地利用最適化推進委員が、積極的に活動できるよう支援するなど、人・農地に関する地域の話合いを活性化します。
- ・市町村等と連携し、岡山県農地中間管理機構が中間的受け皿となって、潜在的な出し手の多い地区等を重点地域に設定し、出し手の効果的な掘り起こしや受け手とのマッチングを集中的に行い、農地の集積・集約化を進めます。

以上

本事業は、将来の農地利用者及び集約化に重点を置いた新たな人・農地プランの策定のため、市町村が行う取組を支援することを目的とする事業であり、生き活きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、市町村に対する補助金を交付することによって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

令和4年度の活動として、高梁市及び真庭市の実施事業に対して補助金が交付されたこと、事業の内容として上記各市において話し合いの開催等がなされたことを確認した。

なお、令和2年度から令和4年度の人・農地プランの作成数は、令和2年度159地域、令和3年度96地域、令和4年度19地域と、3年間で274地域において人・農地プランが作成されたことが認められる。

また、補助金の執行率は10%に留まっているが、過年度において人・農地プランの作成が実施されていたため、令和4年度において補助金の執行が少なかったとの事情によることが窺われる。

このように、本事業に基づく補助金が活用されたうえで、実際に、人・農地プランが作成される地域が増加していることが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☐ B ☒ C ☐ D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

16 水田農業担い手育成総合支援事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	水田農業について、効率的かつ安定的な担い手が生産の中心となる農業構造への転換を図るため、担い手の規模拡大の加速化や集落営農の組織化・法人化、専門家と連携した経営強化、経営体の連携等の総合的な支援を行うこと。		
事業内容	- 大規模経営体に対する総合的な支援 - 水田営農支援チームを県民局単位で設置 - 規模拡大の推進、省力・低コスト、ICT技術等の普及、経営管理能力の向上 - 集落営農組織に対する総合的な支援 - 集落営農支援チームを各普及指導センターで設置 1チーム当たり組織化2地区、法人化2地区、経営強化1地区の推進を実施 - 専門家と連携した経営強化支援 - 集落営農支援チームを中心に専門家と連携した支援 - 集落営農組織等の組織化及び法人化、経営分析、法人化計画策定支援、経営計画作成の支援、多角化及び新規作物の導入支援 - 経営体間の連携支援 - 集落営農支援チームを中心に集落営農及び個別経営体等の連携を支援 - 座談会等の開催、経営体間の連携組織の設立・運営支援		
法令・条例・要綱等	- 生き生きプラン - 農林水産プラン - 水田農業の担い手育成総合支援事業の実施について		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	281万6000円	令和4年度決算 (執行率)	229万0020円 (81%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 前記のとおり、生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」、「④儲かる農林水産業加速化プログラム」の重点施策として、「生産性の高い農業の推進」を掲げ、農地の集積・集約化によって規模拡大の推進などにより、生産性

の高い経営体の育成に取り組むことを明らかにしている。

かかる生き活きプランを踏まえ、農林水産プランは、米の生産振興に関する施策として、下記のとおり定めている。

記

- ・農地の面的集積による経営規模の拡大や集落営農組織の育成、ドローン等による農薬散布や水田センサシステムなどICTを活用したスマート農業の推進、直播栽培・密播育苗などの省力化技術の導入促進、多収生産技術の普及等によるコスト低減により、生産性の高い経営体を育成します。

以上

本事業は、水田農業について、担い手の規模拡大の加速化や集落営農の組織化・法人化、専門家と連携した経営強化、経営体の連携等の総合的な支援を行うことを目的とする事業であり、生き活きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、研修会の講師謝金や会場使用料等を報償費等によって支出することによって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

令和4年度の活動として、各県民局が中心となって岡山下の複数の市町村において水田営農支援チームが設置されたこと、地域集落営農推進大会、集落リーダー研修、経理事務研修等が開催されたことを確認した。

なお、本事業は、担い手への支援の結果、水稻10ha以上の経営体数が増加することをもって成果指標としているところ、10ha以上の経営体の平均水稻作付面積は令和3年度は19.29ha、令和4年度は19.77haであり、農地の集約が進み、経営体の大規模化、強化がなされていることが認められる。

このように、本事業に基づいて、水田農業について一定の活動がなされた結果、農地の集積、経営体の拡大、強化がなされていることが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

17 経営所得安定対策等推進事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	国が実施する「経営所得安定対策等」に係るシステム改修や麦・大豆、飼料作物など戦略作物の現地確認や要件確認等、地域で行う各種確認作業に係る経費及びそれに係る指導・推進に要する経費を助成すること。		
事業内容	1 県協議会等推進事業 経営所得安定対策等の県段階の推進及び地域再生協議会等への指導・推進に要する経費を支出する。 2 地域協議会等推進事業 経営所得安定対策等の制度推進及び麦・大豆等の畑作物に係る現地確認や要件確認等に要する経費を支出する。		
法令・条例・要綱等	経営所得安定対策等推進事業実施要綱		
主な財源	国庫		
令和4年度予算	1億8300万円	令和4年度決算 (執行率)	1億3103万円 (72%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 国が策定した経営所得安定対策等推進事業実施要綱は、下記のとおり、定めている。

記

第1 趣旨

経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業（以下総称して「経営所得安定対策等」といいます。）の実施に必要なとなる推進活動等のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要なとなる経費を助成します。

以上

本事業は、上記要綱に基づき、地域で行う各種確認作業に係る経費及びそれに係る指導・推進に要する経費を助成することを目的とする事業であり、国の策定した要綱に基づくものである。

2 また、本事業の財務事務は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、国が主体となる事業であって、岡山県の職員の出張や岡山県による委託事業はない。

もっとも、本事業に基づく補助金の交付実績は、令和2年度1億3853万4000円、令和3年度1億4702万5000円、令和4年度1億3102万9500円であり、補助金が十分に活用されていることが認められる。

このように、補助金が十分に活用されていることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

18 農産物安全GAP推進事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	「食」の安全・安心や環境保全への関心の高まり等を背景に、一部の実需者からは、GAPの実践による農産物に対する信頼性向上が求められている。 また、国の食料・農業・農村基本計画において、「令和12年度までにほぼすべての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効率的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する。」とされており、生産現場において国際水準GAPの指導・取組拡大を図ることが重要となっている。 このため、農業団体と連携し、新たにGAP導入を目指す産地への支援や導入産地における取組の高度化、国際水準を目指す産地への支援体制を強化すること。		
事業内容	1 県推進事業 農業団体と連携し、岡山県GAP推進協議会を開催するとともに、指導者育成研修会等を実施し、GAP取組の高度化に向けた支援強化を進める。 2 地域指導事業 地域階段において、新たなGAP導入や現在GAPに取り組んでいる産地における取組内容の高度化を推進するため、産地指導等を行う。		
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン ・あるべき農業生産の実践（岡山県GAP導入指針）		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	113万9000円	令和4年度決算 (執行率)	78万0000円 (68%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 農林水産プランは、野菜の生産振興に関する施策として、「産地へのGAPの普及・啓発に取り組むとともに、国際水準GAPの取得を支援できる指導者を育成し、情報提供や技術的な助言等を行います。」と定めており、「あるべき農業生産の実践（岡山県GAP導入指針）」はGAPの導入について、下記のとおり定めている。

記

3 推進体制

県段階では、県・農業団体で構成する岡山県GAP推進協議会が示す「あるべき農業生産の実践」を基本に、指導者や生産部会等に対して、指導員の養成や資質向上に向けた研修会の開催などにより、県内産地へのGAPの導入・普及を推進します。各地域段階では、既存の協議会あるいは市町村やJA等が事務局となる「GAP地区推進協議会」などの組織において、県、市町村、農業団体が連携して、取組項目の選定や点検項目の設定、GAPの取組内容の高度化など、産地の実態に応じたGAP導入を推進します。

また、GAP地区推進協議会内に「GAP推進チーム」を編成するなど、導入動機や目的を明確にすることで、よりスムーズにGAPを推進することができます。

以上

本事業は、農業団体と連携し、新たにGAP導入を目指す産地への支援や導入産地における取組の高度化、国際水準を目指す産地への支援体制を強化することを目的とする事業であり、農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、研修会の講師謝金や会場使用料等を報償費等によって支出することによって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の活動として、県協議会の幹事会、総会等が開催されたこと、岡山県、中央会及び全農岡山で事務局会議や研修会が開催されたことを確認した。

なお、本事業については、毎年度、農業普及指導センターやJA等を通じてGAPへの取組状況調査を行い、効果測定を行っているとのことであった。

この点について、農業生産の方法は、農産物の種類や気象、土壌など様々な条件によって異なることから、GAPの実践内容や取組項目は、一律に決められるものではなく、様々な条件を考慮して定めることになるため、GAPとして、具体的な

資格や認定がなされるわけではなく、定量的な数値を成果指標とすることは困難である。

このように、本事業に基づいて、実際に、GAPに向けた取組がなされているうえに、岡山県において一定の成果検証がなされていることが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

19 生産振興総合対策事業²

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	農業生産強化プログラム及び令和2年12月8日に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、産地の競争力を強化するため、土地利用型作物（稲・麦・豆類）、園芸作物（野菜、果樹、花き）等について、地域の営農戦略として市町村及び農業者団体など地域の関係者で構成する地域農業再生協議会が定める産地パワーアップ計画に基づき、取組主体、地域農業再生協議会、市町村及び県が一体となって、産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援すること。		
事業内容	1 基金事業 (1) 収益性向上対策事業 ・農業機械等の導入、リース導入及び生産資材の導入に対する支援 ・事業計画の策定経費及び農業機械の導入実証に要する経費等に対する支援 (2) 生産基盤強化対策事業 ・ハウスや農業機械の再整備・改良及び全国的な土づくり等に対する支援 2 整備事業 (1) 収益性向上対策事業 ・集出荷貯蔵施設等の整備に対する支援 (2) 生産基盤強化対策事業 ・生産技術高度化施設の再整備・改修及び栽培管理等の技術実証に対する支援		
法令・条例・要綱等	・総合的なTPP等関連政策大綱		
主な財源	国庫、諸収入		
令和4年度予算	2億3975万7000円	令和4年度決算 (執行率)	1億6159万2000円 (67%)

²本事業のうち、強い農業づくり総合支援事業及びデータ駆動型農業の実践・展開支援事業は、財務事務の執行がなかったことから、本年度の包括外部監査の対象から除外している。

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 国が策定した総合的なTPP等関連政策大綱は、強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、全国の農林水産関係の生産基盤を強化することを目標として掲げており、具体的な施策展開として、下記のとおり、定めている。

記

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

(産地生産基盤パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばれいしょでん粉工場等の再編整備、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化)

以上

本事業は、上記大綱に基づき、土地利用型作物（稲・麦・豆類）、園芸作物（野菜、果樹、花き）等について、事業主体、地域農業再生協議会、市町村及び県が一体となって、産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援することを目的とする事業であり、国の策定した要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、総合的なTPP等関連政策大綱及び岡山県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績として、基金事業として1億1564万2000円の補助金が交付されたこと、整備事業として5514万円の補助金が交付されたことを確認した。

なお、本事業の成果は、（目標年度の実績値－計画作成時の現状地）÷（成果目標値－計画作成時の現状地）×100という基準を用いて試算されているとのことである。

このように、補助金が十分に活用されていること及び成果検証がなされていることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

(2) 水田麦・大豆産地生産性向上事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収量・品質の高位安定に向け、団地化の推進と営農技術の新規導入により、生産性の向上を図る先進的な麦・大豆産地の取組に対し、ソフト・ハード両面から支援すること。		
事業内容	1 団地化の推進 団地化推進等に向けた地域の話し合い等に係る経費を支援する。 2 栽培技術の導入 排水対策等の営農技術導入に係る経費を支援する。 3 施設設備・機械導入 増産に必要な施設・機械導入費用を支援する。		
法令・条例・要綱等	・水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱 ・水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要領 ・岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱		
主な財源	国庫		
令和4年度予算	7686 万円	令和4年度決算 (執行率)	4155 万 8117 円 (54%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 国が策定した水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱は、各産地の水田における麦・大豆生産に係る将来像を踏まえ、団地化の推進や新たな営農技術の導入等を通じ、生産上の課題解決に向けた取組を総合的に支援することにより、収量・品質の高位安定化、生産コストの低減を図り、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現することを目標として掲げており、補助金の交付として、下記のとおり、定めている。

記

(交付の目的)

第3 補助金は、各産地の水田における麦・大豆生産に係る将来像を踏まえ、団地化の推進や新たな営農技術の導入等を通じ、生産上の課題解決に向けた取組を総合的に支援することにより、収量・品質の高位安定化、生産コストの低減を図り、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現するこ

とを目的とする。

以上

本事業は、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収量・品質の高位安定に向け、団地化の推進と生産性の向上を図る取組に対して支援することを目的とする事業であり、国の策定した要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の令和4年度の実績として、各県民局を通じて、合計4155万8817円の補助金が交付されたことを確認した。

なお、本事業の成果は、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助交付金等要綱に基づいた実績報告により確認しているとのことであった。

このように、補助金が十分に活用されていること及び成果検証がなされていることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

(3) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、産地と実需者の連携に基づく需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援すること。		
事業内容	「水田リノベーション産地・実需協働プラン」に参画する実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切り替えのために必要となる機械・施設の整備を支援する。		
法令・条例・要綱等	・新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱		
主な財源	国庫		
令和4年度予算	2000万円	令和4年度決算 (執行率)	196万4000円 (9%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 国が策定した新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱は、主食用米の国内外の新たな需要に対応するためには、実需者ニーズに応じた米、野菜等の生産並びに需要の更なる創出・拡大及び複数年契約を通じた新市場開拓用米の安定供給に伴うリスクの低減等が重要であることを踏まえ、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物の生産等を行う農業へと刷新するべく、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組及び需要の創出・拡大のための施設の導入支援を掲げており、補助金の交付として、下記のとおり、定めている。

記

1 実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業

水田リノベーション産地・実需協働プラン（農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより作成する計画をいう。以下「水田リノベーションプラン」という。）に基づき、取組主体が実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して取組面積に応じた定額助成を行うために必要な経費について、事業実施主体が取組主体に助成する事業。

2 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

(1) 需要創出・拡大整備支援事業

水田リノベーションプランに基づき、事業実施主体が需要の創出・拡大に向けて輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化の取組や国産原材料への切替えのために必要となる施設を整備する取組に必要な経費について、都道府県が事業実施主体に補助する事業。

(2) 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援事業

水田リノベーションプランに基づき、事業実施主体が新市場開拓に向けて、高品質な新市場開拓用米の安定供給体制の確保のための取組や複数年契約を通じた新市場開拓用米の安定供給に伴うリスクの低減等のための取組に必要な経費について、都道府県が事業実施主体に補助する事業。

以上

本事業は、水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、産地と実需者の連携に基づく需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援することを目的とする事業であり、国の策定した要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱に基づいて補助金を交付することによって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績として、岡山市地域農業再生支援協議会及び勝央町農業再生協議会を通じて、合計196万4000円の補助金が交付されたことを確認した。

なお、本事業の成果は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱に基づいた事業遂行状況報告書により確認しているとのことであった。

この点、本事業の予算に比して執行率は低いものの本事業は国が主体となる事業であって、その予算は国費によって賄われていることから、岡山県において、事業

遂行に関する裁量はないことを考慮すると、執行率が低いことをもって岡山県の事業遂行において検討すべき課題と認めることは困難と考える。

このように、補助金が十分に活用されていること及び成果検証がなされていることを踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

20 黒大豆枝豆産地力強化対策事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	黒大豆は、水田フル活用による所得向上に向けた重要な品目であり、水稻＋黒大豆の複合経営に黒大豆枝豆を組み合わせることで生産することにより、多額の資本投資なしに生産者の所得向上が期待できる。 一方、黒大豆枝豆は、収穫期間が短い、高温等による収量・品質の低下、収穫・調製作業が煩雑等の課題があり、需要に応えられる供給体制の強化が必要である。 このため、収穫時期が早い新品種の生産拡大、近年の気象条件等に対応した栽培技術の確立、省力化機械の導入等を支援するとともに、市場の信頼獲得やブランド力の強化を進め、生産者の所得向上に結びつけること。		
事業内容	1 生産基盤の強化対策 (1) 農業研究所に対する支援 ・優良種子の安定生産体制の整備 ・気象条件等に対応した栽培技術実証等		
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	152万9000円	令和4年度決算 (執行率)	139万9000円 (91%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

- 1 農林水産プランは、美作地域における農産物の特性として「黒大豆は、高齢化等による小規模農家の減少に伴い、栽培の省力化や販促・PR活動による産地の活性化が求められているほか、市場ニーズの高い枝豆の生産拡大や品質向上が必要となっています。」として、黒大豆の特徴を指摘し、黒大豆に関する施策について、下記のとおり定めている。

記

- ・黒大豆は、高品質化と出荷量の増加を図り、枝豆と組み合わせて首都圏など大消費地での「作州黒」のブランド確立を図ります。

以上

本事業は、黒大豆枝豆について収穫時期が早い新品種の生産拡大、近年の気象条件等に対応した栽培技術の確立、省力化機械の導入等を支援するとともに、市場の信頼獲得やブランド力の強化を進め、生産者の所得向上に結びつけることを目的とする事業であり、農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、優良種子生産のための肥料代、先進地調査に係る経費を支出することによって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の活動として、優良種子の安定生産体制の整備として作業員に対する補助がなされたこと、気象条件に対応した栽培技術の確立等のために需用費として肥料等に関する経費が支出されたことを確認した。

なお、本事業は、農業研究所が黒豆優良種子の安定生産体制の整備、気象条件等に対応した栽培技術実証などを実施しているところ、農業研究所では、毎年研究成果の発表や研究内容が公表されており、かかる研究成果の発表をもって成果を測定しているとのことであった。

この点、農業研究所の業務報告は、岡山県のホームページに掲載されており、令和4年度の報告書には、「黒大豆枝豆の収量低下の要因解」等黒大豆枝豆に関する研究成果の報告がなされていることを確認した。

このように、本事業に基づいて、収穫時期が早い新品種の生産拡大、近年の気象条件等に対応した栽培技術の確立に向けた取組がなされている。

他方で、黒大豆枝豆の生産量拡大の成果については一定の期間が必要となることを考慮すると、黒大豆枝豆の生産量が成果指標とされていないことについては、やむを得ないと考える。

以上を踏まえ、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

21 国際水準GAP等推進事業

【概要】		担当部署	農産課
事業目的	大手事業者を中心に、国際水準GAPの認証取得を求める動きが拡大、加速化する等実需者においては、国際水準GAPに対する必要性が認識されつつある。 産地では、国際水準GAPの重要性は理解しているが、認証に向けた事務作業の増加に加え、認証に対して一定の経費が必要となるため、国際水準GAPの認証取得は12産地（キャベツ、しいたけ等）に留まっている。 このため、国際水準GAPへステップアップするために必要な取組を支援し、国内外の実需者から信用、信頼度の向上と取引拡大に取り組むこと。		
事業内容	1 県推進事業 ・産地紹介資料の作成 ・国際水準GAPへの移行希望調査 2 地域推進事業 ・コンサルタントの派遣 ・研修の受講等		
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン ・あるべき農業生産の実践（岡山県GAP導入指針）		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	54万2000円	令和4年度決算 (執行率)	12万3000円 (22%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 既述の「農作物安全GAP推薦事業」において検討したとおり、農林水産プランは、野菜の生産に関する施策として、「産地へのGAPの普及・啓発に取り組むとともに、国際水準GAPの取得を支援できる指導者を育成し、情報提供や技術的な助言等を行います。」と定めており、「あるべき農業生産の実践（岡山県GAP導入指針）」はGAPの導入について推進している。

本事業は、国際水準GAPへステップアップするために必要な取組を支援し、国内外の実需者から信用、信頼度の向上と取引拡大に取り組むことを目的とする事業であり、農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、研修会の講師謝金や会場使用料等を報償費等によって支出することによって執行されているところ、かかる支出の手続きについて問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

令和4年度の活動として、「農産物安全GAP推進事業」において検討したとおり、県協議会の幹事会、総会等が開催されたこと、岡山県、中央会及び全農岡山で事務局会議や研修会が開催され、かかる事業において、国際水準GAPの取得が推奨されていることを確認した。

なお、前記のとおり、本事業については、毎年度、農業普及指導センターやJA等を通じてGAPへの取組状況調査を行い、効果測定を行っているとのことであった。

このように、本事業に基づいて、実際に、国際水準のGAPに向けた取組がなされているうえに、岡山県において一定の成果検証がなされていることが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業について、予算額及び予算の執行状況とその効果を鑑みて、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、評価をBとした。

22 農地中間管理機構運営事業

(1) 農地中間管理機構運営事業

【概要】		担当部署	農村振興課
事業目的	農業の担い手への農地集積と集約化を進めるため、農地の中間的受け皿となる「農地中間管理機構」を整備し、その活用を支援することで、農業構造の改革と生産コストの削減を図り、もって農業の生産性の向上に資する。		
事業内容	1 県事業 県が行う農地利用配分計画の認可・公告、機構が実施する事業の認可及び市町村等関係機関との連携及び支援を行う。 2 業務運営 機構に対して、農地借受け希望者の募集や農地利用配分計画の策定等農地流動化に係る業務や事業評価委員会の開催及び関係機関との連携に係る業務を運営するために必要な経費を助成する。 3 農地再配分事業 機構に対して、農地を借り受け、担い手に貸し付けるまでの間の賃借料の支払や草刈り等の保全管理、必要な場合に行う土地改良事業にかかる経費を助成する。		
法令・条例・要綱等	・農地中間管理法 ・農地中間管理事業の推進に関する基本方針		
主な財源	国庫、基金繰入金、一般財源		
令和4年度予算	1億3385万5000円	令和4年度決算 (執行率)	1億3379万6762円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 農地中間管理法3条1項は、「都道府県知事は、政令で定めるところにより、農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。」と規定し、県では、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を下記のとおり定めている。

記

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標
(省略)
- 2 1以外の農地の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
農地中間管理機構（以下「機構」という。）が貸付け及び農作業等の受委託を行う農用地において、分散錯圃の解消と集約化（面的集積）を図る。
- 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
 - (1) 農業者が自立した経営を通じて所得増大を図り、将来にわたり成長し続ける、魅力ある農業の実現に向け、機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置付け、最大限に活用することで、生産性の向上を図る。

以上

本事業は、農業の担い手への農地集積と集約化を進めるため、農地の中間的受け皿となる「農地中間管理機構」を整備し、その活用を支援することを目的とする事業であり、農地中間管理事業の推進に関する基本方針に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、需要費等の名目によって県事業費を支出するとともに、要綱に基づいて補助金を支出することによって執行されており、その手続きについて、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績として、貸付面積が739ヘクタールとなり、新規貸付面積は過去最高となったこと、かかる要因として、ラジオ、新聞掲載、リーフレットの配布等の周知活動が奏功したことが認められる。

また、農地中間管理機構の活動によって農業構造改革として桃産地を対象とした人・農地プランの実質化がすすめられた事例があること、農地の受け手となる経営体の経営状態の変化として、コスト削減がすすめられた事例があることを確認した。

さらに、今後の課題として、条件の良い地域では貸付農地が不足している一方

で、借受希望者が不在の地域では耕作条件が整っていないため貸付希望が充足されないなど、地域によって実情が異なることなどが分析されており、かかる課題解決に向けた取組について検討されている。

このように、本事業によって、農地の集約が進むという成果が認められるうえに、課題についても検討がなされていることを考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 農地中間管理機構農地集積推進事業

【概要】		担当部署	農村振興課
事業目的	市町村等が事業主体となり、農地中間管理事業を推進するため、機構集積協力金の交付及び農地耕作条件改善事業を実施すること		
事業内容	1 機構集積協力金交付事業 (1) 地域集積協力金 地域内の一定割合以上の農地を機構に貸し付けた地域に対して協力金を交付する。 (2) 経営転換協力金 機構に農地を貸し付けてリタイア又は経営転換する農業者等に対して協力金を交付する。 2 農地耕作条件改善事業 受け手が農地を効率的に利用できるよう簡易な基盤整備等の取組を支援する。 3 遊休農地解消緊急対策事業 機構が遊休農地を借り受け、簡易な整備を行ったうえで、担い手に農地集積集約化する取組を支援する。		
法令・条例・要綱等	・農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱		
主な財源	国庫		
令和4年度予算	1億1845万円	令和4年度決算 (執行率)	576万4400円 (4%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 国は、農地集積・集約化等対策事業実施要綱を、下記のとおり定めている。

記

- 1 遊休農地解消緊急対策事業
- 担い手への農地集積・集約化を促進するため機構が行う、機構自らが借り受けた遊休農地に対する簡易な整備に要する経費について補助します。

2 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について補助します。

(1) 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。

(2) 集約化奨励金交付事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、奨励金を交付します。

(3) 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、協力金を交付します。

(4) 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する（１）から（３）までの協力金及び奨励金の交付に要する経費を補助します。

(5) 農地整備・集約協力金交付事業

農地耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「耕作条件実施要綱」といいます。）に基づいて行われる事業をいいます。）の実施地区において、農業者の事業費負担を軽減するため、当該農地耕作条件改善事業（以下「対象となる農地耕作条件改善事業」といいます。）の事業実施主体に対して、協力金を交付します。

以上

本事業は、農地中間管理事業を推進するため、機構集積協力金の交付及び農地耕作条件改善事業を実施することを目的とする事業であり、農地集積・集約化等対策事業実施要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、要綱に基づいて補助金を支出することによって執行されており、その手続きについて、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B ☒ C D】

本事業の令和4年度の実績として、機構集積協力金として矢掛町、津山市、勝央町及び奈義町に対し合計409万4600円、農地耕作条件改善事業として160万1000円、遊休農地解消緊急対策事業として6万8800円が補助金として交付されたことを確認した。

また、本事業の成果として農地集積率が平成24年度末には18.3%であったものが令和4年度末には26.6%まで増加した、一定の遊休農地が解消された等、一定の成果も認められる。

もっとも、本事業の予算額は1億1845万円であることを考慮すると、補助金の交付額は予算比で4%程度であって、あまりに少ないと言わざるを得ない。

本事業によって農地集積率の増加が認められる以上、本事業に基づく補助金は積極的に活用されるべきであり、補助金の周知等によって、さらに補助金が活用されるよう対応を検討する必要があると考える。

このように、本事業について改善の余地があると思われることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2-6】本事業の補助金活用を促す施策について検討すべきと考える。

本事業は、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減することを目的とする事業であり、本事業による事業成果も認められることから、本事業の補助金は積極的に活用されるべきである。

もっとも、現状では、予算に対して、約4%の補助金のみ活用されており、事後評価における調整を踏まえても、執行率が高いとは言い難い。

本事業の補助金に関する広報・周知活動を充実させる等本事業の補助金活用を促す施策を検討すべきと考える。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) 儲かる農林水産業へ向けた環境整備事業

【概要】		担当部署	農村振興課
事業目的	これまで一体的に取り組まれてきた生産販売活動と地域資源管理を組織として分離し、担い手が生産販売活動に専念できる県下初の「2階建て方式」モデルを実践する集落を育成し、儲かる農林水産業への環境を整えること		
事業内容	1 新たな地域資源管理モデル導入新進事業 新たな地域資源管理モデルの導入を目指す実践集落の先進的事例調査等に係る経費を補助する。 2 広域的農地集積推進事業 広域的な経営展開を図る担い手を支援する。		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・儲かる農林水産業へ向けた環境整備事業実施要領		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	302万5000円	令和4年度決算 (執行率)	29万8000円 (9%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 生き生きプランは、「重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興」の一環として「④儲かる農林水産業加速化プログラム」を掲げている。

生き生きプランを踏まえて策定された「儲かる農林水産業へ向けた環境整備事業実施要領」を、下記のとおり定めている。

記

1 趣旨

高齢化や人口減少の進展により、これまで地域の共同作業として行われてきた用水路や農作業道等の地域資源管理が困難となり、農地を引き受ける担い手に管理を委ねざるを得ない状況が生じ、その労務負担が、担い手の規模拡大を阻害する要因となっている。

また、担い手不在地域等では、集落内の農業者だけでは営農を継続することが困難となり、集落外からの担い手に頼らざるを得ない集落も増えている。

このため、これまで一体的に取り組まれてきた生産販売活動と地域資源管理を

分離し、担い手が生産販売活動に専念できる新たな地域資源管理モデルを実践する集落の育成や、集落を越えて農地を集積し、広域的な経営展開を図る担い手を支援することで、儲かる農林水産業への加速化を進める。

2 事業種目及び内容等

本事業の事業種目は次のとおりとし、事業内容、事業実施主体、採択基準、補助率等は別表のとおりとする。

(1) 新たな地域資源管理モデル導入推進事業

新たな地域資源管理モデルの導入を目指す集落（以下「実践集落」という。）の先進事例調査等に係る経費を補助する。

(2) 広域型農地集積推進事業

農地中間管理事業を活用して、集落を越えて中山間地域等の農地を集積し、広域的な経営展開を図る担い手に奨励金を交付する経費を補助する。

以上

本事業は、儲かる農林水産業を加速するため、新たな地域資源管理モデル導入推進事業及び広域型農地集積推進事業を実施することを目的とする事業であり、儲かる農林水産業へ向けた環境整備事業実施要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、市町村の先進事例調査等に係る旅費などの事務費を措置すること及び要綱に基づいて担い手に奨励金を交付する経費を助成することによって執行されており、その手続きについて、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績として、新たな地域資源管理モデル導入推進事業において奈義町で、「2階建て方式」モデル実践集落の育成に向け、活動会議等を実施したこと（県費10万円）、広域型農地集積推進事業において、津山市で、担い手不在地域への広域的な担い手の参入を支援することで、地域を越えた農地集積を推進したこと（県費19万8000円）が認められる。

なお、本事業の成果、実績報告及び聞き取りにより効果測定されており、新たな地域資源管理モデル導入推進事業においては、津山市、新庄村、西栗倉村、奈義町

で事業を実施した結果、担い手が営農しやすい環境整備に向けた機運が醸成され、「2階建て方式」モデル実践集落の育成等が進んだこと、広域型農地集積推進事業においては、津山市、鏡野町において事業を実施した結果、担い手不在地域に広域的な担い手が参入し、担い手不在地域の減少につながったことを確認した。

このように本事業によって、担い手が生産販売活動に専念できる県下初の「2階建て方式」モデルを実践する集落の育成が進むという成果が認められることを考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

23 持続的経営体支援事業

【概要】		担当部署	農村振興課
事業目的	担い手の経営発展を推進するため、意欲ある担い手等に対して、農業用機械・施設の導入を支援すること。		
事業内容	1 先進的農業経営確立支援事業 広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。 2 地域担い手育成支援事業 農業者の経営基盤の確立や更なる発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援する。 3 担い手確保・経営強化支援事業 農産物の輸出の取組など農業経営の発展に意欲的に取組む際に必要となる農業用機械等の導入を支援する。		
法令・条例・要綱等	・担い手確保・経営強化支援事業実施要綱		
主な財源	国庫（農山村活性化総合対策費）		
令和4年度予算	6400万円	令和4年度決算 （執行率）	2999万1000円 （46%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

1 国は担い手確保・経営強化支援事業要綱を、下記のとおり定めている。

記

第1 趣旨

総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成し、力強く持続可能な生産構造を実現することが必要である。

このため、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、地域の担い手が農産物の輸出の取組や将来の輸出の取組に向けた低コスト化、品目転換・拡大の取組など意欲的な取組により農業経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という）の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化することとする。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、農産物の輸出の取組など意欲的な取組による付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るものとする。

第3 事業内容

本事業は、次に掲げる事業により構成し、必要な事項については、別記に定めるものとする。

1 融資主体型補助事業

この事業は、事業実施主体が作成する担い手確保・経営強化支援計画（今後の地域農業を担う担い手の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「担い手支援計画」という。）に基づき、付加価値額の拡大などの経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手が、主として融資機関から行われる融資を活用するなどして機械等の導入等の事業を行う場合（以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェクト融資」という。）において、当該事業に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。

なお、この機械等の導入等の事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

2 追加的信用供与補助事業

この事業は、担い手支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、プロジェクト融資を活用して1の事業を実施する場合（別記の第1の4の（1）のイの（ウ）の地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者が活用する場合を除く）に、当該プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。

以上

本事業は、担い手の経営発展を推進するため、意欲ある担い手等に対して、農業用機械・施設の導入を支援することを目的とする事業であり担い手確保・経営強化

支援事業実施要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、要綱に基づいて農業用機械の導入に要する経費を助成することによって執行されており、その手続きについて、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の令和4年度の実績として、農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）として1393万6000円、担い手確保・経営強化支援事業として1605万5000円（合計2999万1000円）が支給されていることを確認した。

なお、本事業の成果として、所得の向上や経営コストの縮減などの目標の達成状況をもって効果と考えており、現時点での成果は必ずしも明らかではないとのことであった。

なお、本事業の補助金の執行率は50%を下回っているため、事情を確認したところ、執行率については、本事業は全額国費であり、その採択について県が関与できるものではないこと、岡山県としては必要額を予算化しているが、採択にならないものもあるため、年度により執行率の相違が生じることは避けたいという事情があること、成果指標についても、国の要領で定められた指標の中から助成対象者が自ら設定することとなっており、県が関与できるものではないことといった事情があるとのことであった。

このように、本事業の予算の執行率が50%を下回る理由が、本事業の補助金の原資が国費であること等といった事情に基づくことを確認することができたことを踏まえ、本事業の有効性の評価についてはBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

24 森林管理システム市町村等支援事業

(1) 市町村森林管理システム推進体制支援事業

【概要】		担当部署	林政課
事業目的	経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と経営体を繋ぐ森林経営管理制度（森林管理システム）が円滑に実施されるためには、市町村が主体となって取り組む必要があるが、市町村においては専任職員が十分配置できていないなどの意見が多くある。 このため、県と市町村との情報共有や市町村職員に対する技術研修の充実、市町村支援のための人材の確保・育成、市町村自ら森林を管理する際の技術支援等を総合的に支援する。		
事業内容	1 県と市町村との連携推進会議の実施 2 市長村職員等研修 3 市町村支援体制整備事業		
法令・条例・要綱等	・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律		
主な財源	森林環境譲与税（国庫）		
令和4年度予算	4125万2000円	令和4年度決算 （執行率）	3654万5434円 （88%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律34条は、下記のとおり規定している。

記

第34条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林の整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第三項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

- 2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
 - 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
 - 三 前項第二号に掲げる施策
- 3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

以上

本事業は、森林環境譲与税を財源として、県と市町村との情報共有や市町村職員に対する技術研修の充実、市町村支援のための人材の確保・育成、市町村自ら森林を管理する際の技術支援等を総合的に支援することを目的とする事業である。森林の整備を担うべき人材の育成及び確保の促進に関する施策であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第2項に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、県と市町村との連携推進会実施事業のポータルサイト保守管理業務は、随意契約によって委託されていること（委託先：株式会社岡山トレジャーシステム、委託料：3万9600円）及び森林経営管理制度市町村支援体制整備事業も随意契約によって委託されていること（委託先：公益社団法人おかやまの森整備公社、委託料：3399万9900円）を確認した。

まず、ポータルサイト保守管理業務の業者選定理由は、「岡山県森林経営管理ポータルサイト」を構築した者以外の者が保守管理する場合において、当該サイトの仕様に著しく支障が生じる恐れがあるためとされていた。

この点、上記の委託契約の委託料は100万円未満であること及び委託先選定理由についても、合理性が認められることから、随意契約について特段問題となる点は認められない。

次に、森林経営管理制度市町村支援体制整備事業の業者選定理由は、「県内で唯一の森林整備法人である公益社団法人おかやまの森整備公社は、県下20市町村に管理地を有し、森林の施業履歴や契約者情報の管理など、県内各地域の森林の特性や管理手法を把握している。また、平成17年度から間伐（択伐）を繰り返して実施し、将来、安定した森林の姿である針広混交林へ誘導する森林管理を先駆的に実施している。さらに、厚生労働省の無料職業紹介事業の許可を受け、市町村が求め

る人材の情報等を把握するとともに、経営が成り立たない森林の管理に必要な森林技術のノウハウを有している県内唯一の団体であり、当該公社に市町村支援体制整備事業を委託することにより、市町村による森林経営管理制度の円滑な推進を支援する。」とされている。

この点、業務委託に係る随意契約ガイドラインによれば「(6)これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。」とされているものの、本事業の特殊性に鑑みれば、特命随意契約によることもやむを得ないと考える。

ただし、同ガイドラインは、「(5)政策上の目的から、公益法人等と特命随意契約している場合は、経済動向に留意しながら、毎年度積算単価を点検して適正な委託料の積算を行うこと。」とされているところ、事業執行伺に積算に係る単価及びその根拠資料が添付されていることを確認した。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の詳細は、下記のとおりである。

記

1 県と市町村との連携推進会議の実施

(1) 県と市町村との連携推進会議の開催

森林経営管理制度に関する県と市町村による連携推進会議を常設し、市町村の円滑な推進体制の確保のため、課題解決に向けた検討や情報交換等を行う（年4回程度開催）。

(2) 司法書士等による意向調査の支援

相続未済の森林などにおける所有者探索について、司法書士等の専門家による研修会や個別相談会を実施することで、集積計画の作成を促進する。

具体的には研修会の開催（年1回、連携推進会議と同時開催）、個別相談会の開催（年10回）を実施する。

(3) 広葉樹植栽による針広混交林化の検討

高齢級の手遅れ林分等において広葉樹植栽による針広混交林化へ誘導するための調査を市町村と連携して行い、市町村が行う森林施業の方法を検討する（調査箇所2か所）。

2 市町村職員等研修

市町村職員に対して、森林・林業に関する基礎知識（森林経営・施業技術・林産等）に関する研修を実施する。また、地域林政アドバイザーに対して森林経営管理法の内容に関する研修を年間4日程度を目途に実施する。

3 市町村支援体制整備事業

(1) 人材の確保・育成

ア 人材バンクの運営

市町村が依頼（雇用）する地域林政アドバイザー候補者（国、県職員OB等）、森林調査、固定資産税課税業務及び登記事務等の経験者の募集、情報提供等。

イ 実務研修の実施

求職者への新たな森林管理システムの実施に必要な実務研修の実施。

ウ 林業技術者等へのアドバイス・相談対応

市町村、地域林政アドバイザー、業務推進委員の業務等に伴う指導・相談対応等。

(2) 森林管理の技術支援等

ア 市町村等への技術指導

市町村からの森林経営管理に関する技術的な相談・指導要請への対応

イ 森林の情報把握・管理方法の技術提案等

森林資源量等の状況把握や森林管理手法についての技術提案・情報提供

ウ 針広混交林等施業実証試験の実施等

間伐後の公社造林地において、天然更新により針広混交林等へ誘導する施業の実証試験を実施し、その結果を市町村へ周知

以上

監査の過程において、本事業の令和4年度に、①県と市町村との連携推進会議は、年4回開催し、市町村が森林経営管理制度を推進するにあたっての課題解決に向けた検討や情報交換を行ったこと、②森林経営管理制度及び森林環境譲与税に関する全国会議等に職員を派遣したこと、③森林経営管理制度個別相談業務につい

て、司法書士への相談はなかったものの、土地家屋調査士については、1回相談があったこと、④広葉樹植栽による針広混交林化の検討について、当初2か所を想定されていたが、森林所有者の同意が得られなかったため、1か所のみ調査が実施されたこと、⑤市町村職員等を対象に、森林・林業に関する専門知識の取得を目的とした「市町村等支援研修」を4回実施し、延べ66名の参加があったこと及び⑥森林経営管理制度を行う市町村に対して、専門的人材の紹介、技術職員の派遣、森林施業方法の研修などを実施したこと（専門的人材の紹介1組、実務研修6回実施（参加者数：68名）、市町村等の相談対応、技術支援27市町村）などをそれぞれ確認した。

なお、本事業の成果について、森林経営管理制度に取り組む市町村に対し、各種支援を行った結果、令和4年度末までに20市町村で意向調査が実施され、うち4市町村が集積計画を策定し、森林整備を実施しているとのことであった。

以上のとおり、令和4年度において予定されていた事業は、概ね実施され、事業成果が認められる。

なお、県と市町村との連携推進会議について、令和4年度の会議の議事録は作成されていないとのことであったため、会議結果の共有の方法等について確認したところ、議事録と同様の内容の復命書を作成しており、担当課内での情報共有を図ることで会議の効果や効率性の向上を図っているほか、令和5年9月に開催した令和5年度第2回連携推進会議以降は、議事録を作成し、ポータルサイトに掲載することで、全ての構成団体との情報共有を図り、会議の効果や効率性の向上を更に図っているとのことであった。

このように、本事業は、目的達成のために遂行されていることが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

既に指摘した点を除いて、本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

(2) 森林クラウドを活用した新たな森林管理システム支援事業

【概要】		担当部署	林政課
事業目的	新たな森林管理システムでは、市町村が森林所有者への意向調査や経営管理権の設定、林業経営に適した森林か否かの判断等を行うこととなり、膨大なデータの管理や分析等が必要となることから、市町村の事務の軽減や林業経営の判断等を支援するため、県が保有する森林情報（森林クラウド）の充実を図ること。		
事業内容	1 地籍情報による森林資源情報の整備事業 2 森林計画図等の更新事業		
法令・条例・要綱等	・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律		
主な財源	森林環境譲与税（国庫）		
令和4年度予算	5411万1900円	令和4年度決算 （執行率）	3066万4000円 （56%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

- 1 本事業は、森林環境譲与税を財源として、市町村の事務の軽減や林業経営の判断等を支援するため、県が保有する森林情報（森林クラウド）の充実を図ることを目的とする事業である。森林の整備に関する施策であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第2項に基づくものである。
- 2 また、本事業の財務事務のうち、地籍情報による森林資源情報の整備事業及び森林計画図等の更新事業の森林経営計画策定情報整備事業が、いずれも一般競争入札による方式によって委託されていることを確認した。

なお、一般競争入札の手続きについて、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

監査の過程において、森林クラウドを活用した新たなシステムの活用実績を確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

- ・市町村では、森林経営管理制度の意向調査対象森林の抽出のため航空写真や森林簿情報から人工林資源を把握するとともに、林地台帳を活用した所有者情報の取得、進行管理等に活用されている。
- ・県では、森林クラウドに搭載する森林簿、森林計画図等の情報をより精度の高いものとするため、最新の衛星写真を活用して森林の変化情報を整備し、森林簿等の更新に活用し、翌年度以降の森林情報として森林クラウドに反映している。また、地籍毎の森林資源情報を整備し、市町村が意向調査対象森林等の把握が効率的にできるように情報整備に努めている（令和5年4月に新庄村分を森林クラウド上で公開）

以上

上記のとおり、森林クラウドは、県及び市町村において活用されており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が定める森林の整備に関する施策として実施されている。

このように、本事業は、目的達成のために遂行されていることが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業は、一般競争入札の手続きを経て委託されており、効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

(3) 意欲と能力のある経営体育成事業

【概要】		担当部署	林政課
事業目的	森林経営管理制度が円滑に実施されるためには、市町村職員の林業技術知識の習得や市町村から森林の経営管理を再委託される意欲と能力のある林業経営体の育成を積極的に進めていく必要がある。 このため、林業経営体の代表者を対象とした研修の実施、市町村職員や林業就業者等を対象とした林業技術研修の施設を整備し、人材育成環境の充実を図る。		
事業内容	1 林業経営体代表者等育成事業 2 林業技術研修環境整備事業 3 林業経営体提案型研修事業		
法令・条例・要綱等	・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律		
主な財源	森林環境譲与税（国庫）		
令和4年度予算	2492万0000円	令和4年度決算 (執行率)	2224万7069円 (89%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 本事業は、森林環境譲与税を財源として、林業経営体の代表者を対象とした研修の実施、市町村職員や林業就業者等を対象とした林業技術研修の施設を整備し、人材育成環境の充実を図ることを目的とする事業である。森林の整備を担うべき人材の育成及び確保のための施策であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第2項に基づくものである。
- 2 また、本事業の財務事務は、需要費等の名目によって支出することによって執行されており、その手続きについて、問題となる点は認められなかった。

このように、本事業及び本事業の財務事務の執行に関する法令等の根拠を確認し、その手続きに違法な点は認められなかったため本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

監査の過程において、本事業の令和4年度の実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

- ・林業技術研修環境整備事業では、人材育成環境の充実を図るため、研修実施に必要な備品等を整備した。
- ・林業経営体代表者等育成事業では、林業経営体代表者等を対象に、「林業経営体育成研修」を9回実施し、延べ71名の参加があった。
- ・林業経営体提案型研修では、林業経営体が自らの課題解決に向けて実施する研修（4件）を支援した。

以上

また、本事業の効果について、研修棟整備前までの森林研究所における研修利用者数は年間320名であったが、研修棟の利用が開始された令和3年度には976名、令和4年度には1147名と着実に効果が上がっていることを確認した。

このように、本事業によって、人材育成環境の充実を図るという目的に寄与していることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

25 晴れの国おかやまの林業就業促進事業

【概要】	担当部署	林政課
事業目的	林業のサイクルを循環させ、森林を適正に管理するためには、林業の担い手の確保が必要である。しかし、林業の現状について知る機会は少なく、就職や転職といった職業選択において候補となりにくい。 また、近年、中山間地域では人口減少や少子高齢化が進み、身近な地域から林業の担い手を確保していくことは困難な状況にある。 このため、移住などにより林業への就業を検討している者を対象とした都市圏で開催される「就職ガイダンス」への参加及び林業への就業に関する情報発信により、Iターンなどによる林業への就業者確保に向けた取組を促進する。	
事業内容	1 就業相談の実施 森林研究所・林業技術研修棟（勝央町）内に就業相談窓口を開設し、就業希望者からの相談に応じるとともに、林業体験イベントを実施する。 また、東京・大阪など都市圏で開催される「移住・定住フェア」や「森林の仕事ガイダンス」への参加及び「晴れの国おかやま林業就業ガイダンス」を開催し、Iターン等による林業への就業希望者の岡山県への招致活動を行う。 2 地域活動の展開 地域の林業の担い手確保において、地域の特色に応じた林業体験、就業相談、情報発信等を行う。 3 就業情報の発信 林業就業や移住等に関するホームページ、県内の主要駅やエリア情報誌等に県内での林業就業を促進する情報や「晴れの国おかやまの林業就業ガイダンス」の広告掲載を行う。	
法令・条例・要綱等	・林業労働力の確保の促進に関する法律 ・林業労働力の確保の促進に関する基本計画	
主な財源	おかやま森づくり県民税	
令和4年度予算	1104万6000円	令和4年度決算 (執行率) 1094万4000円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

- 1 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条は、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。」と規定し、岡山県が策定した林業労働力の確保の促進に関する基本計画は、下記のとおり規定している。

記

- (1) 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化に関する目標林業労働者については、林業事業体への新規就業を促進するために、就業希望者に対する林業・林業労働についての啓発や雇用情報の収集・提供を行いながら、事業体における効果的な募集活動や受け入れ体制等の整備を支援するとともに、就業に必要な林業の知識・技術の習得に向けた研修等の支援体制の整備や効果的な活用を図るものとする。

以上

本事業は、新たに林業に就業しようとする者を確保することを目的に、森林・林業の就業に関心がある方であれば、どなたでも気軽に直接電話やオンラインで相談することができる相談窓口を通年で設置するほか、移住などにより林業への就業を検討している者を対象とした都市圏で開催される「就職ガイダンス」への参加や林業への就業に関する情報発信等を行うことで、UターンやIターンなどによる林業への就業者確保に向けた取組を実施する事業であり、林業労働力の確保の促進に関する基本計画に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、随意契約によって委託されているところ（委託先：公益財団法人岡山県林業振興基金、委託料：1094万5000円）、随意契約とされた理由は「本業務は、森林を適正に管理するために必要な森林整備を担う林業就業者を確保するため、就業相談や林業体験等を実施するものである。業務上の林業に関する知識、技術、県内の林業経営体の情報を備え、林業の就業先としての魅力を効果的に発信できるノウハウ、発信力を有する必要がある、その性質及び目的が競争入札に適さないため、特命随意契約とする。」とされている。

この点、業務委託に係る随意契約ガイドラインによれば「(6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。」とされているところ、上記の特命随意契約とされている理由によれば、就業相談窓口の設置については、岡山県林業の特色や各事業体における待遇や休日、一日の作業ルーティンや資格の取得方法などの林業に関する内容だけでなく、自然の中で暮らしたいという相談者

とその家族の毎日の暮らしや移住のことなど、未経験者が林業に就く場合の様々な疑問に対し、分かりやすく説明する必要がある、専門の知識を持った優れた人材を必要とする特殊性のある業務である。

また、常設の相談窓口の設置は、専門的知識を有した相談員の確保（12名）や窓口の運営及び相談者への適切な対応等、林業就業者の確保に関して大変重要で特殊性の高い取り組みであり、林業労働力の確保の促進に関する法律第11条により、林業労働力確保支援センターとして岡山県が指定した県内唯一の団体である岡山県林業振興基金を本事業の委託先として適当であるといえる。

もっとも、相談窓口やガイダンスでの相談者数は低調であることは否めず、岡山県において、受託者に対して、今後増加に向けた対策について積極的に提案を求めたり、競争原理が働く形での契約方法についても検討する必要があると考える。

このように、本事業の財務事務の執行に関して、改善を検討すべきと思われる点が認められたため、本事業の財務事務の合规性の評価をDとした。

【指摘事項2－1】本事業の成果を挙げるため、委託の方式を含めて施策を検討する必要があると考える。

本事業は、特命随意契約を締結する方式によって委託されており、その委託業務の内容に鑑みれば、委託先が限定されることは理解できる。

もっとも、本事業の委託金額は1094万5000円と高額であるうえに、相談窓口やガイダンスでの相談者数は低調であることを踏まえると、受託者に対して、積極的な施策を促す必要があると考えられる。

このような状況を前提とすれば、岡山県及び受託者が連携し、就業相談者を増加させるなど、新規就業者を確保する取組について積極的な施策を検討することを促すために、岡山県としての対応（例えば、特命随意契約を締結するのではなく、企画提案型の、プロポーザル方式による公募を選択する、又は特命随意契約を締結するとしても、受託先に積極的な施策の提案を求める等）の方法を検討すべきと考える。

【事業の有効性 A B C D】

令和4年度の本事業の実績は、県内での林業就業ガイダンスの開催、都市圏で開催されるガイダンスに参加、林業就業相談窓口を設置し就業相談や林業体験を実施するとともに、林業への就業に関する情報発信等であり、詳細は下記のとおりである。

記

1 就業相談の実施

(1) 就業ガイダンス参加

ア 「森林の仕事ガイダンス」4回参加

イ 休日（土曜日）における「オンライン林業就業相談会」1回開催

ウ 「林業就業ガイダンス」1回開催（相談者：16名）

エ 「林業就業相談会（中国ブロック）」1回参加（相談者：0名）

(2) 就業相談窓口の設置

ア 就業相談

・オンライン相談（相談者：6名）

・対面相談（相談者：1名）

イ 林業体験

・林業体験4回（参加者：合計19名）

2 地域活動の展開

(1) 西粟倉村との連携

林業体験会の開催

(2) 鏡野町との連携

林業就業希望者説明会等情報発信用バナースタンドの作成

3 就業情報の発信

・チラシ、ポスターの作成（林業大学校、高校、市町村、ハローワーク等へ送付）

・JR岡山駅デジタルサイネージ、さりお（フリーペーパー）での広告等

以上

上記のとおり、令和4年度において、本事業の内容が鋭意実施されていることは認められるものの、ガイダンスや相談会の参加者数は低調であると言わざるを得ない。

この点、林業の新規就業者は、国の緑の雇用事業によりやや回復基調にはあるものの、過去から比較すると減少傾向にあることから、林業の就業希望者を確保することは容易ではないことは理解できる。

また、岡山県の認定事業体の林業就業者数が平成20年度は466人、令和4年度は459人と横ばいではあるものの、減少することに対して歯止めをかけており、本事業について一定の成果を認めることができる。

もっとも、現状の相談者数やガイダンスの参加者数は、やはり極めて少ないと言

わざるを得ず、かかる状況は林業人口の確保の観点から問題があると言わざるを得ない。

このように、事業の実施について検討の余地があると思われることから、本事業の有効性の評価をDとした。

【指摘事項2－2】本事業の成果を挙げるため、委託の方式を含めて施策を検討する必要があると考える。

林業の新規就業者は、前記のとおり、減少傾向にあることから、林業の就業希望者を確保することは容易ではなく、岡山県としても新規就業者の確保に向けて、全力で尽力していることは、監査の過程を通じて十分に理解することはできた。

もっとも、本事業の委託金額は1094万5000円と高額であることから、一定の成果を確保することは、極めて重要である。

また、岡山県の面積のうち中山間地域が75.7%を占めており、林業は、岡山県の産業として、重要な産業であること踏まえると、林業の新規就業者を確保することは、岡山県にとって重要かつ喫緊の課題である。

このような状況を前提とすれば、本事業の委託先の選定方法や林業の新規就業者の確保に向けた積極的な施策が必要と考える。

【事業の効率性 A ☒ B ☐ C ☐ D】

本事業が特命随意契約となっている結果、競争原理が働かず、委託料が相対的に高額となっている可能性はあるものの、その点を除いて効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

26 林業担い手育成総合対策事業

【概要】		担当部署	林政課
事業目的	林業のサイクルを循環させ、森林を適正に管理するためには、林業の担い手の確保・育成が不可欠である。 このため、新規就業者を対象にした林業に必要な知識・技術の習得のほか、林業労働の安全安心を確保するための、装備・器具等、労働条件を改善するための制度・施設の導入を支援し、労働力の確保に努めること。		
事業内容	1 ニューフォレスター育成支援事業 2 林業就業条件の改善事業		
法令・条例・要綱等	・林業労働力の確保の促進に関する法律 ・林業労働力の確保の促進に関する基本計画		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	2170万4000円	令和4年度決算 (執行率)	1867万275円 (86%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 林業労働力の確保の促進に関する基本計画は、下記のとおり規定している。

記

(2) 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化を図るために講じようとする施策

林業への新規就業を促進するため、林業・林業労働についての啓発や雇用情報の収集・提供を円滑に行いながら、事業体における明確な求人条件の設定等による効果的な募集活動等受け入れ体制等の整備を支援・指導するとともに、就業に必要な林業の知識・技術の習得に向けた研修等を実施及び各種制度資金の活用等の普及啓発を行う。

また、新規就業者の育成に要する事業体の経費負担を軽減するため、林業事業体の行う職場内研修やOJT（実地訓練）の中で施業技術を習得するための研修の場の提供や安全作業を確保するため装備の導入や現場作業に必要な装備、資材等を就業者に貸与するために必要な経費の一部を助成する。

以上

本事業は、新規就業者を対象にした林業に必要な知識・技術の習得のほか、林業

労働の安全安心を確保するための、装備・器具等、労働条件を改善するための制度・施策の導入を支援し、労働力の確保に努めることを目的とするものであり、林業労働力の確保の促進に関する基本計画に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち林業就業条件の改善事業は、随意契約によって委託されているところ（委託先：公益財団法人岡山県林業振興基金、委託料：258万7000円）、随意契約とされた理由は前項の事業と「県内林業事業体を個別に訪問し、雇用管理改善に係る指導及び助言等を行うもので、専門性が非常に高く、県が法第11条により、林業労働力確保支援センターとして指定する唯一の団体である「岡山県林業振興基金」が当該業務を行うことのできる唯一の団体であり、契約の相手先として適当である。」とされている。

この点、本委託自要は林業就業条件の改善事業は、林業に関する安全装備等導入や林業労働強度の低減を図る等、林業に密接に関連した業務であり、特殊性が極めて高いといえる。

このように、本事業の財務事務の執行に関して、特命随意契約とする合理性を認めうることから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業の詳細は、下記のとおりである。

記

1 ニューフォレスター育成支援事業

(1) 職場内研修支援

認定事業体等に年度途中で採用された新規就業者は、国の緑の雇用事業の対象とならないため、岡山県において、職場内研修の費用を支援する。

(2) 技術習得支援

一定要件事業体等に雇用された現場作業員（原則として就業5年以内で65歳未満）を対象に、林業労働に必要な専門的知識及び技能を習得させるための各種技能講習等の外部受講に要する経費を支援する。

2 林業就業条件の改善

(1) 林業労働の安全・安心を確保するための装備・器具等（防音・防蜂ヘルメット、耐切創ズボン、防振・耐切創手袋、蜂アレルギー検査、熱中症対策等）の導入経費を助成する。

(2) 事業体が雇用する労働者の林業退職金共済制度等（林退共、木退共）の掛金を一部助成する。

- (3) 林業労働強度の低減を図るため、現場作業資材・機材導入経費を助成する。
- (4) 林業従事者の定着率向上を図るため、雇用管理改善に関する林業経営体への改善指導を実施する。

以上

本事業の令和4年度の実績は、ニューフォレスター支援事業として職場内研修支援が9事業体（11名）、技術習得支援が3事業体（3名）に実施されたこと、林業就業条件の改善事業として、安全装備等導入が26事業体（延べ428名）、退職金共済の助成が19事業体（延べ201名）、林業労働強度の低減等が8事業体に実施されたことなどを確認した。

なお、事業の成果について、「認定事業体の林業就業者数は、平成20年度は466人であったが、令和4年度は459人とほぼ横ばいで推移している。しかし、39歳以下の割合は26%から33%に上昇しており、若者を中心とする新規就業者の確保育成対策に取り組んだ結果と考えられる。」との回答を得ている。

この点、全国的林業労働力の動向（林野庁）によれば、全国的林業従事者数は令和2年時点において4万4000人とされており、高齢化率（65歳以上の割合）は令和2年で25%、若年率（35歳未満の割合）は令和2年において17%とされているところ、岡山県的林業従事者数のうち60歳以上の割合は令和2年で21%、令和4年で22%、39歳以下の割合は令和2年及び令和4年で33%と高齢化率及び若年率において全国の平均を上回る数値となっている。

また、岡山県的林業就業者数は、毎年60人前後の離職者が発生していることを踏まえると、令和2年で442名、令和4年で459名の就業者を確保していることは、本事業によって若年の就業者の確保等の成果があがっていることが窺え、本事業の有効性が認められる。

もっとも、岡山県的林業者数を確保するにあたっては、現状の成果は十分とはいえず、さらなる就業者を確保すべく施策を検討する必要があると考える。

以上のとおり、本事業の有効性は認められるものの、更なる改善の余地があると思われることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見２－７】本事業において、さらなる新規就業者を確保するとともに離職者を減少させること等も考慮した積極的な施策を検討する必要があると考える。

前記のとおり、本事業における取組によって、一定の林業就業者を確保することができており、この点について、本事業の成果を認めることができる。

もつとも、将来にわたって岡山県の林業を持続的に成長させるためには、林業の就業者が増加傾向に転ずることが望ましいことはいうまでもない。

このように、本事業の更なる成果を期待し、新規就業者を確保するとともに離職者を減少させるための積極的な施策を検討すべきと考える。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

27 林業・木材産業成長産業化促進対策事業

【概要】		担当部署	林政課
事業目的	戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えるなか、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要となっている。 このため、意欲と能力のある経営体について森林の管理経営を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大のための施設整備等、川上から川下までの取組を総合的に支援すること。		
事業内容	1 持続的林業確立対策 持続的な林業経営の確立、木材の安定供給確保のための高性能林業機械の導入を推進する。 2 木材産業等競争力強化対策 木材産業等の競争力強化、木材製品の安定的・効率的な供給、木材利用の拡大等を図るために必要な木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備について支援する。 3 林業成長産業化地域創出モデル事業 地域の森林資源の利活用により、多くの雇用や経済価値を生み出す明確なビジョンを持つ地域に対しソフト面での対策を支援する。		
法令・条例・要綱等	・森林・林業基本計画		
主な財源	国庫		
令和4年度予算	1420 万円	令和4年度決算 (執行率)	1225 万 4000 円 (86%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 林野庁が策定した森林・林業基本計画は、下記のとおり規定している。

記

エ 生産性の向上

林業経営体の生産性は未だ十分な水準になく、その向上を図ることは、収益確保のために不可欠である。また、人口減少が進む中にあることは、林業生産の各段階において、新技術を活用して省力化・軽労化を図る必要がある。このため、路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの導入とその効果的な運用を促進する。

イ 中小製材工場等における「地場競争力」の強化

中小規模の製材工場等については、地域経済を支える役割を担っているが、規模拡大を通じた低コスト化等の対応は取りづらく、その特性を活かして競争力を強化していく必要がある。このため、高い単価の地域材製品の生産、細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等を通じて、その競争力を強化していく。具体的には、関係者が連携して施主等のニーズに応える「顔の見える木材での家づくり」の取組を引き続き促進し、優良材やデザイン性の高い内外装材の活用を図っていく。また、大径材も活用しつつ、単価の高い板材を始め、平角・柱角など多品目の地域材製品を生産できるよう、加工流通施設の切替え等を促進する。

(5) 木質バイオマスの利用

ア エネルギー利用

燃料材については、FIT制度開始以来、未利用材の有効活用と木材需要の下支えの役割を担い、再生可能エネルギーの普及に貢献してきた。他方、地域によっては、その需要が急激に増加し、既存需要者との競合、森林資源の持続的利用等への懸念が生じている。このため、木質バイオマス発電事業の自立化と、燃料の供給元としての森林の持続可能性の確保を両立させるため、令和2年に、関係府省と関係事業者団体等で「林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会」を設置した。本研究会の報告書に基づく取組を推進すべく、次のとおり、再生林の確保など森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの利用を図っていく。

以上

本事業は、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大化のための施設整備等川上から川下までの取組を総合的に支援することを目的とするものであり、森林・林業基本計画に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、国から交付される補助金について、各事業者等に対して交付するものであり、その財務事務の執行について問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績は、令和3年度から繰り越された木質バイオマス供給施設：貯木場（西栗倉村）、令和4年度の実施事業として林業機械の導入（2事業者）、先進的モデル提案（真庭市・新見市）に対して補助金が交付されており、当初予定されていた予算（1420万円）のうち、86%にあたる1225万円を交付していることが認められる（なお、令和3年度からの繰り越しの交付金は2862万3000円である。）。

また、本事業の成果については、計画作成時に設定した目標値に対する実績値の達成率により効果測定を行っており、事業成果の検証がなされていることが確認できた。

このように、本事業について事業実績が認められるうえに、成果の検証がなされていることを考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

28 県産材需要拡大総合対策事業

(1) 木づかい提案・実証事業

【概要】		担当部署	林政課
事業目的	人口減少に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれるなか全国知事会の国産木材活用P Tの取組とも連動し、非住宅建築物の木造化等の推進や民間事業者等における国産木材の利用拡大に向けて、市町村、民間事業者等による県産材（C L Tを含む）を活用した普及性や先駆性が高い中大規模木造建築物等の整備への取組を支援し、そのノウハウを蓄積し、広く公表することで建築物等への県産材の需要拡大を図ること。		
事業内容	1 中大規模木造建築物等における提案・実証 木造建築物等の整備に県産材を使用する場合に必要な経費の一部を支援する。 2 審査会の開催 事業計画の審査・選定に当たって、木材・建築等関係団体や学識経験者等で構成する審査会を開催する。		
法令・条例・要綱等	・ 県産材利用促進条例 ・ 県産材利用促進指針		
主な財源	おかやま森づくり県民税		
令和4年度予算	3185 万円	令和4年度決算 (執行率)	1761 万 9000 円 (55%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 県産材利用促進条例は、岡山県は基本理念にのっとり、県産材の利用の促進に関する総合的な施策を策定して実施するものとする」と規定し（同条例第4条）、条例に基づき策定した県産材利用促進指針は、下記のとおり規定している。

記

(1) 非住宅建築物への利用促進

広く県民に対して、木と触れあい木の良さを実感する機会を幅広く提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共建築物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）のほか、展示効果や中大規模建築物などの先駆性、普及性の高い民間の建築物において木造化、木質化を進め、森林認証材など県産材の利用を促進する。

(4) C L T等の普及促進

中高層建築物等への新たな需要が期待される県内で製造されたC L Tや木質耐火部材等の普及を図るため、公共建築物や展示効果の高い施設等での利用を促進するものとする。

以上

本事業は、非住宅建築物の木造化等の推進や民間事業者等における県産材の利用拡大に向けて、市町村、民間事業者等による県産材（C L Tを含む）を活用した普及性や先駆性が高い中規模木造建築物等の整備への取組を支援し、そのノウハウを蓄積し、広く公表することで建築物の県産材への需要拡大を図ることを目的とするものであり、県産材利用促進条例及び県産材利用促進指針に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、要綱に基づき補助金を交付することを内容とするものであり、その財務事務の執行について問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績として、県産材を使用した中大規模建築物（延床概ね500㎡以上又は階数3以上）の整備に対する支援が5件実施され、1761万9000円の補助金が交付されていることを確認した。

このように、本事業に基づく補助金の交付により、県産材の利用が促進されていることが認められる。

なお、令和4年度の補助金活用の実績は、当初予定されていた予算（3185万円）の約55%であったところ、本事業の推進に当たっては、県の出先事務所や関係団体、市町村等への周知に加え、各種会議等も含めて様々な機会を通じてPRがなされており、令和4年度には岡山県建築士会や住宅メーカーなどと木材利用促進に関する協定を締結し、意見交換や情報交換などにより事業の広報を一層強化したが、4年度はウッドショックの影響や資材価格の高騰などから建築物の着工に影響が出るとともに、1件当たりの助成額が小規模であったことから、執行率が低くなったものであるとのことである。

なお、広報強化の効果は翌年度以降に現れるとともに、事業内容の拡充により推進を図った結果、5年度では予算額を超える要望があり執行しているとのことである。

このように、本事業に基づく補助金について、PRがなされたうえに、活用が進んでいることが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 県産材利用促進対策事業

【概要】		担当部署	林政課
事業目的	県内の人工林資源は本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源の循環利用に向けて、木材の特性やその利用の促進の意義について理解の醸成を効果的に図ることが重要となっている。このことから、展示効果の高い県施設への県産材を利用した木製品の導入等や展示会、木工教室、広報媒体を利用したPRを行うとともに公共建築物等のPR効果の高い施設の県産材による木造化、木質化及び木製品導入を積極的に推進し、県民等が直接、県産材に触れ合う機会を通じて、エンドユーザーや都市住民等に県産材の利用促進を図ること。		
事業内容	1 県産材利用促進PR事業 県産材をPRする目的で、エンドユーザーや都市住民等を対象とした展示会、木工教室、広報媒体を利用したPR等の取組を支援する。 2 県産材利用促進対策事業 (1) 設計支援 公共施設等展示効果の高い建築物の木造化に一定量以上の県産の森林認証材を使用する設計をした場合に必要経費の一部を助成する。 (2) 木造化支援 公共施設等展示効果の高い建築物の木造化に一定量以上の県産の森林認証材を使用する場合に必要な経費の一部を助成する。 (3) 木質化支援 公共施設等展示効果の高い建築物の内外装（床・壁・天井等）であって、来訪者から見える部分に一定量以上の県産の森林認証材を使用する場合に必要な経費の一部を助成する。 (4) 木製品導入支援 公共施設等展示効果の高い建築物等において、テーブルや椅子等の県産の森林認証材を使用した木製品を導入する場合に必要な経費の一部を助成する。		
法令・条例・要綱等	・県産材利用促進条例 ・県産材利用促進指針		
主な財源	おかやま森づくり県民税		
令和4年度予算	5298 万円	令和4年度決算 (執行率)	5209 万 3000 円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 県産材利用促進指針は、下記のとおり規定している。

記

(2) 木造住宅等の普及促進

住宅等建築物の建築材料としての利用が、県産材需要の大半を占めていることから、木造住宅の普及と森林認証材、品質・性能に優れた県産乾燥材の積極的な利用を促進するものとする。また、県産材の利用相談に応じられる人材の育成や、県産材が消費者に届くまでのサプライチェーンの構築を促進するものとする。

(5) 県民等への普及・PR

県産材の利用の促進が、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することにより、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に資すること等を関係団体等と連携し、普及・PRするものとする。

以上

本事業は、展示効果の高い県施設への県産材を利用した木製品の導入等や展示会、木工教室、広報媒体を利用したPRを行うとともに公共建築物等のPR効果の高い施設の県産材による木造化、木質化及び木製品導入を積極的に推進し、県民等が直接、県産材に触れ合う機会を通じて、エンドユーザーや都市住民等に県産材の利用促進を図ることを目的とするものであり、県産材利用促進条例及び県産材利用促進指針に基づくものである。

2 また、本事業の財務事務は、要綱に基づき補助金を交付することを内容とするものであり、その財務事務の執行について問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績として、公共建築物等展示効果の高い施設の木造化に対する支援が3件、木質化に対する支援が14件、木製品導入に対する支援が54件及び設計に対する支援が3件（合計74件）実施され、5209万3000円の補助金が交付されていることを確認した。なお、令和2年度の実績は53件、令和3年度の実績は62件であって、本事業に基づく補助金の交付実績は増加していることが認められる。

このように、本事業に基づく補助金の交付により、県産材の利用が促進されていることが認められるうえに、予算の執行率も約98%であって、補助金が十分に活用されているといえ、これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) おかやまの木で家づくり支援事業

【概要】		担当部署	林政課
事業目的	豊かな岡山の森林を造成し、森林資源を有効活用するためには、適正な森林の管理・保全とともに、そこから生産される県産材の需要拡大が重要な課題となっている。 そこで、県産材需要の大半を占める住宅建築において、木造住宅の普及と品質・性能に優れた県産乾燥材の利用を促進すること。		
事業内容	県産森林認証材等を使用して県内で新築される木造住宅に対し、材料費の一部を支援する。		
法令・条例・要綱等	・ 県産材利用促進条例 ・ 県産材利用促進指針		
主な財源	おかやま森づくり県民税		
令和4年度予算	9320 万円	令和4年度決算 (執行率)	8421 万円 (90%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 前記のとおり、県産材利用促進指針は、「(2)木造住宅等の普及促進」として、木造住宅の普及と森林認証材、品質・性能に優れた県産乾燥材の積極的な利用を促進するものとする」と規定している。
- 本事業は、県産材需要の大半を占める住宅建築において、木造住宅の普及と品質・性能に優れた県産乾燥材の利用を促進することを目的とするものであり、県産材利用促進条例及び県産材利用促進指針に基づくものである。
- 2 また、本事業の財務事務は、要綱に基づき補助金を交付することを内容とするものであり、その財務事務の執行について問題となる点は認められなかった。
- これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績として、398戸の木造住宅に対し、7901万円の補助金が交付されたことを確認した。なお、令和2年度の実績は394戸、令和3年度の実績は400戸に対し補助金が交付されている。

この点、近年の補助金交付件数は横ばいであるものの、本事業が開始された平成14年度の木造建築率は48.6%（全国平均は43.8%）であったものが、令和4年度の木造建築率は61.5%（全国平均は55.6%）であって、木造建築

率が増加しており、その水準は全国平均を上回っていることが認められる。

このように、本事業に基づく補助金の交付により、木造建築が進み、県産乾燥材の利用を促進されていることが認められるうえに、予算の執行率も約90%であって、補助金が十分に活用されているといえる。

このように、本事業について事業実績が認められるうえに、補助金が十分に活用されていることを考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

29 持続的林業確立対策事業

【概要】		担当部署	治山課
事業目的	戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用しつつ、森林・林業の持続的な発展と公益的機能の発揮を図ることが重要となっている。 このため、地域の創意工夫を生かし、木材の安定供給を図るための条件整備や木材利用の拡大・促進、木材産業の体制整備等川上から川下までの連携による総合的な取組を支援することにより、カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現につなげること。		
事業内容	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある経営体や同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備を重点的に支援する。		
法令・条例・要綱等	・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱		
主な財源	国庫		
令和4年度予算	1億9000万円	令和4年度決算 (執行率)	4225万7000円 (22%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 林野庁が推進する森林・林業・木材産業グリーン成長対策は、「カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、「新しい林業」経営モデルの構築、路網の整備、間伐や再造林、木材加工流通施設の整備、「林業イノベーション」の推進、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、国民運動の展開等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。」と規定し、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」は「戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用を推進するとともに、森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。このため、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実

現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組に対して支援を行う。」と規定している（同要綱第2）。

本事業は、上記の、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策及び森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、国から交付される補助金について、各事業者等に対して交付するものであり、その財務事務の執行について問題となる点は認められなかった。これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の令和4年度の実績として、4225万7000円の補助金が交付されていることを確認した。

このように、本事業に基づく補助金の交付により、県産材の利用が促進されていることが認められる。

なお、本事業の令和4年度の補助金活用の実績は、当初予定されていた予算（1億9000万円）の約22%に留まっていたことから、事情を確認したところ、「県としては必要額を予算化しているものの、当該事業の財源は全額国費であり、その採択について県が関与できるものではないため、国からの予算配分によって執行率が低位となることがある。」との説明を受けた。

本事業の補助金の原資が国費であるため、執行率を向上させるため、国に対する予算の要求額を減額することは、却って岡山県に利益とはいえないため、本事業のように国費を原資とする補助金については、執行率が低廉となることもやむを得ないと考える。

このように、本事業に基づく補助金について、執行率が低いこと考慮しても、一定の事業成果が認められることに鑑み、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

30 農林水産総合センター連携促進事業費

(1) 6次産業化支援事業

【概要】		担当部署	農林水産総合センター
事業目的	農山漁村には農林水産物をはじめとする優れた地域資源が豊富に存在している。 そこで、1次産業の担い手である農林漁業者等が2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、地域資源の価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化や農商工連携、地産地消等の取組を支援し、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村の活性化を図ること。		
事業内容	1 農山漁村振興交付金 (1) 農山漁村発イノベーション推進支援事業 (2) 農山漁村発イノベーションサポート事業 (3) 農山漁村発イノベーション等整備事業 2 地域食品産業連携プロジェクト推進事業		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産業の6次産業化推進戦略（改訂）		
主な財源	国庫		
令和4年度予算	2311万円	令和4年度決算 (執行率)	823万9000円 (35%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 生き生きプランは、「儲かる農林水産業加速化プログラム」の推進施策として、「6次産業化と農商工連携の推進」を掲げ「人材育成研修会の開催や経営改善を目指す事業者への専門家派遣、県内外の販路開拓への支援などを通じて、農林漁業者自らが生産・加工・販売等を行う6次産業化や農商工連携を推進し、生産者の所得向上と雇用創出を図ります。」と定めている。

生き生きプランを受け、推進戦略では下記のとおり、具体的な施策を明らかにしている。

記

IV 6次産業化を推進する施策

6次産業化に取り組もうとする意欲ある農林漁業者等の経営規模や方針、目標とする形態等の取組段階に沿った幅広く、きめ細かい相談対応や事業化に向けた専門的な個別指導の実施に加え、魅力ある商品開発や加工技術の習得等6次産業化に取り組む初期段階への支援を強化するとともに、県段階及び地域段階での支援体制の整備を図り、次のような事業を活用し6次産業化を推進します。

2 農山漁村振興交付金

(1) 農山漁村発イノベーション推進支援事業

新商品開発・販路開拓等の取組を支援します。

(2) 農山漁村発イノベーションサポート事業

①農山漁村発イノベーション中央サポート事業

都道府県段階で不足する専門的な人材やサプライチェーン全体を見渡せるエグゼクティブプランナーを派遣します。

②農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

岡山県農山漁村発イノベーションサポートセンターを設置し、農林漁業者等からの相談対応を行うとともに、経営改善・発展を目指す支援対象者等を対象に、経営改善戦略の策定と実行に向けて、地域プランナーによる新商品開発、販路開拓等に関するアドバイス等により支援します。また、岡山県6次産業化推進協議会を組織し、6次産業化を推進するための戦略（県戦略）を策定（更新を含む）するとともに、戦略に基づき人材育成研修会等を開催します。

(3) 農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。

3 地域食品産業連携プロジェクト推進事業

地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるように、地域の食品産業を中心としたプラットフォームを形成し、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した新たなビジネスモデルの創出を支援します。

以上

本事業は、生き生きプラン及び6次産業化推進戦略に基づいて、6次産業化や農

商工連携、地産地消等の取組を支援することで、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村の活性化を図ることを目的とする事業であり、生き生きプラン及び6次産業化推進戦略に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、農山漁村振興交付金の農山漁村発イノベーションサポート事業は、公募型プロポーザル方式によって委託先が選定されており、特段問題となる点は認められなかった。

このように、本事業の財務事務の合规性に関して、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業の詳細は、下記のとおりである。

記

1 農山漁村振興交付金

(1) 農山漁村発イノベーション推進支援事業

2次・3次産業と連携した加工・直売に係る商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発等を支援する。

(2) 農山漁村発イノベーションサポート事業

＜サポートセンター事業＞

県段階にサポートセンターを配置し、専門家の派遣等により農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等を支援する。

＜推進体制整備事業＞

農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成を図る。

(3) 農山漁村発イノベーション等整備事業

六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援する。

2 地域食品産業連携プロジェクト推進事業

地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画した地域食品産業連携プロジェクト（LFP）を構築し、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルの創出を支援する。

以上

監査の過程において、補助金の交付実績及びその他の事業の実績を確認したところ、令和4年度の本事業の実績は下記のとおりであった。

記

(1) 農山漁村発イノベーションサポート事業

- ・農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業として425万3000円を委託（委託先2件：岡山県商工会連合会、一般社団法人岡山県農業開発研究所）
- ・岡山県農山漁村発イノベーションサポートセンターを設置し、経営改善意欲のある6次化事業者（5事業者）を対象に専門家派遣を延べ27回、食品衛生や加工に関する研修会を4回実施。

<事業成果>

- ・農山漁村発イノベーションの取組を推進することにより、農林水産物の付加価値の向上による所得が向上します。サポートセンター設置に係る事業の成果目標は支援対象者等の数および地域プランナーの派遣回数としており、地域委員会で検証しました。人材育成研修会の開催に係る成果目標は、農業経営体の農産加工品の販売金額としており、農林水産省「6次産業化総合調査」の結果に基づき算出し、検証しました。

(2) 農山漁村発イノベーション推進支援事業

- ・農山漁村発イノベーション推進支援事業として398万6000円を交付（事業実施主体1件に交付）
- ・推進支援事業としてコケ原糸体培養及びコケの生産体制を整えとともに、コケ商品の試作及び製品生産販売を行い、ビジネスモデルの構築に取り組んだ。

<事業成果>

- ・耕作放棄地を低減し、農地の新たな選択肢を提供することで、農家収益が増加します。成果指標は売上高や関係農事組合法人の収益向上としています。

以上

以上のとおり、令和4年度の本事業の実績があり、一定の事業成果があがっていることが認められる。

なお、本事業の目標件数5件は、事務委託したイノベーションサポート事業の経営改善支援対象者数であり、令和4年度は5事業者に対し、延べ27回のプランナー派遣が実施されており、その成果については、国の実施要領に基づき、支援対象者から財務状況を提出させ、委員会で検証し国に報告されている。

もっとも、補助事業については、目標は設定されておらず、補助事業の対象とされたのは、イノベーション推進支援事業の1件のみであって、予算の執行率は3

5%に留まっている。

このように、本事業に係る補助金をさらに活用すべく、改善の余地が認められることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2－8】本事業の補助金の更なる活用を促す施策について検討すべきである。

前記のとおり、令和4年度の補助対象とされたのは1件であり、予算の執行率は35%に留まっている。

本事業の目的に鑑みると、補助金は積極的に活用されるべきであると思われることから、本事業の補助金の更なる活用を促すことを検討すべきと考える。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

既に指摘した点を除いて、本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

(2) 産学連携推進事業

【概要】		担当部署	農林水産総合センター
事業目的	大学、国等の公的試験研究機関や産業界等との協働を強化し、相互の持つ技術や経験等の活用による共同研究を推進するとともに、農林水産総合センターの活動のPRや研究成果の普及等を包括的に推進すること。		
事業内容	1 外部知見活用型・産学官連携研究事業 農林水産分野での試験研究において、大学や企業等の持つ専門的知識やノウハウと農林水産総合センターのそれぞれの研究所が有する技術や経験を活用し、産学官連携による共同研究を積極的に進めることにより、新たな品種や栽培技術、商品の開発等を図り、本県農林水産業の発展につなげる。 2 産学官連携の推進 農業とその関連分野に係る連携を強化し、地域農業の課題を協働して解決するため、産学官連携推進協議会の取組を一層推進する。 また、セミナーの開催や広報イベントへの参加等により農林水産総合センターの活動内容や成果を広く普及し、本県農林水産業の振興に資する。		
法令・条例・要綱等	・農業とその関連分野に係る産学官連携推進協議会設置要領 ・外部知見活用型・産学官連携研究事業実施要綱		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	515万円	令和4年度決算 (執行率)	515万円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A ☒ B C D】

- 1 岡山県は、岡山大学、岡山県農業協同組合中央会及び農林水産省中四国農政局との間で、農業とその関連分野における各種施策情報、人材、設備、知識、技術等、それぞれの有する人的・物的資源の有効活用を図り、高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、環境保全や地球温暖化への取組など、農業が掲げる様々な課題に対処し、農山漁村の活性化と岡山県農業の持続的発展を図ることを目的として、農業と

その関連分野に係る包括提携協定を締結している。

本事業は、上記の協定に基づいて、大学、国等の公的試験研究機関や産業界等との協働を強化し、相互の持つ技術や経験等の活用による共同研究を推進するとともに、農林水産総合センターの活動のPRや研究成果の普及等を包括的に推進することを目的とする事業であり上記の協定の目的に合致するものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、外部知見活用型・産学官連携研究事業は、随意契約によって委託されていること（委託先：岡山大学、委託料：40万7000円）を確認した。

この点、上記の委託契約の委託料は100万円未満であること及び委託先は学術機関である岡山大学であって合理性が認められることから、随意契約について特段問題となる点は認められない。

このように、本事業の財務事務の合规性に関して、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、本事業の令和4年度の実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

1 外部知見活用型・産学官連携研究事業

令和4年度は、4件の研究課題に取り組みました。また、令和3年度の実績及び令和5年度要望の研究についての外部評価会を1回実施しました。

2 農業とその関連分野に係る包括連携協定に関する活動

協議会・幹事会を各1回、岡大の講義や現地研修の受入れ及び講師派遣を6件実施しました。

また、各事業で実施の岡山大学との共同研究4件、岡山大学と協働で開催したセミナー等9件について調整や開催に向けた支援を行いました。

3 夏の体験学習事業

各研究所、農業大学校で計7回実施し、小・中・高校生及び保護者の延べ108人が参加しました。

以上

なお、本事業の成果について、外部知見活用型・産学官連携研究については外部評価会によって普及性、費用対効果等を評価するとともに、研修会における紹介、

県HPへの掲載等により、技術の普及を図っていること、包括連携協定に関する活動については、共同研究数、協働で実施した研修、講義等の回数を成果としていること及び体験研修では農林水産業や研究への理解が深まったかを参加者へのアンケートを実施し研修の効果を把握していることをそれぞれ確認した。

このように、本事業について、目的に沿った事業の実施がなされており、事業の成果について外部評価会における評価やアンケートの実施によって検証されている。

以上のとおり、本事業の有効性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性の評価について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) 6次産業化による地域ビジネス創出支援事業

【概要】	担当部署	農林水産総合センター
事業目的	近年、企業からの6次化相談が増える傾向にあるが、相談内容が多岐にわたり、課題解決に向けたヒントにつながる他の事業者等との情報交換会や連携が求められている。 また、新たな地域ビジネスを創出するため、将来の地域農業の担い手となる農業大学校生に対して、6次産業化関連講座の開講等により、新たなアグリビジネス創出による地域活性化を図ること。	
事業内容	1 6次産業化の取組支援 (1) おかやま6次化ふえを活用したオープンセミナーの開催 農林漁業者等や支援機関を対象とした最新テーマ（機能性、ワイン等）のセミナー・情報交換会・視察研修等や自家栽培ぶどうによりワインの生産販売に取り組む事業者とバイヤー、飲食店、ソムリエ等との交流会を開催する。 (2) 先進的な地域ビジネスの取組紹介 講演会、セミナー、視察研修等の開催 2 農業大学校での6次産業化関連講座の開講 (1) 6次化起業論Ⅰ（1年生対象） 特産物を活かした6次化商品の取組を知ること、ビジネスとしての6次産業化を理解するとともに、食品加工を体験する。 (2) 6次化起業論Ⅱ（2年生対象） 商品開発等の演習を通じて、商品開発手法、マーケティング等について、習得を目指す。	
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産業の6次産業化推進戦略（改訂）	
主な財源	一般財源	
令和4年度予算	198万9000円	令和4年度決算 (執行率) 197万4063円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 6次産業化推進戦略は、下記のとおり、6次産業化推進のための具体的な施策を明らかにしている。

記

(1) 人材の育成・確保

- ① 6次産業化に取り組もうとする意欲ある農林漁業者等に対する人材育成研修会の開催や各種セミナー等の活用により、経営感覚を有する人材の育成を進めていきます。
- ② 専門家等の指導・助言や他産業との連携により、加工技術や販売力など必要とする知識、能力を補完していきます。
- ③ 県農業大学校における入門教育を実践していきます。

前記のとおり、生き活きプランは、「儲かる農林水産業加速化プログラム」の推進施策として、「6次産業化と農商工連携の推進」を掲げ「人材育成研修会の開催や経営改善を目指す事業者への専門家派遣、県内外の販路開拓への支援などを通じて、農林漁業者自らが生産・加工・販売等を行う6次産業化や農商工連携を推進し、生産者の所得向上と雇用創出を図ります。」と定め、数値目標として「農業経営体の農産加工品の販売金額」を設定するとともに、6次産業化推進戦略（改訂）」は前項に記載したとおり、人材の育成・確保に関する事業を掲げている。

本事業は、生き活きプラン及び6次産業化推進戦略に基づいて、他の事業者等との情報交換会や連携を図るとともに、農業大学校生に対して、6次産業化関連講座の開講等により、新たなアグリビジネス創出による地域活性化を図ることを目的とする事業である。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、先進的な地域ビジネスの取組紹介事業は、随意契約によって委託されていること（委託先：一般社団法人岡山県農業開発研究所、委託料：76万4000円）を確認した。

なお、業者選定理由は、「岡山県6次産業化グループ協議会は、6次化商品の開発・流通販売のための知識習得や6次化商品の共同でのPRと販路開拓による岡山県6次化商品としてのブランド化を図ることを目的として60会員で組織されており、（一社）岡山県農業開発研究所は、その事務局であるとともに、県産農産物の加工品開発・商品化技術の研究・指導の拠点となっていることから、本事業の目的の達成のために適切な事業を実施・展開できるものは（一社）岡山県農業開発研究所しかない。」とされている。

この点、上記の業者選定理由は、些か他の業者の検討が十分ではないとも思われ

るものの委託契約の委託料は100万円未満であることから、随意契約について特段問題となる点は認められないと判断した。

このように、本事業の財務事務の合规性に関して、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

監査の過程において、本事業の令和4年度の実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

1 6次産業化の取組支援

農業開発研究所に委託し、農林漁業者や支援機関等を対象とした先進的な地域ビジネスの取組を紹介する講演会や情報交換会等を開催。

また、県主催の研修会1回、情報交換会1回を開催。

2 農業大学校での6次産業化関連講座の開講

農業開発研究所に委託し6次産業化の理解を深めるための6次化起業論ⅠⅡを開講。

以上

なお、本事業の成果について、6次産業化の取組支援事業は、農業経営体の農産加工品の販売金額について、農林水産省「6次産業化総合調査」の結果に基づき算出し、岡山県6次産業化推進協議会で検証していること及び農業大学校での6次産業化関連講座の開講は、講座終了後に受講生にテスト及びレポートを実施し、6次産業化の知識習得の効果を計っていることをそれぞれ確認した。

また、おかやま6次化ふえを活用したオープンセミナーは、令和5年1月23日におかやまワインカフェとして開催されている。

このように、本事業が鋭意実施されていることが認められるものの、本事業の定量的な効果については、不明であった。

以上のとおり、本事業の有効性について、改善の余地があると思われることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見２－９】おかやま６次化ふえを活用したオープンセミナーを積極的に開催するとともに定量的な成果指標を盛り込むことを検討すべきである。

おかやま６次化ふえを活用したオープンセミナーは、事業者とバイヤー、飲食店、ソムリエ等との交流会を開催することを内容とする事業であり、６次産業化を進めるうえで有効な事業と思われる。

もっと、本事業が生き活きプランの定める県産農産物の首都圏販売金額及び輸出金額に貢献していることを明らかにすべく、上記の指標に関連した定量的な指標を設定することを検討すべきと考える。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をＢとした。

(4) 岡山農林水産物知的財産総合支援事業

【概要】		担当部署	農林水産総合センター
事業目的	岡山県を代表する白桃やぶどう等の農林水産物は、県や県内農業者の長年にわたる品種改良や技術開発により、全国に誇れる高品質なブランドとして定着している。 国内においては人口減少に伴い市場の縮小が想定される一方、環太平洋パートナーシップ（TPP）やEUとの経済連携協定（EPA）の締結等、海外に農産物を輸出する環境が整いつつあり、本県でも農産物の海外輸出を積極的に支援している。 そこで、国内はもとより世界に通じる「岡山ブランド」の確立を目指し、県や県内農林水産業者において育成された新品種や開発された新技術、ブランド商品名といった知的財産の保護・活用を積極的に進めること。		
事業内容	1 知的財産マーケティング等推進事業 2 「岡山ブランド」農産物の知的財産海外推進事業		
法令・条例・要綱等	・農林水産プラン		
主な財源	一般財源		
令和4年度予算	624万7000円	令和4年度決算 (執行率)	624万7000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 前記のとおり、生き生きプランは、「儲かる農林水産業加速化プログラム」の推進施策として、「海外でのブランド確立による輸出拡大」を掲げている。

また、生き生きプランを受けて、農林水産プランは、下記のとおり、具体的な施策を明らかにしている。

記

- ・経済成長著しいアジア地域において、白桃やぶどうを中心に、県産農林水産物のプロモーションを積極的に展開するとともに、急増するインバウンドへの効果的かつ継続的な情報発信に取り組み、世界に通じる「岡山ブランド」の確立を図ります。特に、台湾、香港、シンガポールを重点市場と位置付け、輸出拡大を目指します。

- ・また、米や畜産物、水産物等については、現地ニーズや検疫条件等を踏まえながら、販路開拓を進めます。
- ・木材の消費が増加傾向にある韓国等での展示会・商談会へ出展し市場調査を行うなど、品質・性能に優れたヒノキ製材品等の販路開拓に向けた取組を強化します。

以上

本事業は、国際的な「岡山ブランド」の確立を目指し、その前提として知的財産権の保護等を図ることを目的とする事業であり、生き活きプラン及び農林水産プランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、海外新興市場における知的財産権の侵害事例調査事業は、随意契約によって委託されているところ（委託先：CLS日比谷東京法律事務所、委託料：143万0000円）、業者選定理由は、「上記の業者は、農林水産省生産局種苗課・知的財産課や東京地方裁判所での勤務経験があり、特に種苗法に精通した弁護士である。また、現在、農林水産省の植物品種等海外流出防止緊急対策事業において、JATAFFから海外出願代理人に指定されており、海外における品種登録制度にも詳しい。さらに、昨年度岡山県輸出農産物における海外の知的財産連絡会議幹事会のアドバイザーとして参画し、知的財産事業の方針決定の牽引役となっている。このため、本事業の目的達成のため、適切に事業を実施・遂行できる者が他にいない。」とされている。

この点、本件の業務は、専門性が極めて高いことから、特命随意契約となることもやむを得ないと思われる。

このように、本事業の財務事務の合规性に関して、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A ☒ B C D】

本事業の詳細は、下記のとおりである。

1 知的財産マーケティング等推進事業

(1) 知的財産権専門相談員の設置

知的財産権に精通した専門員を配置し、知財戦略の検討、実績許諾先企業との交渉及び海外等からの特許権侵害等に対する対策の実施等、県が保有する知的財産の積極的な活用や保護を図る。

(2) 知的財産のPR活動

県が保有する知的財産の有効活用を進めるため、セミナー開催や展示会に出展する等、PR活動を強化するとともに、許諾先候補の企業に知的財産の実用化・事業化に向けた提案を行う。

(3) 企業ニーズ掘り起こし活動

上記セミナーや展示会を通じて県有知的財産に関心のある企業をリストアップし、知的財産権専門相談員が中心となって重点的に企業訪問を行うことで、新たな実施許諾先の企業の掘り起こしを行う。

2 「岡山ブランド」農産物の知的財産海外推進事業

(1) 知的財産海外展開推進事業

外部専門家をアドバイザーとした知的財産連絡会議の開催

(2) 権利侵害等防止対策事業

- ・海外市場及び知的財産状況調査（外部委託も含む）
- ・商標出願状況等の監視及び冒認出願への対応（外部委託も含む）
- ・各都道府県との交流・情報共有（農林水産知的財産保護コンソーシアム）
- ・優良品種の海外流出防止に向けた県内生産者等への県育成品種扱いの周知

(3) 知的財産権取得等支援事業

- ・「岡山ブランド」強化のための商標権、GI取得支援
- ・県内農業者等の品種登録支援
- ・知的財産啓発活動（相談対応、研究会の開催及び啓発資料作成）

以上

本事業の令和4年度の実績は、知的財産権専門相談員の相談件数は、知的財産審査会に関すること19件、海外商標の監視に関すること12件、電話での相談を数件であったこと、海外商標の登録1件、出願4件、知財研修会1回開催（32名参加）及びアグリビジネスフェアへ参加であることを確認した。

以上のとおり、本事業について一定の実績が認められることを考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(5) スマート農業加速化実証プロジェクト

【概要】	担当部署	農林水産総合センター
事業目的	農林水産業の担い手不足の解消や大規模化に対応するためには、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の社会的実装を進めることが重要である。このため、農研機構が公募したスマート農業加速化実証プロジェクトに県からも応募し、令和元年度に2か所（中山間地域の水田作）、令和2年度に1か所（露地野菜）がスマート実証農場に採択され、実証コンソーシアムを設立して先進技術の実証及び普及啓発に取り組んできた。 令和元年度、令和2年度採択分は、実証が終了したが、さらに新たな取組についても検討しており、実証コンソーシアムの一員として参画し、技術面から指導、助言に携わるとともに、得られた成果の普及推進により、県内農業の発展に資すること。	
事業内容	1 スマート実証農場の検討状況 スマート実証農場は、農業者、農業機械メーカー、市町村、県等で実証コンソーシアムを構成して実証に取り組んでおり、令和3年度も新たに農研機構の公募への応募を検討している。 2 県の役割 農林水産総合センター及び普及指導センター等は、進行管理役と共同実証機関として実証コンソーシアムに参画し、研究の進行管理、農研機構との連絡調整、実証データの取り纏め、得られた成果のPR等の業務を受け持つ。 3 経費配分 県は、各実証コンソーシアムの代表機関（実証管理運営機関）から必要な経費（旅費、需用費等）について、配分を受けて活動する。	
法令・条例・要綱等	スマート農業の総合推進対策交付等要綱	
主な財源	国庫	
令和4年度予算	492万5000円	令和4年度決算（執行率） 492万5000円（100%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 国が定めるみどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業費補助金等のうちスマート農業の総合推進対策交付等要綱は、農業の担い手の減少・高齢化に伴う人手不足が深刻化し、産地の生産基盤がぜい弱化している中、農業・農村を持続的に維持・発展させていくためには、ロボット・AI・IoT・ドローン等の先端技術を活用した「スマート農業」の実現により、省力化や生産性の向上、高品質な農産物生産を図っていくことが必要であることを明らかにし（第1）、生き生きプランは、重点施策として、「生産性の高い農業の推進」として、「市町村や農業団体等と連携し、ロボットやAI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業の実証などに取り組み、最適な技術体系を確立するとともに、必要な新技術の普及により、農業の超省力化や高品質生産等の実現を図ります。また、ハイブリッド産地の育成を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による規模拡大の推進などにより、生産性の高い経営体の育成を進めます。」として、スマート農業の推進に取り組むことを明らかにしている。

本事業は、岡山県が実証コンソーシアムの一員として参画し、技術面から指導、助言に携わるとともに、得られた成果の普及推進により、県内農業の発展に資することを目的とする事業であり、スマート農業の総合推進対策交付等要綱及び生き生きプランに基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務は、国の令和3年度補正予算であるスマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち、戦略的スマート農業技術等の開発・改良に応募し採択され、国との委託契約に基づいて執行されており、特段問題となる点は認められなかった。

このように、本事業の財務事務の合规性に関して、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の令和4年度の実績は、学会発表（農業研究所2、協力1）、研究概要PRリーフレット1000部作成、農林水産総合センターが主催する有識者を交えた検討会の開催3回であった。

なお、本事業の成果について、本事業の事業期間は令和4年度から6年度で、委託契約元に単年ごとに技術開発状況を報告するものの、開発中の技術は秘匿されており、令和7年度市販化されることが事業の成果となることを確認した。

このように、本事業の性質上、事業成果の公表は差し控えられているものの、令和4年度の活動実績が認められることから、本事業の有効性について問題となる点

はないと判断し、その評価をBとした。

【事業の効率性 A ☐ B ☐ C ☐ D ☐

本事業の有効性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(6) おかやま農林水産DX推進事業

【概要】		担当部署	農林水産総合センター
事業目的	農林水産業従事者の減少や高齢化の進展により、生産性の向上や省力化・軽労化の推進、熟練技術の伝承等が課題となっている。 また、新型コロナウイルスの感染拡大により、流通市場の変容が進んでおり、非接触型・非対面型のeコマース（電子商取引）等への対応が急がれている。 このような状況のなか、デジタル技術を活用した高品質・省力栽培技術に関する研究や6次化商品の販路開拓、デジタルデータを営農や販路開拓に活用できる人材育成等の取組を総合的に推進すること。		
事業内容	1 DX技術開発事業 2 6次産業化DX活用推進事業 3 デジタル人材育成事業		
法令・条例・要綱等	・生き生きプラン ・農林水産プラン		
主な財源	国庫（576万2000円）、一般財源（1001万円）		
令和4年度予算	1577万2000円	令和4年度決算 (執行率)	1530万558円 (97%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 生き生きプランは、前記のとおり、重点施策として、「生産性の高い農業の推進」として、「市町村や農業団体等と連携し、ロボットやAI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業の実証などに取り組み、最適な技術体系を確立するとともに、必要な新技術の普及により、農業の超省力化や高品質生産等の実現を図ります。また、ハイブリッド産地の育成を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による規模拡大の推進などにより、生産性の高い経営体の育成を進めます。」として、農業のDX推進に取り組むことを明らかにしている。
- 生き生きプランを受け、農林水産プランは下記のとおり、具体的な施策を明らかにしている。

記

(5) 先進技術の研究開発

現状と課題

- ・ 本県農林水産物の商品価値をさらに高めてブランド化を推進するため、新品種育成や新技術等の開発をさらに加速することが求められています。
- ・ また、生産者が減少する中、高品質な県産農産物の生産を維持していくためには、栽培技術の確実な伝承や、より一層の省力化・低コスト化が必要となっています。

施策の展開方向

- ・ 消費者等の多様化するニーズに的確に対応するため、岡山の強みを生かした新品種育成や高品質安定生産に必要な新技術等の開発を進めるとともに、その成果物の知的財産の権利化や活用を推進します。
- ・ 地域や産地で育まれた技術を次世代に継承するため、ICT（情報通信技術）等を活用し、栽培技術のデータ化、情報の蓄積に取り組みます。
- ・ 先端技術を活用したスマート農業の実証などに取り組み、最適な技術体系を確立するとともに、必要な新技術の普及により、農業の超省力化や高品質生産等の実現を図ります。

以上

本事業は、生き活きプラン及び農林水産プランに基づいて、デジタル技術を活用した高品質・省力栽培技術に関する研究や6次化商品の販路開拓、デジタルデータを営農や販路開拓に活用できる人材育成等の取組を総合的に推進することを目的とする事業であり、生き活きプラン及び6次産業化推進戦略に基づくものである。

- 2 また、本事業の財務事務のうち、温暖化対策等研究強化事業、岡山県スマート農業技術等開発支援事業、6次産業化DX活用推進事業及びデジタル人材育成事業は委託されている。

まず、温暖化対策等研究強化事業において、気候変動に対応した水稻品種の選定に係る現地試験業務が随意契約によって委託されており（委託先：農事組合法人平営農組合等、委託金額10万9428円）、業者選定の理由は「作業の管理が的確で、委託場所も適し、本調査に理解の得られるものを選定した」とされていた。かかる随意契約は、契約金額が100万円未満であって、特に問題となる点は認められなかった。

次に、6次産業化DX活用推進事業は、プロポーザル方式（技術提案型）による随意契約とされており（委託金額：897万6000円）、委託の手続きに問題と

なる点は認められなかった。

このように、本事業の財務事務の合規性に関して、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の詳細は、下記のとおりである。

記

1 DX技術開発事業

(1) 温暖化対策等研究強化事業

岡山県農林水産業温暖化対策研究チームの取組に加え、限られた資源を有効に活用するため、試験研究分野においてデジタル技術を活用し、温暖化等気象変動に対応した新品種の育成や選定、高品質安定生産技術の開発を行う。

(2) スマート農業技術等開発支援事業

プラットフォーム活動により立ち上げたコンソーシアムが行う共同研究を円滑に実施するため、必要となる現地調査や研究機材等の導入を支援する。

2 6次産業化DX活用推進事業

(1) DX活用スタート応援事業

デジタル技術を活かした6次産業化を推進するため、専門的な知識を有する「6次化DXアドバイザー」を設置しオンライン相談等を行うとともに、DXの取組意欲がある事業者を対象としたDX活用マーケティング講座等を開催する。

(2) DX販売促進支援事業

ネット販売等の取組を始めた事業者を公募し、個々の課題解決に向けて、専門家からのアドバイスを行う「ECサイト活用支援」やバイヤーとのマッチングを行う「オンライン商談支援」等を行う。

(3) DXマーケティング実践モデル事業

DXを活用した経営展開を実践し、更なる所得向上等を目指す事業者を公募し、デジタルマーケティングによる顧客ニーズ等の調査・分析やそれに基づく商品改良、新たな販売手法の導入等を支援し、岡山県の6次産業化のトップランナーを育成する。

3 デジタル人材育成事業

従来のプラットフォーム会員企業とのマッチングに関する取組に加え、会員企業や関係機関のDXに関する知見も活用して、人材育成も実施し、プラットフォーム活動の充実を図る。

具体的には、企業が持つ得意分野や現場のニーズについて情報交換を図るとともに、大学などが持つ先進的な知見も活用し、新たなコンソーシアムの構築をプロデュースする。

併せて、デジタルデータを分析し、その結果を農業経営における生産性向上に活用する等デジタル技術やデータを活用できる農林漁業者を育成する。

以上

本事業の令和4年度の実績は、温暖化対策等研究強化事業において、8件の研究を実施、スマート農業技術等開発支援事業において、共同研究1件、デジタル人材育成事業において、研修会4回、情報交換会2回を実施、6次産業化DX活用推進事業では、専門的知識を有する6次化DXアドバイザーによる相談対応、入門講座の開催、情報発信の改善指導やオンライン商談支援、デジタルマーケティング等の活用支援等を実施であった。

また、事業成果について、温暖化対策等研究強化事業では、岡山県農林水産業温暖化対策研究チーム会議により研究成果を検討し、その結果普及しうる技術をHPにおいて公開していること、デジタル人材育成事業では、研修会受講者やプラットフォーム会員にアンケートを実施し活動の効果を計っていること、スマート農業技術等開発支援事業では、生産者が普及の可能性があると判断できる商品や技術が出来た件数により効果を測定していること、6次産業化DX活用推進事業では、支援を行った事業者が設定した売上等の目標達成状況を調査したこと、入門講座については、アンケートにより理解度を調査したこと、農業経営体の農産加工品の販売金額は、農林水産省「6次産業化総合調査」の結果に基づき算出し、岡山県6次産業化推進協議会で検証していることをそれぞれ確認した。

このように、本事業について、一定の実績が認められ、事業の成果指標が用いられるとともに、検証のための資料としてアンケートが実施されており、有効性は認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A ☒ B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

第5章 結語

- 1 総論において述べたとおり、岡山県には27の市町村が存在するが、中山間地域には、そのうち81.5%の22の市町村が存在し、岡山県の人口の17.7%にあたる33万5020人が居住しており、岡山県の中山間地域の面積は5383.52平方キロメートルであって、岡山県全体の75.7%を占める。

なお、岡山県全域の高齢化率は30.7%であるが、中山間地域の高齢化率は、より高い40.1%となっている。

このように、岡山県の中山間地域は、人口比、面積比においても岡山県の重要な構成要素であり、中山間地域の活性化は、岡山県の経済の活性化にも直結するといっても過言ではない。

- 2 本監査においては、中山間地域の活性化における岡山県の取組を監査する趣旨で、「持続可能な中山間地域等形成プログラム及び儲かる農林水産業加速化プログラムに関する財務事務の執行及び事業の管理について」をテーマとすることとした。

この点、持続可能な中山間地域等形成プログラムは、中山間・地域振興課（県民生活交通課）、儲かる農林水産業加速化プログラムは農産課を中心とした農林水産部において執行されているところ、監査の過程をつうじて、それぞれの担当部署において、各職員の方が各事業に真摯に取り組んでおられることは確認することができた。

他方で、中山間地域の活性化を図るためには、地域の拠点づくりの手段として、産業の活性化を図るなど、拠点づくりの施策と産業の活性化の施策が効果的かつ一体的に実施される必要があると思われる（例えば、持続可能な中山間地域等を形成するにあたっては、産業、特に農林水産業の振興を図ることは不可避であって、拠点づくりと農林水産業の振興は切り離すことはできない。また、今回の監査においては主に農林水産業を中心に扱ったが、中山間地域の特性に応じて、企業の誘致に積極的に取り組むことで産業の活性化を図ることも十分に検討の余地があると考える。）。

しかしながら、現在の組織体制は、中山間地域の活性化と儲かる農林水産業加速化プログラムがそれぞれ別々の部署で実施されており、それぞれの部署が連携することはあるものの、その連携の度合いは必ずしも高いものとは感じられなかった。

このような現状を踏まえると、中山間地域の活性化という課題に取り組むためには、中山間地域における拠点づくりやそれぞれの地域に応じた産業の振興について、現在の組織体制から更に進めて、中山間地域の活性化を一体的に取

組む組織の仕組みづくりについて、検討する余地があると考えてに至った。

監査人としては、今回の監査において、意見又は指摘事項とした点については、岡山県において真摯に受け止めて改善を検討することをお願いするとともに、中山間地域の活性化に取り組む組織体制の在り方について、今後の検討の一助にいただければ幸いである。

- 3 最後に、本件の包括外部監査において対象となった担当職員各位並びに岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なる協力をいただいたことについて心より感謝を申し上げるとともに、本監査が岡山県の中山間地域の活性化の一助になることを祈念して、本件の包括外部監査を終えることとする。

以上

【凡例】

基本用語	略称
岡山県果樹農業振興計画	果樹農業振興計画
岡山県中山間地域の振興に関する基本条例	中山間地域の振興に関する基本条例
岡山県中山間地域活性化基本方針	中山間地域活性化基本方針
岡山県県産材利用促進条例	県産材利用促進条例
岡山県県産材利用促進指針	県産材利用促進指針
岡山県農地中間管理事業の推進に関する基本方針	農地中間管理事業の推進に関する基本方針
岡山県花き振興計画	花き振興計画
岡山県野菜農業振興計画	野菜農業振興計画
岡山県離島振興計画	離島振興計画
農地中間管理事業の推進に関する法律	農地中間管理法
農林水産業の 6 次産業化推進戦略	6 次産業化推進戦略
第 3 次晴れの国おかやま生き生きプラン	生き生きプラン
2 1 おかやま農林水産プラン	農林水産プラン

【用語解説】

基本用語	解説
A I	人工知能（A r t i f i c i a l I n t e l l i g e n c e）の略。大量のデータに対して、人間のように言葉の理解や問題解決などを行うコンピュータシステム（このほかにも、A Iには様々な定義がある。）。
G T F S－J Pデータ	国土交通省が定めるバス事業者と経路検索事業者との間で簡単なバス等の運行情報（路線、停留所、ダイヤ）の受渡が可能となる「標準的なバス情報フォーマット」。国が事業者によるデータの作成及び公開を推進している。
I o T	モノのインターネット（I n t e r n e t o f T h i n g s）の略。自動車や家電製品など、様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報交換を行うこと。
M a a S	Mobility as a Service の略。様々な交通手段を連携し、その最適化を図り、快適な移動手段やそれに付随するサービスを提供する新しい概念。
再エネ基金	再生可能エネルギー等導入推進基金。再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金制度）を活用し、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等において、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するために、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援するため、岡山県が造成する基金。（環境省HP参照）
パーソントリップ調査	地域内の人の移動状況を把握するために、人の移動目的、経路、時間帯、交通手段等を個人の属性とセットで調査するもの。

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、令和四年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和六年三月二十六日

岡山県監査委員	笹井茂智
岡山県監査委員	山本雅彦
岡山県監査委員	浅間義正
岡山県監査委員	飛山美保

令和6年3月26日 岡山県公報 第12585号

令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「岡山県の中小企業の振興及び支援に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第5章 個別事業に対する外部監査の結果及び意見（各論）	
【経営力の強化や活力ある企業の育成】	
1 チャレンジする企業の成長・発展支援	
(1) 中小企業経営革新事業	
【意見1-1】本事業におけるコーディネーターの稼働時間などを可及的に把握する方策を検討すべきである。	
本事業は、委託料の大部分はコーディネーターに対する謝金などの人件費であることから、委託料の相当性を明らかにするため、コーディネーターの実際の稼働状況を把握するための方策を検討されたい。	コーディネーター及び職員の稼働状況については、定期的に相談対応記録や出勤簿を確認し、委託料の相当性や積算の内容の検証を行うこととした。 なお、令和3年度、令和4年度の稼働状況を調査した結果、人件費は実際の勤務時間に応じて支払われていることを確認した。
(2) 中堅企業への成長支援事業	
【意見1-2】本事業の成果報告において地域経済に対する波及効果に関する検証も盛り込むことを検討すべきである。	
本事業の目的として、地域経済への大きな波及効果が期待されていることから、県内における雇用が増加したことや県の税収が増加した等の効果を明らかにすることで事業効果の検証を図ることを検討すべきである。	本事業の地域経済への波及効果を検証できるよう、委託事業者からの事業完了報告書に地域経済への波及効果に関する項目を追加し、報告を求めることとし、その内容を踏まえ、適切な時期に、税収への影響など、県全体の地域経済への波及効果の検証を行うこととした。
【意見1-3】本事業の執務状況を把握したうえで、執務内容に応じた委託料を設定するよう検討すべきである。	
本事業の有効性を否定するものではないが、現状の委託料が相当であることを明らかにしておくために、プロジェクトマネージャー及び専従職員の具体的な稼働状況を完了報告書等において明らかにしておくべきである。	委託事業者からの事業完了報告書にプロジェクトマネージャー及び専従職員の稼働状況に関する項目を追加し、報告を求めることとした。
(4) I o T等導入実践研修等事業	

【意見1-4】講座を実施した場合には、可能な限り、アンケートを回収するよう方策を検討すべきである。

令和3年度に開催された講座のアンケートの回収率は必ずしも高いものではない。この点、新型コロナウイルス感染症の影響でウェブを利用した講座が増加したこともアンケートの回収率に影響していると思われるものの、講座の内容の検証のためにも、講座の受講者に対しては、極力アンケートに回答してもらえるよう方策を検討すべきである。	令和5年度の類似事業について、委託仕様書にアンケートの回収率の目標値を記載するとともに、その達成に向けた工夫を盛り込むよう求めることとした。
---	---

2 企業の経営安定及び持続的発展支援

(1) 中小企業支援センター事業

【意見1-5】パンフレットの効果測定の方策について検討すべきである。

本事業の効果測定は、把握が困難な状況にあるが、例えば、相談者がどの広告媒体によって本事業を把握したか等をアンケート項目に加えて、アンケートを実施する等の方策を検討すべきである。	年間2,500件を超える相談が来る中、その相談者に対し、どの広告媒体によって本事業を把握したかを確認することは負担が大きく、アンケート調査を実施することまでは考えていないが、中小企業支援センター事業の普及啓発に向け、事業説明会や各種研修会、メールマガジンなどにより周知を行っている。
---	--

(2) 小規模事業支援事業

【意見1-6】本事業の効率性を明らかにすることを検討すべきである。

岡山県における経営相談事業は、県の予算に基づいて、中小企業支援センター及び商工会・商工会議所において実施されており、その補助金は17億円をこえる。 相談事業などについては、棲み分けがなされているとのことであるが、補助金額が相当であることについては、客観的な検証が必要と思われることから長期的な対応も含めて、本事業の効率性の検証について検討をすべきと考える。	商工会・商工会議所等に対する補助金額の基礎となる経営指導員の配置については、国が5年ごとに実施する経済センサス活動調査の数値等により見直しを行っている。また、各商工会等においても支所等の統廃合や、適正な人員配置に努めているところである。
--	---

3 円滑な事業承継の推進

(1) 事業承継による成長支援事業

【指摘事項1-1】事業承継を積極的に推進するため、現在の委託事業に加えて、事業承継を積極的に進める施策を検討すべきである。

経営者に対して、事業承継を勧めることは、当該経営者に対して引退を勧奨する側面もあり、信頼関係の構築がない段階において提案することがはばかれる事情があるものの、本事業は、事業承継のための磨き上げを目的とするものであり、本事業によって、事業承継が促されており、有効性が認められると考える。 現状では、本事業によって直ちに事業承継件数の増加が認められるわけではない。しかしながら、中小企業の事業承継を促進することは、岡山県のみならず、日本全体における喫緊の課題であることを踏まえれば、本事業にとどまらず、岡山県として、積極的に事業承継の推進に取り組むことが必要であると考ええる。	引き続き、地域経済が持続的に成長・発展するよう、専門家の派遣等を通じ事業承継のための企業価値の磨き上げを支援するとともに、岡山県事業承継ネットワークを活用して関係機関と連携しながら効果的な事業を実施し、事業承継の支援に積極的に取り組むこととしている。
【意見１－７】本事業の委託料の方式について、事業承継が積極的に成立するような委託料の方式の採用を検討すべきである。	
本事業は、事業承継の前提として、事業の磨き上げを行うものであり、直ちに本事業によって事業承継の件数が増加するという性質の事業ではない。 本事業の目的は、事業承継の促進であり、事業承継の成立件数は、一つの指標として考慮せざるを得ず、現状の事業承継の件数は費用に見合っていないと思われることから、委託料の方式を検討すべきである。	本事業は、事業承継に向けた企業の磨き上げを支援するものであり、事業承継結果は支援の数年後に表れることから、成立件数と委託料を連動させるような委託方式の導入は困難と考える。 引き続き、岡山県事業承継ネットワークを活用した、フォローアップに努め、地域経済が持続的に成長・発展するよう、事業承継のための企業価値の磨き上げに取り組むこととしている。
4 Society 5.0の時代に対応するイノベーションの推進	
(2) 企業と大学の共同研究センター運営事業	
【意見１－８】企業人材育成事業のアンケート回収率を高める方策を検討すべきである。	
企業人材育成事業のアンケート回収率は、50%に満たない。アンケートは事業内容の見直し等事業の有効性を高めるための有効な手段となることから、同事業のアンケートの回収率を高める方策を検討すべきである。	アンケート項目の簡素化と受講者に対する回答の再提出依頼（失念防止）により、回収率が44.8%から78.7%に上昇した。
(3) EV関連技術対応促進事業	
【意見１－９】セミナーについてアンケートの回答率を向上させる施策を検討すべきである。	
より多くの参加者の意見を収集し、改善に繋げられるようアンケートの回答率を向上させる方策を検討すべきである。	アンケート項目の簡素化と、開始時と終了前にアンケートの趣旨説明を実施することとした。

5 先端技術による地域産業の強化・支援	
(4) 実践的オープンイノベーション促進事業	
【意見1-10】技術セミナー及び研究会においてアンケートの回収率を向上することを検討すべきである。	
本事業の技術セミナー及び研究会の効果検証を実施するにあたっては、アンケートは有効な手段となり得るうえに、事業が有効であることを示す資料となることから、参加者に対するアンケートの回収率を現状よりも向上させる方策を検討すべきである。	アンケート項目の簡素化と、開始時と終了前にアンケートの趣旨説明を実施することとした。
6 企業を支える産業人材の育成・確保	
(3) N E X Tものづくり自社ブランド製品創出事業	
【意見1-11】おかやまものづくり大学に係るセミナーにおいてアンケートの回収率を向上することを検討されたい。	
本事業のセミナーの内容は満足度が高いものの、アンケートの回収率は必ずしも高くない。 令和3年度は、セミナーがオンラインで実施されており、従来の方式によるアンケートの取得は困難であるとの事情もあると思われるものの、今後セミナーの有効性を客観的に明らかにするために、アンケートの回収率を上げることを検討されたい。	令和3年度は、セミナーをオンライン開催したことにより、従来の方式によるアンケートの回収が困難であった。 アンケートの回収率を向上するため、事前にその趣旨を伝え、設問数も必要最低限とする取組を実施することとした。
(6) おかやま就職応援センター事業	
【意見1-12】相談者が実際に岡山県へ就職するための施策を検討されたい。	
おかやま就職応援センターに対して一定数の相談数は認められるものの、実際の就職に至る件数は必ずしも高くない。 こうした現状を踏まえ、相談員の採用や相談者との関係を維持する仕組み等、相談者が実際に岡山県に就職をするような仕組みを検討する必要があると考える。	県内就職者数の向上のためには、センターの認知度向上、登録者数の増加が重要と考え、関東圏・近畿圏の在住者に向けてWEB広告を実施した。 また、県内企業の魅力を発信する冊子「おかやま業界地図2023春版」等をセンターの各オフィスに設置し、相談時に活用するなど様々な働きかけを行っている。
(7) おかやまインターンシップ推進事業	
【意見1-13】事業効果の検証資料としてインターンシップに参加した学生の意向を把握するためアンケートの回収率を高める施策を検討すべきである。	

本事業の目的は、学生に対して企業の魅力をPRし、県外の学生の還流と県内学生の定着を促進することにあることから、学生の意向を把握することは不可欠である。 各事業に参加した学生の意向を把握するため、アンケートの回収率を高める方策を検討すべきと考える。	アンケート実施時には、アンケートの趣旨を伝えて協力を依頼するとともに、対象者に対して回答を促すフォローアップも併せて行うこととした。
(10) 在職者訓練の概要	
【意見1-14】在職者訓練の参加者から積極的にアンケート取得することを検討されたい。	
在職者訓練においては一定の修了者があることから事業自体には有効性があることは認められる。 在職者訓練の内容を充実したものにするため、受講者のアンケートは重要な資料である。 アンケートの実施率が低いことのみをもって事業の有効性が否定されるわけではないが、今後の訓練の質の向上のひとつの資料とするために、アンケートの回収率を高めることを検討すべきである。	今後の在職者訓練の質の向上のため、令和5年度からは在職者訓練の全コースにおいて、受講者に対するアンケート調査を実施することとした。 また、アンケートの回収率を高めるため、選択式の設問の割合を多くし、受講終了時その場で記入および提出してもらうこととした。
【地域の特性を生かした産業の成長支援】	
2 地域に活力をもたらし新ビジネスの創出支援	
(2) ベンチャー発掘育成事業	
【意見2-1】創業相談会の内容について再検討すべきである。	
相談者が抱える問題に対して十分に対応できていない現状があるため、開催方法（ウェブ会議の利用等）や相談担当者の選任等について検討すべきである。	岡山インキュベータ協議会総会において、創業相談会の開催方法について検討し、ウェブでの相談ブースを追加することとした。 また、相談員については、事前予約による相談内容に応じ、日本政策金融公庫、信用保証組合、中小企業診断士会、産業振興財団の職員の中から専門性を考慮して選任しており、引き続き、相談者の課題解決を支援できるよう努める。
【意見2-2】コーディネーターの活動報告の在り方等事業検証方法について検討すべきである。	
現状のコーディネーターの活動報告では、コーディネーターの具体的活動内容を把握することが困難であるため、コーディネーターの活動報告の在り方を検討すべきである。	コーディネーターの活動内容を詳細に把握するため、活動報告書に勤務日時を記載することとした。

【意見2-3】首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家との意見交換会は積極的に開催すべきである。

首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家に対して、県内のベンチャー企業が情報提供することができない状態は、本事業の事業効果を低減させることは明らかである。こうしたことからウェブ会議による実施も含め、岡山県として首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家と積極的に意見交換を実施すべきである。

ベンチャーマーケット開催前に首都圏のベンチャーキャピタルとの意見交換会を実施予定である。今後は、積極的に意見交換会を実施することとしている。

【販路開拓の促進】

1 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進

(1) 岡山フードバレー推進事業

【意見3-1】本事業における委託業務の内容の詳細や経済的効果を把握することを検討すべきである。

本事業には有効性が認められるものの、費用対効果を検証するに当たっては、委託業務に費やされた時間や成約によって生じる経済的効果を把握することが不可欠である。

特に、本事業の委託料は1,567万7,979円と高額であるため、このような委託料を支払う合理性については、検証が必須であると考ええる。

こうしたことから本事業の業務がどの程度の労力を伴うものであるか又は本事業によって、岡山県又は県民にどのような経済的効果がもたらされたのかを定量的に把握することを検討すべきである。

岡山フードバレー推進事業については、年度末に受託者である岡山県中小企業団体中央会から事業実績報告書を徴取し、コーディネーターの活動状況等を確認している。

＜R4の例＞
・訪問相談対応：延べ760件（2名の計）
・販路等の斡旋：222件（〃、うち成約118件）

また、スーパーマーケットトレードショーへの出展をきっかけとする成約額を調査したところ、経費を大きく上回る効果を上げていることが確認できた。

今後も同様の調査を定期的の実施し、事業効果の把握に努める。

(2) 首都圏アンテナショップ事業

【意見3-2】アンテナショップ相談員の選定プロセスを見直すことを検討すべきである。

アンテナショップの相談員の応募は、岡山県のホームページに掲載されているのみであり、アンテナショップの所在が東京都内であることを踏まえると、広く優秀な人材を募集するには、岡山県のホームページのみでは不十分であると考ええる。

本事業を有効なものとするには、専門相談員の役割は重要であり、応募方法をハローワークや民間のサービスを利用するなどして、専門相談員は、岡山県出身者又は岡山県に居住したことがある等岡山県に所縁のある人材

次回、相談員を募集する際には、意見を踏まえ、選定プロセスを検討する。

を含め広く募集した上で、専門相談員として、岡山県の見どころを伝えるにふさわしい知識があるかについて、応募要件を課すか試験を実施するなどすべきである。 なお、募集媒体を見直し、多様な人材の応募を募ることで、岡山県に縁のある人物を採用することも可能となると思われる。	
【意見3-3】本事業には、多額の公金が投入されていることから、事業の効率性についてさらに検討をすべきである。	
現在の店舗賃貸借契約及び店舗運営業務委託契約の期間が令和5年度末に迫っており、岡山県では、関係者の意見や8年間の実績を踏まえ、現在の店舗で鳥取県との共同運営を続ける方向で検討を進めている。 首都圏アンテナショップの設置目的は、県産品のPRのほか、販路開拓、観光、移住等に関する首都圏での総合的な情報発信拠点であるが、新型コロナウイルス感染症により生じた社会の変化を踏まえ、インターネット販売の充実等、更なる効果的・効率的な運営が期待できる要素があるのではないかと考えられる。 いずれにしても、コストとベネフィットの観点から、県の実質負担を減らせるよう、多角的な検討を要すると考える。	アンテナショップは、本県の認知度向上とブランドイメージ確立のため、物販だけにとどまらず、観光誘客や移住の促進、県産品の販路拡大等に向けた情報発信拠点として設置しており、令和4年度の実績は入館者数402,341人、インターネット販売等を含む売上額423,358千円、観光等相談件数850件、移住・しごと相談件数509件、催事スペース等でのイベント等開催日数188日、テレビ、新聞等でのマスコミ露出件数319件と前年度を上回った。 県産品の売上で維持費をすべて賄えるとは考えていないが、安定運営のためには、売上は重要な要素であることから、5月から実施している運営事業者の公募にあたっては、コロナ禍で開始した公式オンラインショップ（インターネット販売）を仕様上必須にしたほか、売上増に資するインバウンド対応を審査基準上重視するなど、より効果的な運営ができるよう機能の見直しをしている。
(3) 首都圏県産品プロモーション事業	
【意見3-4】本事業の有効性の検証方法について検討すべきである。	
岡山県のPRを通じて、産業振興を図るためには、PR活動によって実際に岡山県の特産品の販売が増加した等の効果があったことが明らかにされる必要があると考える。 この点について、アンテナショップを活用したマーケティング&プロモーション事業のプロモーションについては、県産品の認知度向上を目的としていることから、効果としてリーチ数を把握している。加えて、首都圏インフルエンサーの意見を反映したPOP制作を行い、その効果を検証している。 東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた県産品等消費拡大キャンペーン事業及びももてなし家県産品フェア開催事業にお	ももてなし家県産品フェア開催業務では、お客様から伺った意見を業務完了報告書で確認しているところであり、令和5年度においても継続していきたいと考えている。また、毎週開催している物販・飲食店舗の店長と運営協議会事務局との意見交換の場においても、開催中のフェアについてのお客様の反応について報告してもらい、事業効果を確認するようにしている。

いては、県産品の販売や県産品を活用したメニューを販売しており、販売実績を把握している。 こうした検証方法に加え、例えば、岡山県の特産品を購入した方に購入した経緯等をアンケートすることによっても、本事業の効果検証が可能となると思われる。 このように、本事業によって、岡山県の産業振興についていかなる効果があるのかをより効果的に検証する方法を検討すべきである。	
(5) N E X T ものづくり自社ブランド製品創出事業	
【意見3-5】本事業に新製品開発のフォローアップをすることについて検討すべきである。	
本事業によって複数の会社が新製品の開発に至っているものの、新製品の開発を中断したり、再検討する会社も同様に存在している。 現状では、会社が新製品の開発に至らない原因等について、十分ではないことから、新製品の開発数を向上させるために、専門家の派遣等新製品の開発に関するフォローアップを実施することを検討すべきと考える。	新製品開発を中断した事例を調査したところ、商品開発に決定権のある者が参加していなかったため、最後の段階で製品化に至らなかった事例が多数あることがわかった。 (開発中断した7社中5社が該当する) 今後は、決定権を持つ者が事業に参加するよう、広報活動に努める。
【意見3-6】ものづくりデザイン活用セミナーのアンケートの回答率を高める方策を検討すべきである。	
ものづくりデザイン活用セミナーの満足度や将来の改善を検討するためには、アンケートは有効な情報収集手段であることから、その回答率を高めることが望ましい。 したがって、本事業のアンケートの回答率を高める方策を検討すべきと考える。	参加者50名中、回答者34名であった。 WEB開催のため、回答方法等が分かりづらかったのではないかと推測される。 今後は、簡単な回答方法を示すとともに、アンケートの趣旨を最初に伝え、設問数を減らす等の工夫を行い、回答率を高める努力をすることとしたい。
【資金調達の円滑化】	
2 設備導入の促進	
(1) 創業・経営革新等設備貸与（新設備貸与）資金貸付制度	
【意見4-1】貸与先決定を審査する審査委員会において、その判断プロセスが分かる議事録を作成・保管することを検討すべきである。	
貸与先決定のプロセスにおいて、審査委員会の構成員として岡山県も加わっているものの、議事録等その判断プロセスが残されておらず、どのような判断で意思決定がなされたか不明である。 損失補償のリスクを負っていることから、岡山県も貸与決定プロセスにおいて積極的な	設備貸与の審査会に関しては、担当者及び経営支援課の審査委員からの疑義や意見等に関するやり取りを記録するとともに、より明確に判断プロセスについても明記した上で、課内共有及び保管を行うこととした。

関与が必要であり、その中でどのような判断をしたかより丁寧な記録を残すことを検討すべきである。	
【意見4-2】リース契約は低調であり、利用を促進するための方法を検討されたい。	
令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の設備投資が低迷したことに加え、極めて多くの中小企業は、3年間実質無利子・無担保の融資いわゆる「ゼロゼロ融資」によって資金繰りを行ってきたことにより、設備貸与事業の申込み自体が低調になっている大きな要因であると県では分析しているが、状況に応じて制度の利用促進を図るよう検討する必要がある。 リース契約においては、一般的に、リース期間満了後、借り手がオプション行使により所有権を移転することができる契約形態もある。 このように、リース期間満了後の借り手のオプションを明示することなども、制度利用を促進するための一つの方法として検討されたい。	設備貸与事業を利用する中小企業に対して、リースという選択肢も検討してもらえよう、リースのメリットなどを分かりやすく示したリーフレットを作成し、企業からの相談時等に活用している。
(2) 新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付制度	
【意見4-3】貸与先決定を審査する審査委員会において、その判断プロセスが分かる議事録を作成・保管することを検討すべきである。	
貸与先決定のプロセスにおいて、審査委員会の構成員として岡山県も加わっているものの、議事録等その判断プロセスが残されておらず、どのような判断で意思決定がなされたか不明である。 損失補償のリスクを負っていることから、岡山県も貸与決定プロセスにおいて積極的な関与が必要であり、その中でどのような判断をしたか明確に記録として残すべきである。	設備貸与の審査会に関しては、担当者及び経営支援課の審査委員からの疑義や意見等に関するやり取りを記録するとともに、より明確に判断プロセスについても明記した上で、課内共有及び保管を行うこととした。
【意見4-4】リース契約は低調であり、利用を促進するための方法を検討されたい。	
令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の設備投資が低迷したことに加え、極めて多くの中小企業は、3年間実質無利子・無担保の融資いわゆる「ゼロゼロ融資」によって資金繰りを行ってきたことにより、設備貸与事業の申込み自体が低調になっている大きな要因であると県では分析しているが、状況に応じて制度の利用促進を図るよう検討する必要がある。 リース契約においては、一般的に、リース	設備貸与事業を利用する中小企業に対して、リースという選択肢も検討してもらえよう、リースのメリットなどを分かりやすく示したリーフレットを作成し、企業からの相談時等に活用している。

期間満了後、借り手がオプション行使により所有権を移転することができる契約形態もある。 このように、リース期間満了後の借り手のオプションを明示することなども、制度利用を促進するための一つの方法として検討されたい。	
【新しい働き方の推進】	
1 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進	
(1) 健康経営推進事業	
【指摘事項5-1】専門家派遣について、派遣先企業にアンケート調査を実施すべきである。	
専門家の派遣について、その事業の有効性の評価は、派遣先の企業が当該専門家派遣を受けて、その後の事業にどのように活用することができるか、専門家の業務が派遣を受けた企業のニーズを満たしているかなどを確かめることによって行うことができるが、派遣先企業からのアンケートはとっていない。 専門家派遣報告書による専門家の報告書は存在するが、当該報告書はあくまでも専門家の目線で作成されたものであり、派遣先企業にとって、当該事業が有益なものであったかは判断できない。 派遣先企業は、専門家に来社してもらい、無料で相談ができることから、アンケート調査は必須にすべきであり、そのアンケート調査を本事業の評価に活用するべきである。	当該事業による専門家派遣やセミナーの開催等の取組により、国が認定する健康経営優良法人の1万社当たりの数が全国1位になるなど、一定の成果が得られたことから、当該事業は令和3年度に終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、より適切な効果検証を行うこととする。
【意見5-1】セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。	
岡山県が公費を使って開催するセミナーで、参加者は受講料無料で参加しているのだから、できる限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。 現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行うことが望ましい。	当該事業による専門家派遣やセミナーの開催等の取組により、国が認定する健康経営優良法人の1万社当たりの数が全国1位になるなど、一定の成果が得られたことから、当該事業は令和3年度に終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、より適切な効果検証を行うこととする。
(2) 働き方改革推進フォーラム事業	
【意見5-2】セミナー受講者からのアンケートの回答率を高め、アンケート結果を本事業の評価の参考情報として活用し、次年度以降の事業に役立てるべきである。	
本セミナーのアンケートの回答率は49%である。多額の公費をかけて開催したフォーラムで、参加者は無料で受講できるのである	セミナー開始前、休憩時間及び終了後にアンケート記入を促すアナウンスを丁寧に行った。アンケートの回収率を高め

からできる限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。回答率が半分程度では、本事業の有効性評価は十分に行うことはできない。 特に、本事業での講師への謝金が妥当であることを明らかにするためには、アンケート調査により参加者からの反応がコストに見合うものかどうかを証明する必要がある。 現状のアンケートの回答率が50%にも満たない程度では、それが果たされていないと思われることから、回収率を向上させることを検討すべきである。	るため、回答しやすい設問（設問数の削除、選択肢の設問の増）とする見直しを行った。
(3) テレワーク等導入支援事業	
【意見5-3】参加企業を想定した紹介企業の選定をするなど内容について検討をすべきである。	
本事業は、テレワーク導入セミナーとして、テレワークの普及を図るため、テレワークを導入したい中小企業等に対して、成果を上げている先進企業を紹介するものであるが、アンケート調査の結果からも、受講した中小企業との規模感・レベル感のミスマッチから、参加企業の聞きたい内容とはかなりズレがあったように思われる。 本来の事業の目的にある岡山県内の中小企業等の先進事例を多く紹介できるようなセミナーの方が、参加企業はより実務に有益な情報を入手できると思われる。 また、中小企業と一言と言っても規模感は様々であり、参加企業の規模感・レベル感によって、実務レベルで聞きたい内容も大きく異なると思われるため、参加企業側のニーズを汲み取るためにも、より高いアンケート回答率が必要である。	今後、同様の事業を実施する際は、参加企業の規模を見極め、同程度の企業から事例を紹介してもらう等、セミナーの内容を精査する。 また、アンケートの回収率を高めるため、回答しやすい設問（選択肢の設問を増やす等）とするよう見直しを行う。
(5) 労働教育講座開催事業	
【意見5-4】セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。	
岡山県が公費を使って開催するセミナーで、参加者は受講料無料で参加していることから、できる限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。 現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行うことが望ましい。	セミナー開始前及び終了後にアンケート記入を促すアナウンスを丁寧に行った。アンケートの回収率を高めるため、回答しやすい設問（選択肢中心）とした。
(6) 高齢者生涯現役就業促進事業	

【意見5-5】本事業のテーマの重要性に鑑み、有効性が高まるよう、開催方法を再検討すべきである。	
出前講座を受講した企業からのアンケートにおいては、一定の評価は得ていたものの、当年度の開催状況を鑑みると、事業の有効性が高いとは言い難い。 シニアの雇用促進という、非常に重要なテーマであることから、事業の開催方法を再検討する必要がある。	令和5年度から、多くの企業に受講機会を持ってもらえるよう、出前形式での実施ではなく、オンデマンド配信によるセミナーを実施した。
【意見5-6】フォーラム受講者からのアンケートの回答を上げる工夫をすべきである。	
岡山県が公費を使って開催するフォーラムで、参加者は受講料無料で参加していることから、できる限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。 現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行うことが望ましい。	フォーラム開始前及び終了後にアンケート記入を促すアナウンスを実施し、アンケートの回収率を高めるため、設問の見直し（設問項目の削減、設問項目の簡素化）を行った。
【事業継続力の強化】	
1 新型コロナウイルス感染症の影響等からの復活	
(1) 中小企業BCP（事業継続計画）推進事業	
【意見6-1】セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。	
岡山県が公費を使って開催するセミナーで、参加者は受講料無料で参加していることから、できる限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。 現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行うことが望ましい。	オンライン形式で開催する場合は、開会前及び閉会后にアンケートの入力について、モニターへの表示やアナウンスを実施する取組を行うなど、引き続き、工夫を凝らしながら、回収率の向上に努めたい。
(3) 経営革新計画によるデジタル化推進事業	
【指摘事項6-1】審査員が審査を辞退しなければならない場合の客観的基準を設定すべきである。	
審査員が申請者と個人的な利害関係があり、審査員として適切でない場合には、審査員本人の申し出により審査を辞退することがあるとのことである。 このことについて、どのような場合には特別な利害関係があり審査ができないかについて	当該補助事業は令和3年度に終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、利害関係者に該当する基準及びチェック方法について明確化することとする。

ての明確な基準はなく、本人の申し出という非常に曖昧、かつ、主観的な判断基準に委ねられている。 多額の補助金の交付に関与する審査員であることから、特別な利害関係を有するものとして、審査を辞退しなければならない明確な基準を作成し、申請者毎に当該判定シートに基づき、審査員は利害関係の有無をチェックすべきである。	
【意見6-2】本事業の補助金支給の要件を検討すべきである。	
新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが補助金申請要件となっているが、具体的な要件を見る限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていなくても形式的に要件を満たすケースが多く想定されることから、形式面だけでなく実質面で判定できるような要件の検討が必要である。	当該補助事業は令和3年度に終了したが、申請の前提要件である経営革新計画の承認にあたって事業者へのヒアリングを実施しており、その過程で新型コロナウイルス感染症の影響について実質面における判断も行っていたところである。
【意見6-3】審査員の評価基準が客観的なものであるか及びその評価基準に基づく各審査員の評価の方法が適切か再検討されたい。	
審査員は3名で、それぞれの評価点を平均して決定することとなっており、特定の審査員のみ判断にはよらない。 また、審査にあたっては、審査の基準が設定されており、制度上、全くの主観によらないものとなっているにもかかわらず、審査結果を見ると、審査員によって同一申請者に対する採点に大きな差異が生じているケースがある。 審査員各人が持つ経験や知見は異なるため、採点にある程度バラつきがあるのは当然であるが、評価結果にバラつきがありすぎる。 これを是正するためには、なぜこれほどの評価のバラつきが出るのかについて、以下の点について再検討されたい。 ・評価基準自体が適切であるか ・評価基準に基づく各審査員の評価方法が適切であるか 当該補助金の支給の可否によって、申請者の今後の事業計画に大きな影響を与えるなど、審査員一人一人がもつ影響力の大きさを再認識すべきである。	当該補助事業は令和3年度に終了したが、申請者の事業内容・業界動向・デジタル化の効果等に関して様々な観点から判断を行うため、複数の審査員に対して採点を依頼していたところである。 評価に大きな差異が生じたケースについては、本補助金の趣旨に照らした際に、交付先として不適切だとまで考えられる事業者はいないことなどについて各審査員に確認済みとなっている。
(4) デジタル化推進による生産性向上推進事業	
【指摘事項6-2】審査員が審査を辞退しなければならない場合の客観的基準を設定すべきである。	

審査員が申請者と個人的な利害関係があり、審査員として適切でない場合には、審査員本人の申し出により審査を辞退することがあるとのことである。

このことについて、どのような場合には特別な利害関係があり審査ができないかについての明確な基準はなく、本人の申し出という非常に曖昧、かつ、主観的な判断基準に委ねられている。

多額の補助金の交付に関与する審査員であることから、特別な利害関係を有するものとして、審査を辞退しなければならない明確な基準を作成し、申請者毎に当該判定シートに基づき、審査員は利害関係の有無をチェックすべきである。

当該補助事業は令和3年度に終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、利害関係者に該当する基準及びチェック方法について明確化することとする。

◎岡山県教育委員会訓令第1号

岡山県立学校
一般事務
所
機
関

岡山県教育委員会文書保存分類表（平成8年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
令和6年3月26日

岡山県教育委員会

第一表A共通の表5人事の部3服務の項中

9	自家用車公務使用承認簿	3
---	-------------	---

を

9 10	自家用車公務使用承認簿 不祥事防止対策	3 5
---------	------------------------	--------

に改

める。

第一表D教職員の表3免許の部中

4	免許更新制	1 2 3 4 5	免許更新制総括 修了確認 免除 延期 再交付	3 5 5 5 5
---	-------	-----------------------	------------------------------------	-----------------------

を

に改め、同表4人事の部に次のように加える。

4	1	
---	---	--

7	奨学金返還 支援事業	1 2 3	総括 例規 申請書類等	3 30 30
---	---------------	-------------	-------------------	---------------

第一表E高校教育の表1総括の部8研修の項中

9	産業教育共通研修	3
---	----------	---

を

9 10 11	産業教育共通研修 大学生インターンシップ事業「教師への道」研修 大学生インターンシップ事業「教師への道」インターンシップ	3 3 3
---------------	--	-------------

「高等学校産業教育施設設備費		10	や	「高等学校産業教育施設設備費		30	に改め、同表3
----------------	--	----	---	----------------	--	----	---------

指導の部1国際理解教育の項中		「		「		に改め、同表4学	
12	オンライン国際交流コーディネーター	3	や	12	オンライン国際交流コーディネーター	3	
				13	グローバル・リーダー育成拠点構築事業	3	

力向上の項中		「		「		に改め、同表4職業教育の部1総括	
2	高等学校学力向上プロジェクト	3	や	2	高等学校学力向上プロジェクト	3	
				3	1人1台端末の効果的な活用	3	

の項中		「		「		に改め、	
6	包括連携協定	3	や	6	包括連携協定	3	
				7	安全教育	3	

第一表F保健体育の表5学校体育の部4高校総体の項中「高校総合体育大会」や「全国高校総合体育大会」に改め、同表中「オリンピック・パラリンピック教育推進事業」や「部活動の地域移行」推進事業」に改める。

第一表G生涯学習の表2振興の部3県費補助の項中		2	日本スカウトジャンボリー派遣費補助金	5	や
-------------------------	--	---	--------------------	---	---

「		に改め、同表4社会教育の部1家庭・地域教育の項中「生きる力応援プラン」「夢さがしの旅」推進事業」や「夢育パ	
2			

ートナーズ推進事業」に改める。

第一表I福利の表1福利の部4教職員住宅の項中		3	教職員住宅調査	3	や
------------------------	--	---	---------	---	---

「		に改め、	
3	教職員住宅調査	3	
4	火災共済	3	
5	個別施設計画	10	

第一表M特別支援教育の表3指導の部5就学指導の項中「就学指導委員会」や「教育支援委員会」に改める。

第二表 1 共通の表 5 人事の部 2 給与の項中

17 保険料

に改

め、同表 3 服務の項中

15

自家用車生徒同乗使用承認申請書

3

を

15

自家用車生徒同乗使用承認申請書
不祥事防止対策

3

に改める。

第二表 2 教育事務所の表 1 総括の部 1 総括の項中

3

所長会

3

を

に改め、同表 2 総務の部 5 給与支給の項を次のように改める。

1	給与支給総括	3
2	給与支給記録簿	7
3		
4		
5	給与減額	5
6	給与報告	1
7	寒冷地手当	5
8		
9		
10		
11		
12	へき地手当に準ずる手当届出書	5
13		
14		
15		
16		
17	口座設定報告書	5
18	児童手当認定請求書	5
19	児童手当現況届	5
20	社会保険	2
21	扶養控除等申告書	7

22	保険料控除申告書	7
23	住宅取得等特別控除申告書	7
24		
25	源泉徴収票	7
26	所得税	5
27		
28	雇用保険	5
29		
30	基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書 兼所得金額調整申告書	7

第二表2教育事務所の表3教職員の部2研修の項中「事務職員・学校栄養職員研修」を「事務職員・栄養教諭研修」に改め、同部5給食の項中「主任・特別支援学校・多学年担

当」を「主任・特別支援学級・多学年担当」に改め、同表5生涯学習の部2社会教育の項中

4	5	6	5	3
	社会教育主事講習	地域学校協働活動		

4	社会教育主事研修	3
5	社会教育主事講習	5
6	地域学校協働活動・地域学校協働本部	5

に改め、同部5青少年教育の項中「FOS少年団」を「」に改め、

6		
---	--	--

に改め、同部A文化振興の項中「文化財保護指導者養成」を「文化部」に改め、同部C補助・委託事業の項中

5	放課後子ども総合プラン	5
6	地域学校協働本部	5

「社会教育関係団体によるパートナーシップ事業」を「」に改め、

第二表11県立学校の表2庶務の部7補助金の項中

14	高等学校等専攻科就学支援金	5
----	---------------	---

に改め、

15	高等学校等就学支援金受給資格消滅	5
----	------------------	---

第二表14総合教育センターの表4研修の部1教員等研修事業の項中「~~研修費~~」を「~~研修費~~」に改める。

附 則
この訓令は、公布の日から施行し、令和五年度以降において完結した文書から適用する。